



第3次綾瀬市環境基本計画

2023(令和5)年度～2032(令和14)年度

あやせの緑と水をみんなで育み
環境負荷のない暮らしを実践し
持続可能なまちづくりを進める



綾瀬市

はじめに

本市では、地球にやさしいまち綾瀬の実現に向け、1999年に「綾瀬市環境都市宣言」を行い、2000年に「綾瀬市環境基本条例」を制定、2003年に第1次綾瀬市環境基本計画を策定、2014年には第2次綾瀬市環境基本計画を策定するなど、環境と共生した都市の実現に向けた環境政策を、総合的・計画的に着実に推進してまいりました。

近年、環境問題については、公害への対応や生活環境の保全といった従来からの課題だけでなく、地球温暖化の進行によって引き起こされる気候変動による自然災害の顕在化や、マイクロプラスチック問題への対応などの新たな課題が明らかになっております。

複雑化する環境問題や社会状況の変化を見据えるとともに、地域の環境課題に対応していくため、上位計画であります「綾瀬市総合計画2030」や関連計画との整合性を図りながら、将来にわたって持続可能な社会を構築するため、2023年度から10年間を計画期間とする、新たな「第3次綾瀬市環境基本計画」を策定いたしました。

本計画は、「あやせの緑と水をみんなで育み、環境負荷のない暮らしを実践し、持続可能なまちづくりを進める」ことを基本テーマとし、5つの環境の将来像の実現を目指して、市民・市民団体・事業者・市が協働・連携して各種の施策を推進していくことを主眼としております。

計画策定を契機としまして、市民や事業者の方々などが、将来にわたってよりよい環境を享受できるよう、計画の着実な推進に努めてまいりますので、皆様の一層の御理解と御協力をお願いいたします。

終わりに、本計画の策定にあたりまして、大変熱心な御議論をいただきました、「綾瀬市環境対策委員会」の委員の皆様をはじめ、数多くの貴重な御意見や御提言をいただきました市民や事業者の皆様にご心から感謝申し上げます。

2023（令和5）年8月

綾瀬市長 古塩政由



目次

第1章 計画の基本的事項

1	計画改訂の背景と目的	8
2	計画の位置付け	9
3	計画が対象とする範囲	10
4	計画の期間	10
5	推進主体と役割	11
6	計画の構成	12

第2章 現状と課題

1	環境に関する社会情勢の変化	14
2	県の動向	22
3	市の環境の現状	25
3-1	市の概況	25
3-2	環境の状況	29
3-3	市民・事業者の意識	37
4	第2次計画の評価と課題	40
4-1	第2次計画の環境指標の達成状況	40
4-2	環境の現状を踏まえた課題と今後の方向性	44

第3章 計画が目指す環境の姿

1	計画の基本テーマ	50
2	環境の将来像と基本目標	51
2-1	環境の将来像	51
2-2	環境の将来像と基本目標	51
3	施策体系	54

第4章 計画で進める取り組み

将来像1	多様な生きものが生息し、豊かな緑と水が身近に感じられるまち	58
	(自然共生社会の実現)	
基本目標1-1	生物多様性の保全～カワセミなど多様な生きものが生息するまち～	60
基本目標1-2	緑と水辺環境の保全～ホテルが飛び親しめるまち～	62
基本目標1-3	農地と里地里山の保全～田園と富士山、大山の景観～	64
将来像2	安全で衛生的な環境が保全され、健やかに暮らせるまち	66
	(生活環境の保全)	
基本目標2-1	大気環境の保全	68
基本目標2-2	水質環境及び土壌の保全	70
基本目標2-3	騒音・振動への対応 ～航空機騒音が少なく、静かで、安らぎのある、住み良いまち～	72
基本目標2-4	環境美化活動の推進	74
将来像3	ごみの減量化や3Rを進め、資源を大切に利用するまち	76
	(循環型社会の実現)	
基本目標3-1	廃棄物の発生・排出抑制・適正処理	78
基本目標3-2	廃棄物の資源化の推進	80

将来像 4	脱炭素の実現に向けて、みんなで省エネや創エネに取り組むまち………	82
	(脱炭素社会の実現)	
基本目標 4-1	気候変動緩和策の推進～再生可能エネルギーの活用～	
	【重点取組事項】 ……………	84
基本目標 4-2	気候変動緩和策の推進～省エネルギー化などの推進～	
	【重点取組事項】 ……………	86
基本目標 4-3	気候変動適応策の推進 ……………	88
将来像 5	子どもから大人までみんなで環境を学び、活躍する人が育つまち………	90
	(環境教育・協働の推進)	
基本目標 5-1	環境教育の推進 ……………	92
基本目標 5-2	環境保全活動の推進 ……………	94
基本目標 5-3	事業所における環境保全活動の推進 ……………	96
基本目標 5-4	環境情報の整備と発信 ……………	98

第5章 綾瀬市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)、綾瀬市気候変動適応計画

1	市の環境の現状 ……………	102
1-1	計画策定の背景 ……………	102
1-2	市における気候変動の現状及び将来予測 ……………	104
2	計画の基本的な考え方 ……………	109
2-1	計画の位置付け ……………	109
2-2	計画の期間 ……………	109
2-3	計画の対象 ……………	110
3	温室効果ガス排出量の現状 ……………	112
3-1	温室効果ガス排出状況 ……………	112
4	温室効果ガス排出量の削減目標 ……………	114
4-1	温室効果ガス排出量の将来推計 ……………	114
4-2	温室効果ガス排出量の削減目標 ……………	115
5	緩和策及び適応策の展開 ……………	117
5-1	削減目標の達成に向けた取り組み(緩和策) ……………	118
5-2	気候変動の影響を回避・軽減する取り組み(適応策) ……………	122

第6章 計画の推進体制と進行管理

1	計画の推進体制 ……………	124
2	計画の進行管理 ……………	125

資料編

1	綾瀬市環境基本条例 ……………	127
2	綾瀬市環境基本計画の改訂についての諮問書・答申書 ……………	129
3	計画の策定経過 ……………	131
4	温室効果ガス排出量の算定 ……………	135
5	綾瀬市公共施設等太陽光発電設備導入調査結果 ……………	137
6	環境基準 ……………	138
7	用語解説 ……………	144

1. 計画の基本的事項

第1章 計画の基本的事項

1 計画改訂の背景と目的

第2次綾瀬市環境基本計画（2014(平成26)年3月策定、計画期間：2014(平成26)年度～2023(令和5)年度、以下「第2次計画」という。）は、「綾瀬市環境基本条例」に基づく、環境の保全及び創造に関する基本的な計画であり、市民・市民団体・事業者・市が一体となって健康で安全かつ快適な環境を享受するとともに、良好な環境を将来の世代に引き継ぎ、持続可能な社会を構築するための目標及び具体的な取り組みを示し、実践することを目的として策定しています。

第2次計画策定以降、社会情勢及び環境行政を取り巻く状況は大きく変化しています。地球温暖化の分野では、2015(平成27)年12月に採択された地球温暖化対策の国際的枠組み「パリ協定」を受けて、国の地球温暖化対策を総合的に推進するための計画である「地球温暖化対策計画」が2016(平成28)年5月に策定されました。「パリ協定」は、21世紀後半に温室効果ガス排出量の実質ゼロを目指すもので、2020(令和2)年10月に国も「2050(令和32)年までのカーボンニュートラルの実現」を宣言し、翌年4月、2030(令和12)年度温室効果ガス46%削減（2013(令和12)年度比）を目指すこと、更に50%の高みに向けて挑戦を続けることを表明しました。2021(令和3)年10月には「地球温暖化対策計画」が改訂され、脱炭素社会の実現に向け、新たな削減目標実現への道筋が示されました。綾瀬市においても、2022(令和4)年3月に「ゼロカーボンシティ」を表明し、「2050(令和32)年までに二酸化炭素の排出量実質ゼロ」という目標に向けて、脱炭素社会の実現を目指すこととしました。

生物多様性の分野では、2030(令和12)年までの世界目標「昆明・モンリオール生物多様性枠組」の採択に対応し、ネイチャーポジティブ（自然復興）実現に向けた国のロードマップ「生物多様性国家戦略2023-2030」が示されました。

また、循環型社会の分野では、2018(平成30)年6月に国が策定した「第四次循環型社会形成推進基本計画」において、食品ロス問題やマイクロプラスチックを含む海洋ごみ問題といった課題解決のための取り組みが示されています。

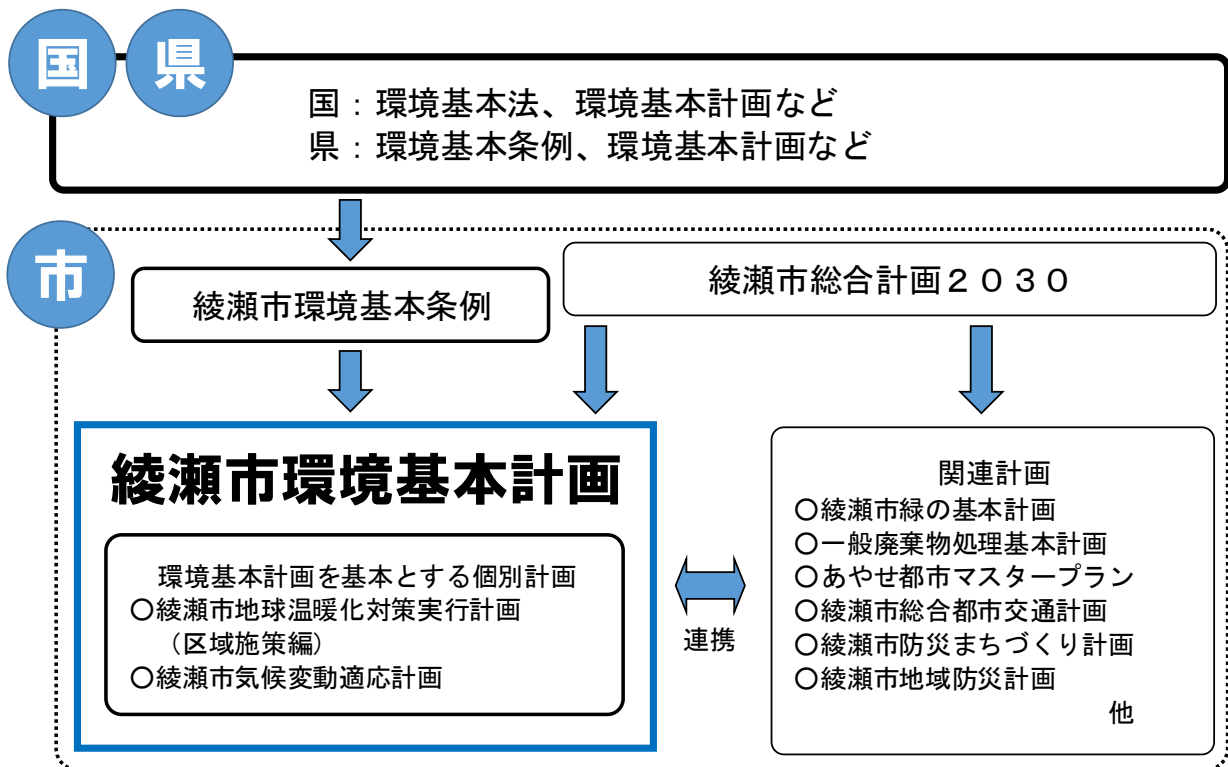
国においては、2018(平成30)年4月に「第五次環境基本計画」が閣議決定され、持続可能な開発目標（SDGs）の考え方を活用しながら、環境政策により、経済的、社会的な課題を同時解決し、将来にわたって質の高い生活をもたらす「新たな成長」につなげていくことや「地域循環共生圏」など、環境に対する新たな視点が示されました。

この度、これらの環境に関する急激な社会情勢の変化や地域の環境変化を踏まえ、新たな環境問題に対して、総合的・計画的な対応を図り、市民・市民団体・事業者・市の取り組みを促進していくことを目的として、第2次計画の計画期間の終了を待たず、第3次綾瀬市環境基本計画（計画期間：2023(令和5)年度～2032(令和14)年度、以下「本計画」という。）を策定します。

2 計画の位置付け

本計画は、綾瀬市環境基本条例第3条に定める基本理念にのっとり、環境の保全及び創造についての目標及び施策を具体的に示すために、同条例第8条に基づいて策定するものです。また、本計画は、「綾瀬市総合計画 2030」に定められた将来都市像「緑と文化が薫るふれあいのまち あやせ」を実現するための環境分野のマスタープランです。綾瀬市緑の基本計画や一般廃棄物処理基本計画など環境分野に関係する計画と連携します。

なお、本計画は、温室効果ガスの排出抑制のための総合的・計画的な施策展開に向けて定める「綾瀬市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」及び気候変動適応に関する効果的な施策を推進する「綾瀬市気候変動適応計画」を包含します。



■ 計画の位置付け

3 計画が対象とする範囲

本計画が取り扱う範囲について、以下に掲げる枠組みを対象としています。

■ 計画の対象範囲

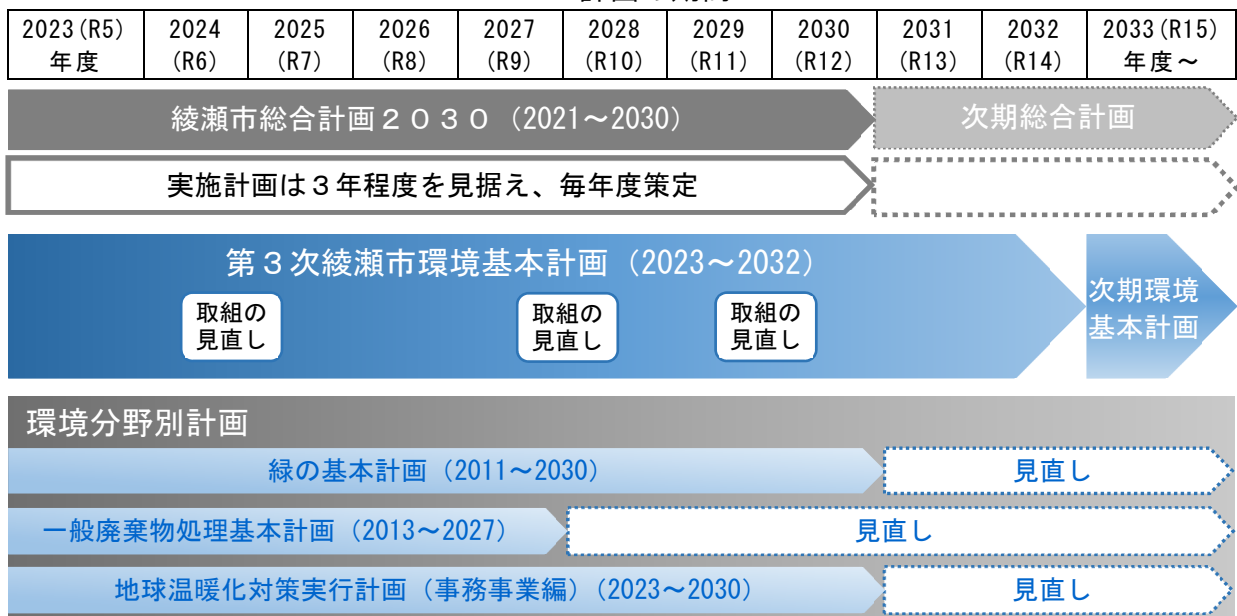
環境分野	対象となる環境項目
自然共生社会	生物多様性・緑・水など
生活環境	大気・水質・騒音・振動・悪臭・美化など
循環型社会	廃棄物・3R（リデュース・リユース・リサイクル）など
脱炭素社会	再エネ・省エネ・まちづくり・気候変動適応など
環境教育・協働社会	環境教育・環境学習・環境保全活動・環境配慮など

4 計画の期間

21世紀半ばを長期的に展望しつつ、計画の実行期間は、2023(令和5)年度から2032(令和14)年度までの10年間とします。また、本市を取り巻く環境や環境に関する社会情勢の変化に合わせて、必要に応じて見直しを行うこととします。

なお、本計画に掲げた環境保全などの取組内容については、綾瀬市総合計画2030の実施計画及び環境分野別計画との整合を図りつつ、「綾瀬市環境行動計画」として概ね3年毎に見直しを図っていくものとします。

■ 計画の期間



5 推進主体と役割

本計画は市民、事業者及び市の三者が協働して取り組むものであることから、対象主体は市民、事業者及び市とします。

それぞれの役割は、次のとおりです。



6 計画の構成

本計画の構成は、次のとおりです。

■ 計画の構成

第1章 計画の基本的事項

計画改訂の背景と目的、計画の位置付け、期間、対象範囲、各主体の役割などを説明します。

第2章 現状と課題

市を取り巻く社会情勢の変化や綾瀬市の環境の現状を整理し、これまでの計画の取り組みを振り返りながら、環境に対する課題と今後の方向性を示します。

第3章 計画が目指す環境の姿

計画の基本テーマと、綾瀬市が目指すべき環境の将来像を定め、これを実現するための基本目標と施策体系を示します。

第4章 計画で進める取り組み

環境の将来像ごとに、基本目標、方向性、取組内容、環境指標、主体別の取り組み・環境配慮指針を示します。

第5章 綾瀬市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）、綾瀬市気候変動適応計画

綾瀬市の区域の温室効果ガス排出削減のための実行計画であり、地域の気候変動適応策に対する適応策の要素を含む取り組みを示します。

第6章 計画の推進体制と進行管理

計画を継続的に機能させていくため、具体的な推進体制と進行管理を示します。

2. 現状と課題

第2章 現状と課題

1 環境に関する社会情勢の変化

■ 気候変動対策

近年、地球温暖化の進行による気候変動や、その影響による自然災害の増加は、世界的に喫緊の課題となっています。2015(平成 27)年にパリで開催された第 21 回国連気候変動枠組条約締約国会議 (C O P 2 1) では、法的拘束力のある国際的な合意文書「パリ協定」が採択されました。パリ協定では、世界の平均気温の上昇を産業革命以前と比べて 2℃より低く保ち、1.5℃に抑える努力を追求すること等を世界共通の長期目標として掲げ、今世紀後半に世界全体の温室効果ガスの排出量を実質ゼロとする「脱炭素化」が明言されました。

国は、「パリ協定」を踏まえ、2016(平成 28)年 5 月に「地球温暖化対策計画」を策定し、2030(令和 12)年度において温室効果ガス排出量を 26%削減 (2013(平成 25)年度比) する中期目標に向けた対策に取り組んできました。2020(令和 2)年 10 月に「2050(令和 32)年までに温室効果ガス排出量実質ゼロ」(カーボンニュートラル) を宣言し、2021(令和 3)年 5 月「地球温暖化対策の推進に関する法律」の改正により、2050(令和 32)年までの脱炭素社会の実現に向けた基本理念が明記されました。

地球温暖化対策の方向性は「低炭素化」から「脱炭素化」へと大きく変化しており、2050(令和 32)年二酸化炭素排出実質ゼロを表明する企業や自治体が相次いでいます。今後も国の動向を注視しながら、再生可能エネルギーの導入や更なる省エネルギー対策の徹底などを推進していくことが必要となっています。

国は、2018(平成 30)年 12 月に「気候変動適応法」を施行し気候変動の影響による被害を防止・軽減する適応策の推進が法的に位置付けられ、2021(令和 3)年 10 月に「気候変動適応計画」を策定しました。気候変動による災害の増加、熱中症のリスクの増加など、気候変動及びその影響が全国各地で現れており、気候変動問題は、人類や全ての生きものにとっての生存基盤を揺るがす「気候危機」とも言われています。従来行われてきた地球温暖化の進行を抑制する「緩和策」に加え、気候変動により既に起こりつつある影響に備える「適応策」も重要です。



■ 気候変動への対策（緩和と適応）

出典：「気候変動と適応」気候変動適応情報プラットフォームポータルサイト

■循環型社会（海洋プラスチックごみ・食品ロスへの取り組み）

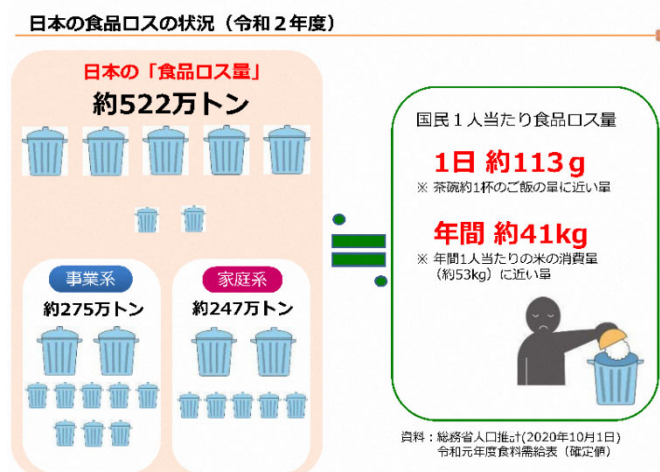
近年、海洋プラスチックごみや食品ロスなど、流出または廃棄したごみが生態系や地球環境へ与える影響が世界中で問題となっています。

国は、2018(平成 30)年に「第四次循環型社会形成推進基本計画」を閣議決定し、地域循環共生圏形成による地域活性化、ライフサイクル全体での徹底的な資源循環、適正処理のさらなる推進と環境再生などを掲げ、その実現に向けて国が講ずべき施策を示しました。

海洋プラスチックごみは、生活に身近なプラスチック製品などが適正に捨てられずに河川などを通じて海に流れ込むことが発生源とされており、世界中で毎年 800 万 t が流出しているとされています。

2019(令和元)年に策定された「海洋プラスチックごみ対策アクションプラン」では、本市のように直接は海洋と接していない地域においても、プラスチックごみの回収・適正処理、発生抑制に努めることが求められています。2020(令和 2)年 7 月からは、プラスチック製買物袋の過剰な使用を抑制するための「レジ袋有料化」が開始されるなど、プラスチックの消費に関わるライフスタイルの変革が始まっています。プラスチックは、生活に必要不可欠な素材である一方で生態系に与える影響や、燃焼による CO₂の発生など、プラスチック製品の使用抑制、回収・リサイクルの推進が必要です。2022(令和 4)年「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（プラスチック資源循環法）」が施行され、3 R + Renewable（リニューアブル、再生可能資源の活用）の考え方でプラスチックの資源循環が進められています。

また、日本では、消費期限切れや食べ残しなどの形で本来は食べられる食品が捨てられてしまう「食品ロス」が多く発生しており、環境に悪影響を及ぼしています。日本の食品ロス量は年間約 522 万トンで、国民一人あたり 1 日茶碗 1 杯分のごはんを捨てていることとなります。食品ロスの削減に向けて、2019(令和元)年に「食品ロスの削減の推進に関する法律」が施行され、2020(令和 2)年には「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」が閣議決定されました。国、地方公共団体、事業者、消費者等の多様な主体が連携し、国民運動として食品ロスの削減を推進することが求められています。



出典：農林水産省ホームページ

■日本の食品ロスの状況（2020(令和 2)年度）

■生物多様性

現在、地球上には約 3,000 万種類もの生物がいるといわれており、人間を含め、それぞれの環境に適応して生きている多様な生物の豊かな個性と、生物が相互に支え合いバランスを保つことができるつながりのことを生物多様性といいます。

私たちの生存に欠かせない水や食料、木材、繊維、医薬品などは、様々な生物をもとに成り立っており、生物多様性が与えてくれる恵みは「生態系サービス」と呼ばれます。また、生物多様性は、四季の美しさや文化など心の安らぎを育んでくれ、豊かな森林や河川を保全することは安全な水の確保や災害の軽減、土壌流出防止など、安心して暮らせる環境の確保につながっています。人間社会の生活は、豊かな生態系に依存しており、自然環境を守り、生態系サービスを持続的に利用することは、人類共通の最重要課題の一つとなっています。

世界全体で生物多様性の保全に取り組むため、1992(平成 4)年に「生物多様性条約」が締結され、2010(平成 22)年には、「愛知目標」が採択され、2020(令和 2)年までの短期目標や 20 の個別目標が示されました。しかし、「愛知目標」の達成状況は一部の分野で成果はあったものの、完全に達成した項目はひとつも無い結果となりました。

このような中、2022(令和 4)年、生物多様性条約第 15 回締約国会議（COP15）において、愛知目標の後継となる 2030(令和 12)年までの世界目標「昆明・モンテリオール生物多様性枠組」が採択されました。これを受けて、国は、新たな国家戦略である「生物多様性国家戦略 2023-2030」を策定し、生物多様性の保全と持続可能な利用を進めるため、2030(令和 12)年のネイチャーポジティブ（自然復興）の実現に向けたロードマップを示しました。

■ 持続可能な開発目標（SDGs）

2015(平成 27)年に開催された国連サミットにおいて、「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択され、持続可能な開発目標（SDGs）が掲げられました。

SDGs は、地球上の「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標です。2030(令和 12)年を達成年限とし 17 のゴール・169 のターゲットから構成され、経済、社会及び環境の 3 つの側面を統合的に解決する考え方が示されています。

この中には、地球環境そのものの課題や、地球環境と密接にかかわる課題への目標が数多く含まれており、国際社会全体が将来にわたって持続可能な発展ができるよう、それぞれの課題に取り組んでいくことが必要とされています。

地方公共団体においても、持続可能なまちづくりにあたっては、地域が直面している様々な課題を統合的に解決することが期待できることから、SDGs の達成のための取り組みが推進されています。



■ SDGsの目標と意味

アイコン	目標	意味
1 	貧困をなくそう	あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる
2 	飢餓をゼロに	飢餓を終わらせ、食糧安全保障および栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する
3 	すべての人に健康と福祉を	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する
4 	質の高い教育をみんなに	すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し生涯学習の機会を促進する
5 	ジェンダー平等を実現しよう	ジェンダー平等を達成し、すべての女性および女児の能力強化を行う
6 	安全な水とトイレを世界中に	すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する
7 	エネルギーをみんなにそしてクリーンに	すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する
8 	働きがいも経済成長も	包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する
9 	産業と技術革新の基盤をつくろう	強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る
10 	人や国の不平等をなくそう	各国内および各国間の不平等を是正する
11 	住み続けられるまちづくりを	包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市および人間居住を実現する
12 	つくる責任つかう責任	持続可能な生産消費形態を確保する
13 	気候変動に具体的な対策を	気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる
14 	海の豊かさを守ろう	持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
15 	陸の豊かさも守ろう	陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、並びに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する
16 	平和と公正をすべての人に	持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
17 	パートナーシップで目標を達成しよう	持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

■ SDGsの17のゴール

出典：国連広報センター〈持続可能な開発目標（SDGs）の17の目標〉

■ 国における環境に関する主な動向

年	自然共生社会関連	生活環境関連	循環型社会関連	気候変動関連	その他
1998 (H10) ～ 2001 (H13)	1992：種の保存法 (絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存) 動物愛護管理法施行	化管法 (PRTR 法) 施行 ダイオキシン類対策特別措置法施行 家畜排せつ物法施行 大気汚染防止法施行 廃棄物処理法施行	循環型社会形成推進基本法施行 容器包装リサイクル法施行 家電リサイクル法施行 食品リサイクル法施行	地球温暖化対策推進法施行	グリーン購入法施行
2002 (H14)	鳥獣保護法施行 新・生物多様性国家戦略閣議決定		資源有効利用促進法施行 建設リサイクル法施行 バイオマス・ニッポン総合戦略閣議決定	エネルギー政策基本法施行 フロン回収破壊法施行	
2003 (H15)	自然再生推進法施行	自動車 NOx・PM 法施行 土壌汚染対策法施行 農業取締法施行	第一次循環型社会形成推進基本計画閣議決定	エネルギー基本計画閣議決定	
2004 (H16)	カルタヘナ法 (遺伝子組換え生物使用等規制) 施行 森林法施行				環境保全活動・環境教育推進法施行
2005 (H17)	外来生物法施行	景観法施行	自動車リサイクル法施行	京都議定書発効 京都議定書目標達成計画策定 チームマイナス 6% 運動開始	環境配慮促進法施行 食育基本法施行
第三次環境基本計画策定					
2006 (H18)	有機農業推進法施行	オフロード法 (特定特殊自動車排出ガス規制) 施行		省エネ法施行	住生活基本法施行
2007 (H19)	第三次生物多様性国家戦略閣議決定 海洋基本法施行			エネルギー基本計画第 1 次改定閣議決定 環境配慮契約法施行	観光立国推進基本法施行
2008 (H20)	エコツーリズム推進法施行 生物多様性基本法施行		第二次循環型社会形成推進基本計画閣議決定	京都議定書目標達成計画改定 低炭素社会づくり行動計画閣議決定 農林漁業バイオ燃料法施行 地球温暖化対策推進法改正	
2009 (H21)		微小粒子状物質に係る環境基準告示	海岸漂着物処理推進法施行	省エネ法 (指定基準変更) 改正	
2010 (H22)	生物多様性国家戦略 2010 閣議決定 生物多様性条約締約国会議 (COP10) 名古屋開催			チャレンジ 25 キャンペーン運動開始 エネルギー基本計画第 2 次改定閣議決定	
東日本大震災					
2011 (H23)	生物多様性地域連携促進法施行 海洋生物多様性保全戦略閣議決定		東日本廃棄物処理特措法施行		東日本大震災復興基本法施行 東日本大震災復興特別区域法施行

年	自然共生社会関連	生活環境関連	循環型社会関連	気候変動関連	その他
第四次環境基本計画閣議決定					
2012 (H24)	生物多様性国家戦略 2012-2020 閣議決定	放射性物質汚染処理 特措法施行		FIT 法施行 地球温暖化対策のため の税導入 京都議定書第一約束 期間終了	環境教育等促進法施 行
2013 (H25)			第三次循環型社会形 成推進基本計画閣議 決定 小型家電リサイクル 法施行	温室効果ガス 25% 削減目標撤回 地球温暖化対策推進 法改正	
2014 (H26)		水循環基本法施行		第4次エネルギー基 本計画閣議決定	
2015 (H27)	鳥獣保護法改正			フロン排出抑制法全 面施行 日本の約束草案決定 気候変動の影響への 適応計画閣議決定	
2016 (H28)				地球温暖化対策推進 法改定 地球温暖化対策計画 閣議決定	
2017 (H29)					
第五次環境基本計画閣議決定					
2018 (H30)			第四次循環型社会形 成推進基本計画閣議 決定	気候変動適応法施行 第5次エネルギー基 本計画閣議決定 気候変動適応計画閣 議決定	
2019 (R1)			プラスチック資源循 環戦略策定 食品ロス削減推進法 施行		
2020 (R2)		水循環基本計画閣議 決定		気候非常事態宣言 2050年カーボンニ ュートラル宣言	
2021 (R3)				地球温暖化対策推進 法改定 第6次エネルギー基 本計画閣議決定	
2022 (R4)			プラスチックに係る 資源循環の促進等に 関する法律施行		
2023 (R5)	生物多様性国家戦略 2023-2030 閣議決定				

2 県の動向

■神奈川県環境基本計画（2016(平成28)年3月改定）

「神奈川県環境基本条例」に基づき、県における環境施策を推進する上での基本的な計画で、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、長期的な目標や施策の方向等を定めるものです。基本目標「次世代につなぐ、いのち輝く環境づくり」の実現に向けて「持続可能な社会の形成」、「豊かな地域環境の保全」及び「神奈川のチカラとの協働・連携」を掲げています。

■かながわ生物多様性計画（2016(平成28)年3月策定）

「生物多様性基本法」に基づき、県内各地域の特性に応じた生物多様性の保全を進めるとともに、県民の生物多様性への理解を深め、保全のための行動を起こしていけるように取り組みを進めています。

■神奈川県循環型社会づくり計画（2017(平成29)年3月改訂）

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく、一般廃棄物・産業廃棄物の減量、その他その適正な処理に関する計画であり、「廃棄物ゼロ社会」の実現に向けて、県民、事業者、行政がそれぞれ主体的に、相互に連携して、循環型社会形成への取り組みを進めています。

■神奈川県地球温暖化対策計画

（2016(平成28)年10月、2022(令和4)年3月一部改定）

県の温暖化対策に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画を定めています。

自然的経済的社会的状況に応じた「気候変動適応法」に関する施策を推進するための計画である「気候変動適応計画」を内包しており、①地球温暖化の影響の把握、②対策の研究、技術支援、③影響や対策についての普及啓発を進めています。

■かながわ気候非常事態宣言（2020(令和2)年2月）

2019(令和元)年の台風15号及び19号により生じた記録的な暴風や高波、高潮、大雨、土砂崩れ、浸水等により甚大な被害を受け、今後も異常気象の発生と被害リスクの増大が懸念されることから、2020(令和2)年2月に宣言したものです。

「県民のいのちを守る持続可能な神奈川」の実現に向けて、風水害対策等の強化、2050(令和32)年の脱炭素社会の実現に向けた取り組みの推進、気候変動問題の共有に向けた、情報提供・普及啓発の充実を基本的な柱として、災害に強いまちづくりなどの「適応策」と温室効果ガスの削減を図る「緩和策」について、「オール神奈川」で取り組んでいくとしています。

■ 神奈川県及び綾瀬市での環境に関する主な動向

神奈川県の動向	年	綾瀬市の動向
かながわ環境プラン(1983(S58))		
神奈川県環境基本条例 神奈川県生活環境の保全等に関する条例	1996 (H8)	
神奈川県環境基本計画	1997 (H9)	生涯学習人材バンク運営要綱施行
丹沢大山保全計画	1999 (H11)	環境都市宣言
神奈川県環境基本計画(見直し)	2000 (H12)	綾瀬市環境基本条例
ISO14001 認証取得	2001 (H13)	新時代あやせプラン2 1・基本構想・ 前期基本計画(策定)
神奈川県環境基本計画改訂(施策の見直し) 神奈川県廃棄物処理計画	2002 (H14)	ISO14001 認証取得
神奈川県地球温暖化防止実行計画 新アジェンダ21 かながわ かながわ新エネルギービジョン 「かながわ eco ネットワーク」発足	2003 (H15)	綾瀬市環境基本計画
神奈川県生活環境の保全等に関する条例一部改正	2004 (H16)	綾瀬きらめき市民活動推進条例
神奈川県環境基本計画(改訂) 神奈川県バイオマス利活用計画 神奈川県廃棄物処理計画(改訂) かながわ水源環境保全・再生施策大綱 第1期かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画	2005 (H17)	綾瀬市環境行動計画(2004~2006年度)(策定)
神奈川みどり計画神奈川景観条例 アライグマ防除実施計画	2006 (H18)	
丹沢大山自然再生計画(丹沢大山保全計画改定) 神奈川県廃棄物の不適正処理の防止等に関する条例施行 神奈川県地球温暖化防止実行計画(改定) 神奈川景観づくり基本方針	2007 (H19)	綾瀬市環境行動計画(2007~2009年度)(策定) ISO14001 認証返上 ごみの投棄防止によるきれいなまちづくり条例
神奈川県廃棄物処理計画(改訂) 神奈川県里地里山の保全・再生及び活用の促進に関する 条例施行	2008 (H20)	「あやせ環境ネットワーク」発足 大和高座ブロックごみ処理広域化実施計画(策定) 一般廃棄物処理基本計画(策定)
神奈川県地球温暖化対策推進条例公布・一部施行 かながわ里地里山保全等促進指針	2009 (H21)	あやせ健康プラン21
神奈川県地球温暖化対策推進条例全部施行 神奈川県地球温暖化対策計画 事務事業温室効果ガス排出抑制計画	2010 (H22)	綾瀬市自治基本条例 綾瀬市環境行動計画(2010~2013年度)(策定) 綾瀬市地球温暖化対策実行計画 (事務事業編)(策定) 新時代あやせプラン2 1・後期基本計画(策定) 綾瀬市都市マスタープラン(改定) 綾瀬市総合都市交通計画(改定) 綾瀬市産業振興マスタープラン(策定)
第2期かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画 神奈川県環境マネジメントシステム ISO14001 自己適合宣 言化	2011 (H23)	綾瀬市緑の基本計画(策定) 大和・高座地域循環型社会形成推進地域計画 (策定) 綾瀬市放射性物質対策方針
神奈川県循環型社会づくり計画 神奈川県地球温暖化対策推進条例一部改正	2012 (H24)	綾瀬市景観条例 あやせ EMS(環境マネジメントシステム)の運用
神奈川県自動車排出窒素酸化物及び粒子状物質総量削減 計画(策定)	2013 (H25)	一般廃棄物処理基本計画(改定) 綾瀬市景観計画(策定) 綾瀬市防災まちづくり計画(策定)
かながわスマートエネルギー計画(策定) 神奈川県再生可能エネルギーの導入等の促進に関する 条例施行 かながわ里地里山保全等促進指針(改定)	2014 (H26)	第2次綾瀬市環境基本計画 綾瀬市環境行動計画(2014~2015年度)(策定)
新アジェンダ21 かながわ(改訂)	2015 (H27)	綾瀬市地球温暖化対策推進計画(策定) あやせ環境教育推進基本計画(策定)

神奈川県 の 動 向	年	綾 瀬 市 の 動 向
神奈川県環境基本計画(策定) かながわ生物多様性計画(策定) ISO14001に基づかない県独自の新たな環境マネジメントシステムを施行 神奈川県地球温暖化対策推進条例一部改正 神奈川県地球温暖化対策計画(改定) 第3期かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画(策定)	2016 (H28)	綾瀬市環境行動計画(2016~2018年度)(策定) 大和・高座地域循環型社会形成推進地域計画(改定)
神奈川県循環型社会づくり計画(改訂) 神奈川県災害廃棄物処理計画(策定) 神奈川県庁温室効果ガス抑制実行計画(改定)	2017 (H29)	第2次綾瀬市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)(策定)
かながわスマートエネルギー計画(改訂) かながわ里地里山保全等促進指針(改定)	2018 (H30)	一般廃棄物処理基本計画(中間見直し)
「神奈川県気候変動適応センター」設置 「2050年脱炭素社会の実現」を表明	2019 (R1)	第2次綾瀬市環境基本計画(中間見直し) 綾瀬市環境行動計画(2019~2020年度)(策定)
「かながわプラごみゼロ宣言アクションプログラム」(策定) 「かながわ気候非常事態宣言」発表	2020 (R2)	第3次綾瀬市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)(策定)
かながわ脱炭素ビジョン2050(作成) 神奈川県地球温暖化対策推進条例一部改正 第4期かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画(策定)	2021 (R3)	綾瀬市総合計画2030(策定) あやせ都市マスタープラン(改定) 綾瀬市緑の基本計画(中間見直し) 綾瀬市環境行動計画(2021~2023年度)(策定)
神奈川県食品ロス削減推進計画(策定) 神奈川県地球温暖化対策計画(改定) 神奈川県循環型社会づくり計画(改定) 「神奈川県廃棄物の不適正処理の防止等に関する条例」を「神奈川県資源の循環的な利用等の推進、廃棄物不適正処理の防止等に関する条例」として一部改正	2022 (R4)	ゼロカーボンシティの表明 一般廃棄物処理基本計画(中間見直し)
神奈川県プラスチック資源循環推進等計画(策定)	2023 (R5)	

3 市の環境の現状

3-1 市の概況

(1) 位置と地勢

神奈川県ほぼ中央に位置し、東京都心から西南へ約40km、横浜中心部へ約20kmという位置にあり、市域の面積は約2,214haで、東西に約4.2km、南北に約7.6kmと南北方向にやや長くなっています。

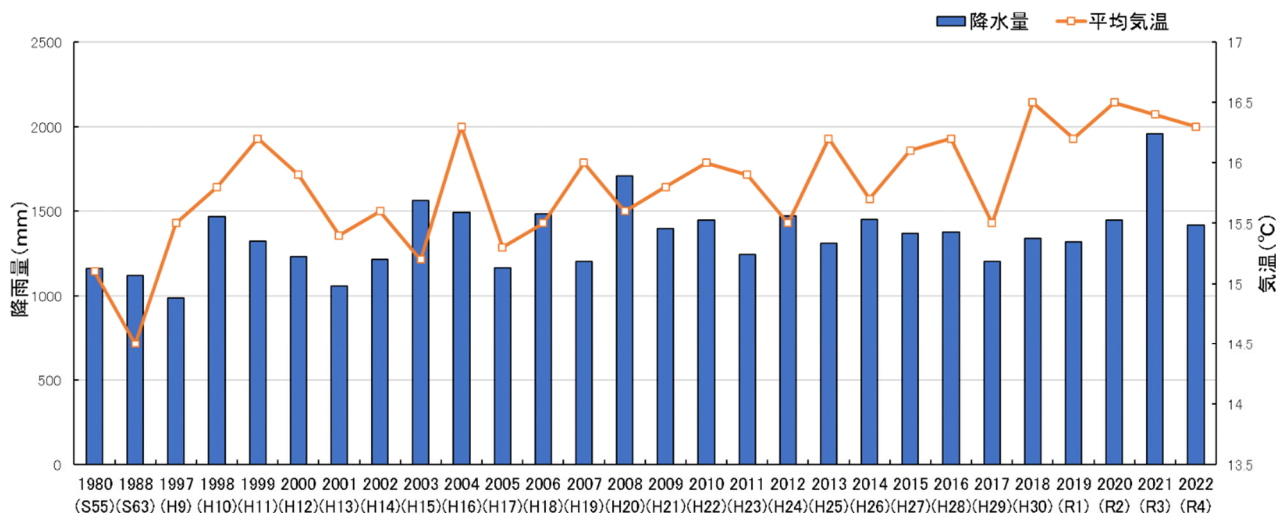
地形は緩やかに傾斜する丘陵地及び相模野台地上にあり、市内を北から南へ緩やかに流れる目久尻川、比留川、蓼川及び引地川の4河川による河岸段丘と平坦地によって形成されており、市内にはまとまった農地や山林等が広がり、緑豊かな自然環境が残されています。



■ 広域的位置及び交通条件
(出典:あやせ都市マスタープラン)

(2) 気候

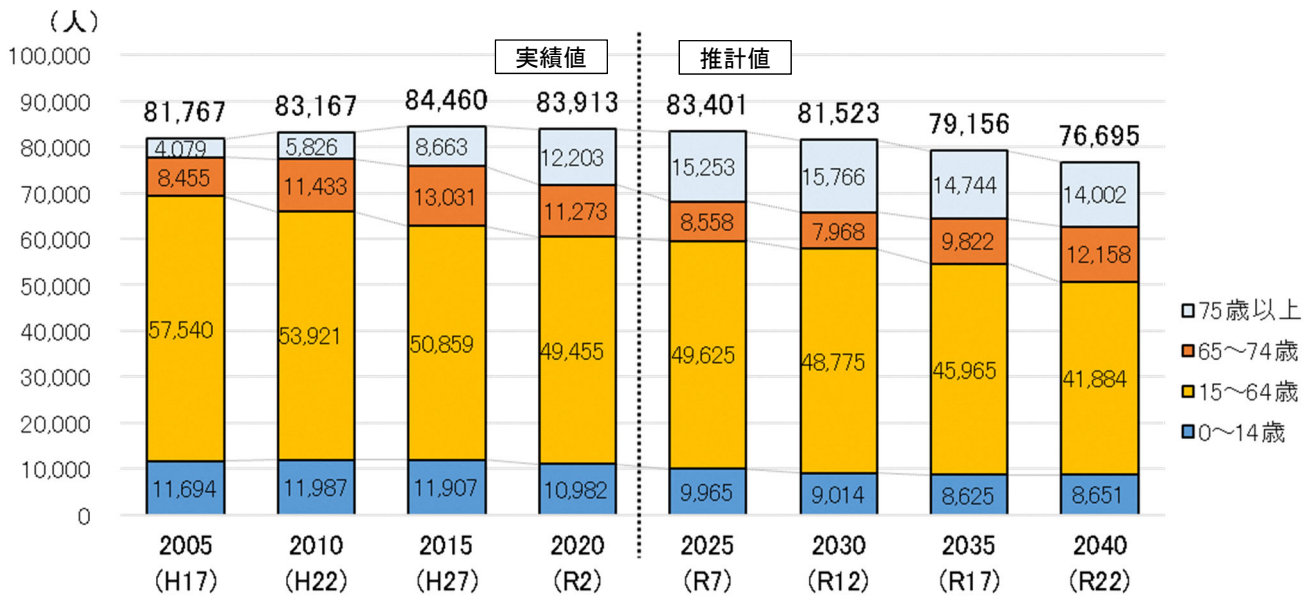
冬季は空気が乾燥した晴天が続く、夏季は高温多湿な南西の風が吹く太平洋岸式気候です。比較的温暖な気候ですが、冷たい風が吹き付ける県中部に位置しており、冬季には気温が低くなります。なお、2022(令和4)年の平均気温は16.3℃で、1980(昭和55)年と比較して、1.2℃上昇しています。年平均気温上昇の要因としては、都市化によるヒートアイランド現象や温室効果ガスの増加による地球温暖化が考えられます。



■ 綾瀬市の平均気温及び降水量
(出典:綾瀬市ホームページ)

(3) 人口

人口は減少に転じており、2040(令和22)年には76,695人になると見込まれています。全国的な傾向と同様に、人口が減少するとともに高齢化が進行すると予測されています。



■ 将来人口推計結果

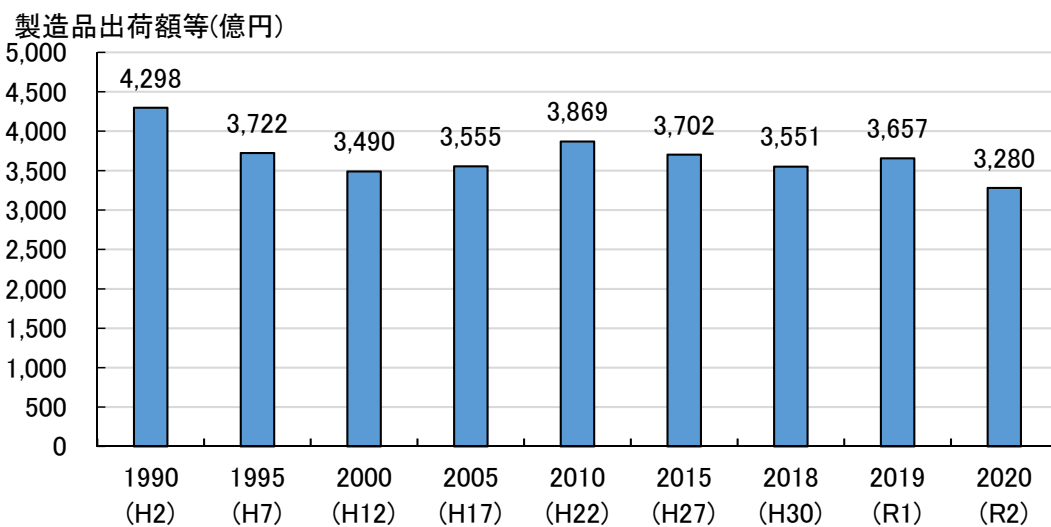
(出典：綾瀬市総合計画 2030、令和2年国勢調査(2020年のみ))

※2005年～2020年の年齢人口は、年齢不詳の人口を年齢構成比で按分して合算しています。

(4) 産業

① 製造業

製造品出荷額は、減少傾向にあります。製造品出荷額の内訳は、輸送用機械器具製造業が全体の約4分の1と最も高く、次いで食料品製造業となっています。

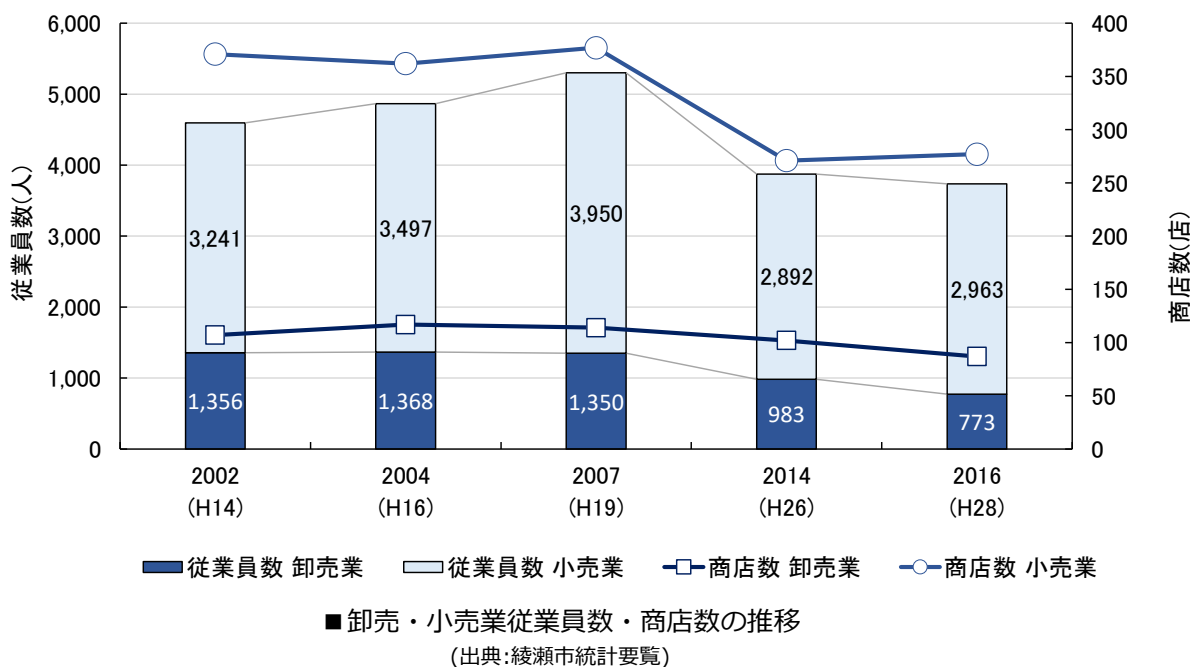


■ 製造品出荷額等の推移

(出典：綾瀬市統計要覧、平成28年経済センサス-活動調査結果(製造業)(2015年のみ))

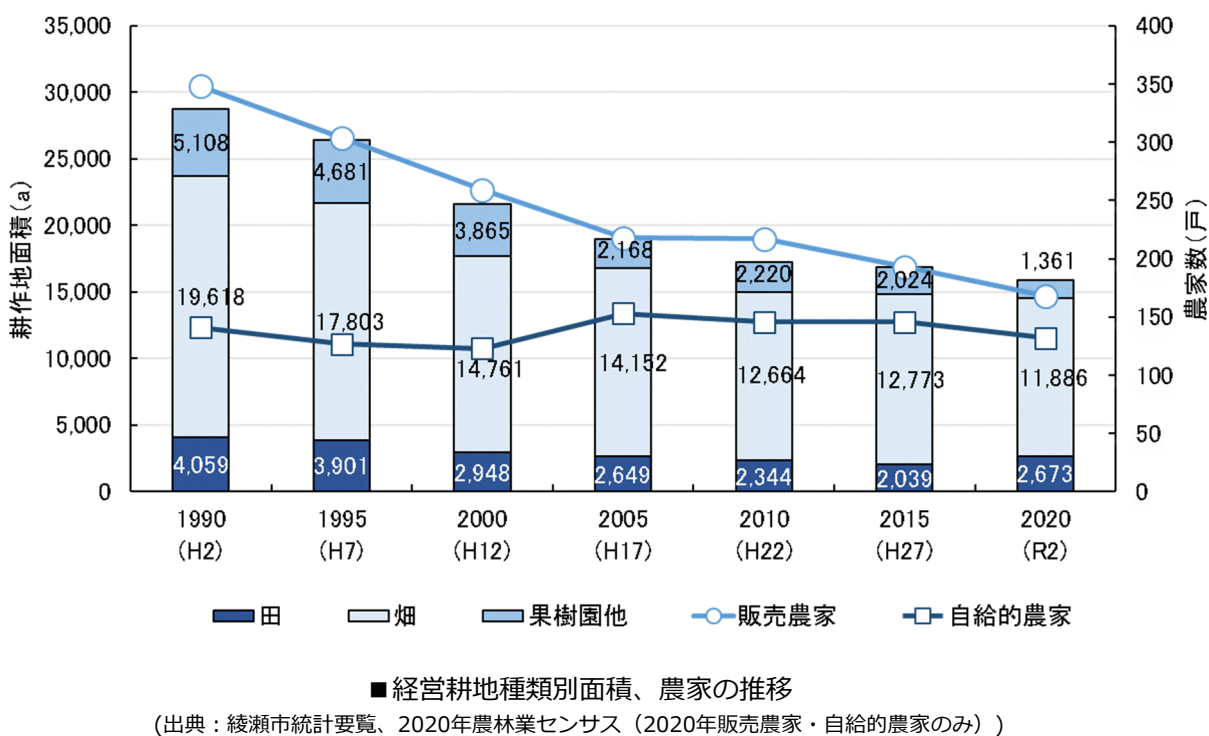
②卸売・小売業

卸売業の商店数及び従業員数は、2004(平成16)年以降、減少しています。小売業の商店数及び従業員数は、2007(平成19)年をピークに減少しており、2016(平成28)年の従事者数は2007(平成19)年比約25%減となっています。



③農業

経営耕地面積は、一貫して減少しており、2020(令和2)年では1990(平成2)年と比べ4割減少しています。特に畑面積が減少しています。

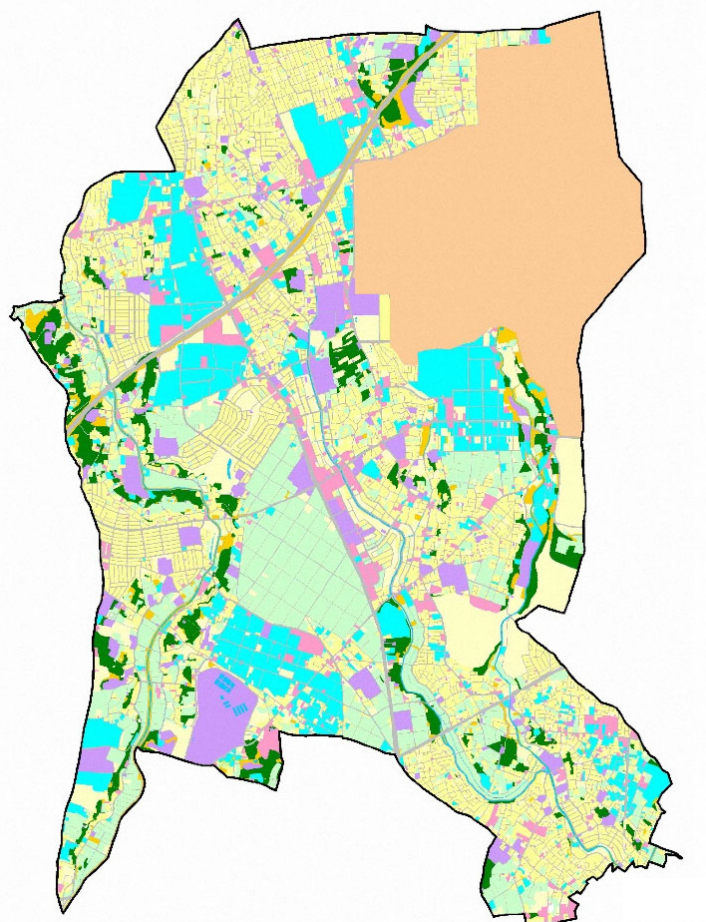
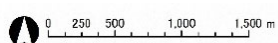
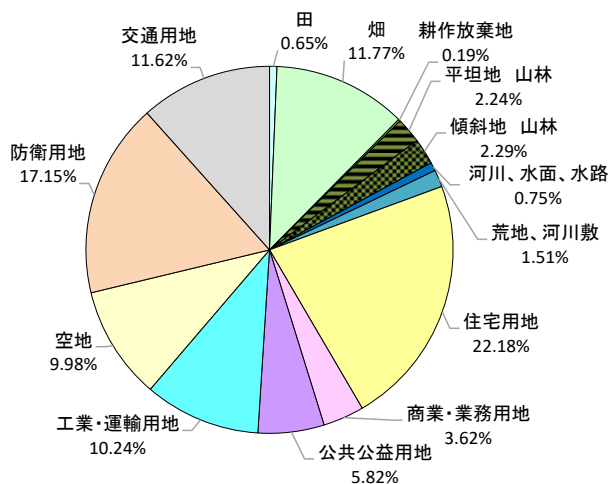


(5) 土地利用

市全域が都市計画区域で、市街化区域と市街化調整区域がほぼ同じ面積割合となっています。市街化区域のうち約7割が住居系、3割が商工業系の用途地域に指定されています。

地目別土地利用割合は、住宅用地が22.18%と最も多く、田、畑や山林などの自然的土地利用は19.4%、防衛用地は17.15%となっています。農地や山林が減少し、宅地が増加しています。

■土地利用状況
(出典：綾瀬市都市計画基礎調査)



■綾瀬市の土地利用
(出典：綾瀬市都市計画基礎調査)

3-2 環境の状況

(1) 自然環境

① 河川及び水辺環境

水辺環境は、相模川水系の目久尻川、引地川水系に含まれる蓼川、比留川及び引地川の4河川と段丘崖下の湧水からなります。湧水は、目久尻川左岸の城山公園など、河川沿いの段丘崖下から湧出しています。

湧水が注ぐ目久尻川沿いは、市内では最も多様な自然環境からなり、多様な生態系が形成されているほか、親水環境の整備などが進められています。蓼川や比留川は大部分がコンクリート護岸で整備された都市河川ですが、河川沿いにまとまった樹林地が残っているほか、水辺の散策路や親水空間が整備され、水鳥の生息地ともなっています。

② 生きものの生息状況

広範囲でタヌキなどの哺乳類が確認されています。また、目久尻川沿いは、貴重な植物群落が分布し、湧水地にゲンジボタルが生息するなど、重要な動植物の生息・生育地となっています。吉野橋から下流の目久尻川は自然護岸で、生物の住みやすい環境が残されており、哺乳類や両生類、多くの水鳥が生息しています。

市内に残されている緑と水のある環境は、まさに潤いをもたらすとともに、生物の生息・生育環境として生態系の基盤を形成しており、生物多様性を確保する上で重要な役割を果たしています。



③ 景観

市域外縁部からドーナツ状に形成された市街地と、市の中央部の広大な農地と隣接する新市街地を有し、市内の様々な場所から、大山・丹沢連峰や富士山を眺めることができます。

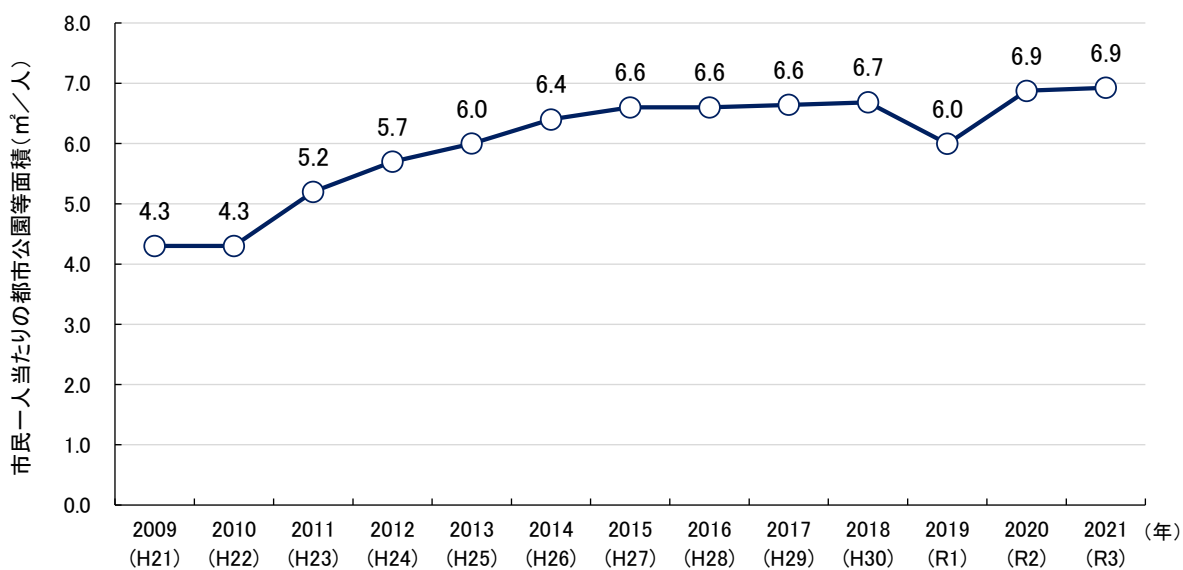
低地部を流れる河川周辺には、連続した斜面樹林や集落が点在しており、都市の賑わいと、田園の潤いが調和した景観が広がっています。



④公園・緑地

都市公園は、2021(令和3)年4月1日現在132箇所、総面積57.7haで、市民1人当たりの面積は6.9㎡/人と、2009(平成21)年の4.3㎡/人に比べ約1.6倍となっています。神奈川県内の他市と比較すると、政令市以外の市の平均値とほぼ同じ程度の水準となっています。

緑被率は、1995(平成7)年の40.7%から2015(平成27)年には37.1%となっていますが、周辺市と比較すると、比較的多くの緑が残されています。



■市民一人当たりの都市公園等面積の推移
(出典：綾瀬市統計要覧)

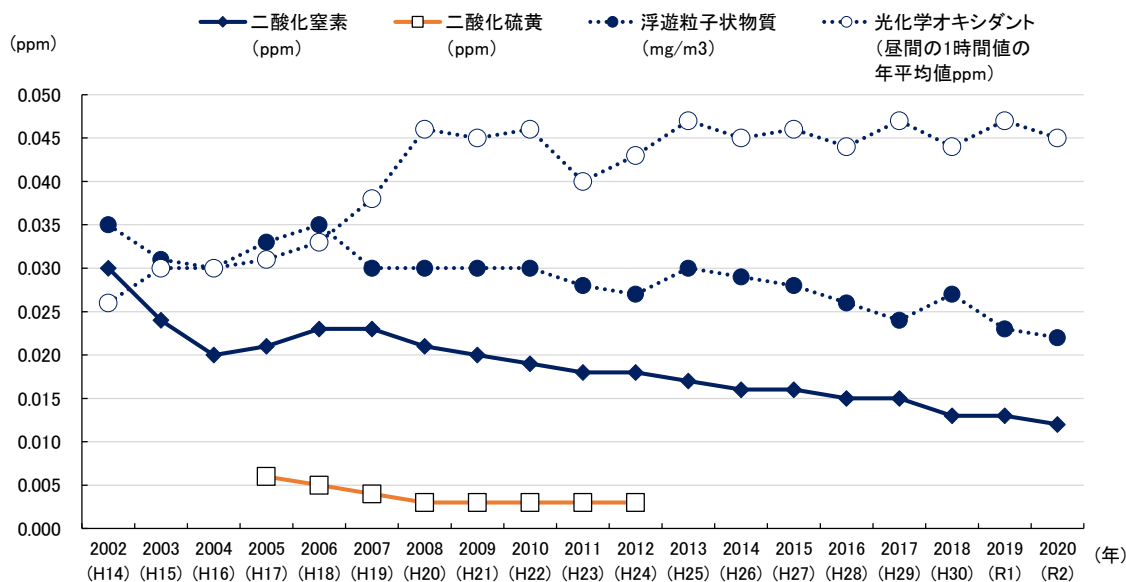


■綾瀬市の公園
(出典：綾瀬市ホームページ)

(2) 生活環境

① 大気環境

二酸化窒素、浮遊粒子状物質、二酸化硫黄は大気汚染に関する環境基準を概ね達成しています。光化学オキシダントについては、昼間の1時間値の年平均値では環境基準を下回っていますが、年間最高値では上回った値があり不適合となっています。



■ 一般大気環境年平均値の推移
(出典：神奈川県大気汚染常時監視測定結果)

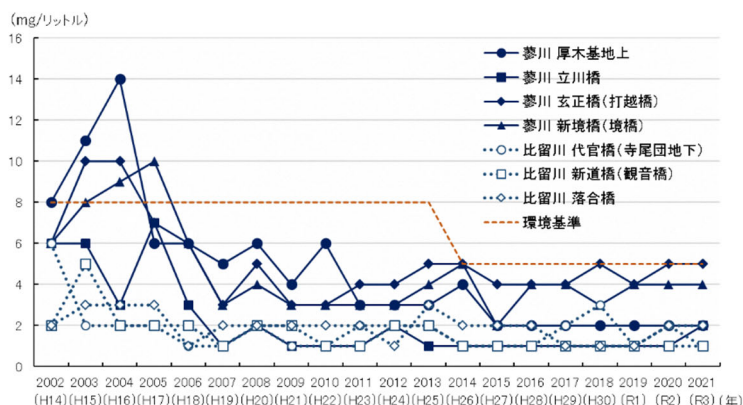
※二酸化硫黄 (ppm) については、2013(平成25)年度から本市の測定を行っていない。

② 河川水質

市では、目久尻川、蓼川、比留川の3河川の10地点で、河川水質調査を年6回実施しています。

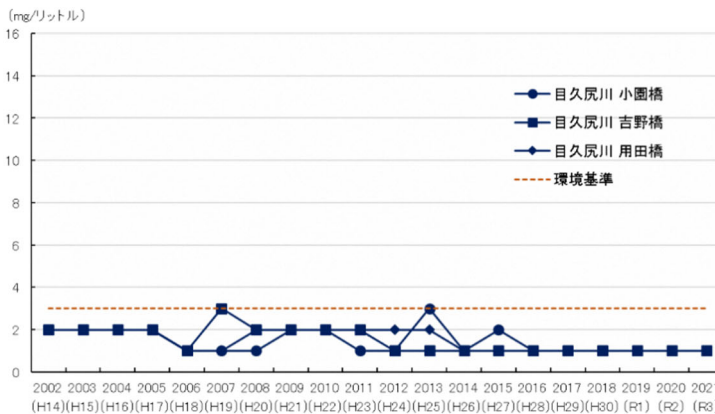
河川の水質状況を把握する基本的な指標であるBOD(生物化学的酸素要求量)の状況を見ると、各河川とも水質は改善されています。

2021(令和3)年度の水質調査結果では、各河川とも概ねBOD環境基準の基準内となっています。



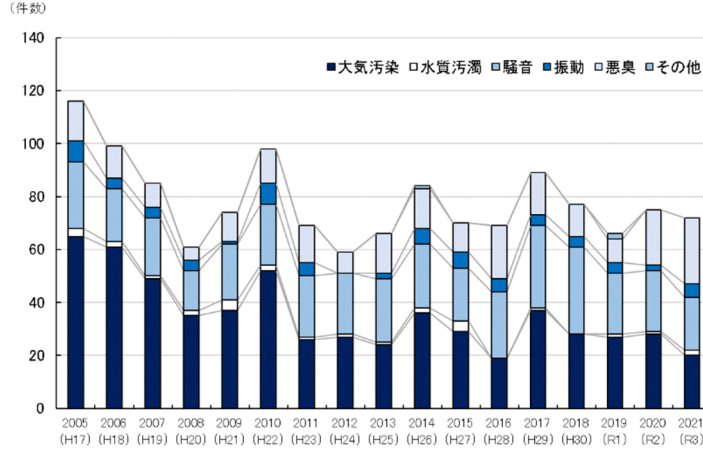
■ 河川BOD年平均値の推移

上：蓼川、比留川 下：目久尻川
(出典：綾瀬市環境情報)



③騒音・振動・悪臭（公害苦情件数）

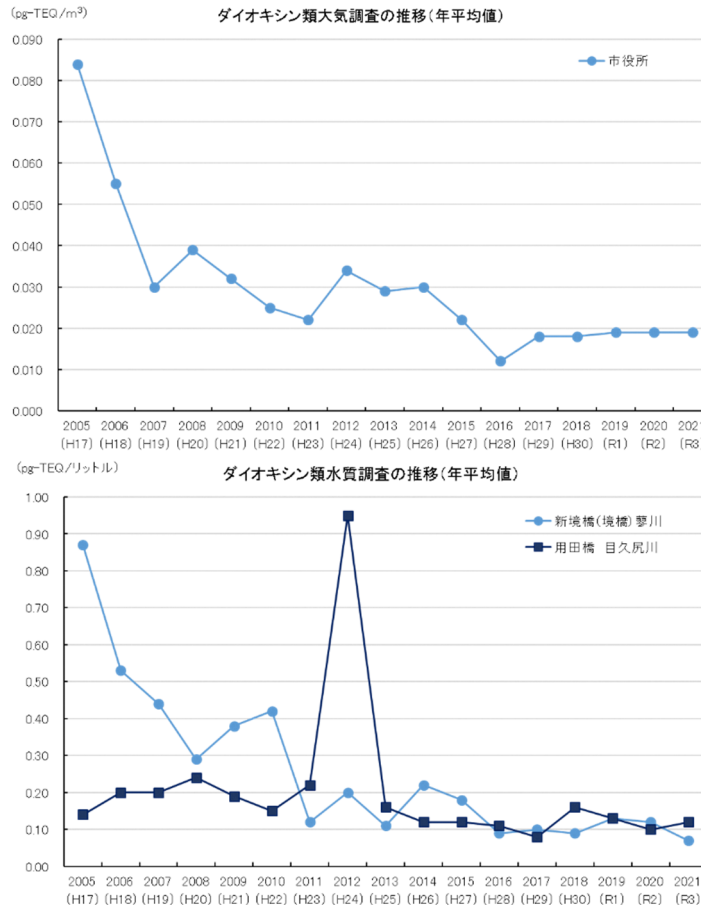
公害苦情件数は、年度によって増減が見られますが、近年は横ばい傾向にあります。苦情の種類では、大気汚染、騒音、悪臭が多くを占めています。なお、大気汚染に関する苦情の多くは、屋外燃焼行為に関するものとなっています。



■ 公害苦情件数（資料：綾瀬市環境情報）

④有害化学物質

大気中のダイオキシン類濃度を県が市役所の屋上で、また河川水中のダイオキシン類濃度を市が蓼川（新境橋（境橋））と目久尻川（用田橋）で調査を行っています。大気環境中のダイオキシン類濃度、河川のダイオキシン類濃度とも環境基準を達成しています。

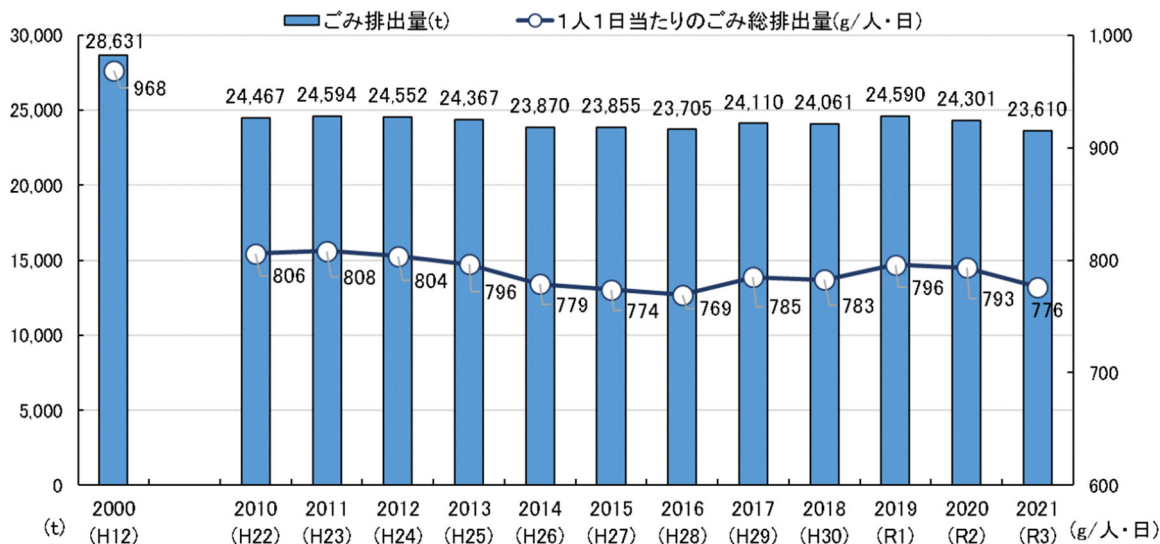


■ ダイオキシン類水質調査の推移（年平均値）（出典：綾瀬市環境情報）

(3) 循環型社会

①ごみの排出量

2020(令和2)年度のごみ排出量は24,301 tで、2000(平成12)年度の28,631 tに比べ約15%減少しています。2020(令和2)年度の1人1日あたりのごみ総排出量は、793 g/人・日で、国全体の平均値(901 g/人・日)や、県全体平均値(953 g/人・日)よりも少なく、国の目標値(2025(令和7)年度)の850 g/人・日に対して、削減目標を達成しています。



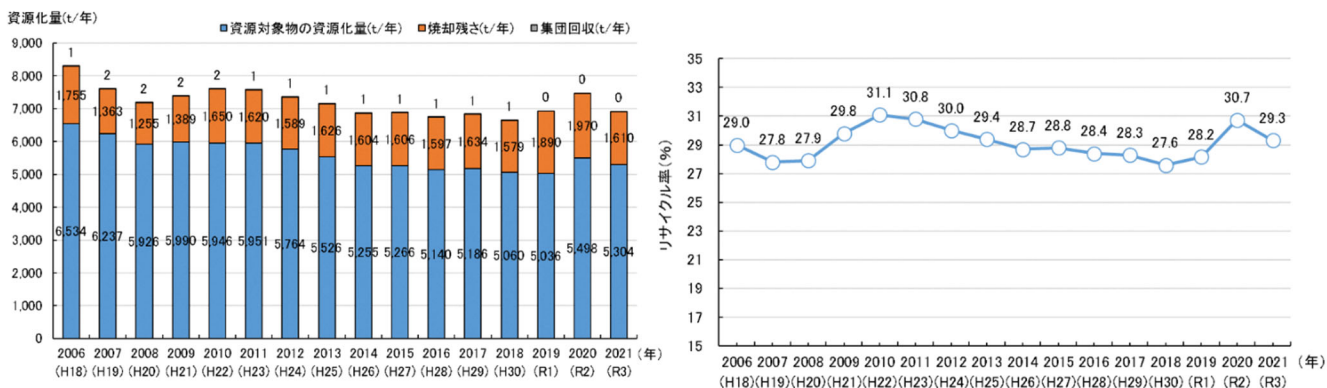
■ごみ排出量の推移

(出典:人口は綾瀬市統計要覧、ごみ排出量の2000~2012は基本計画(中間見直し)、2012~2013は一般廃棄物処理基本計画、2017~2020は綾瀬市統計要覧参照)

②資源化・リサイクルの状況

2020(令和2)年度における資源化量は約7,468トン、リサイクル率(再生利用率)は約30.7%で、リサイクル率では、国全体の20.0%、県全体の25.2%を上回っています。

市民が分別した資源物は、市及び綾瀬市リサイクル協同組合が回収を行っています。集団資源回収は、自治会による分別収集などがあり、綾瀬市資源回収事業実施要綱に基づき、資源物の回収量に応じた助成金を交付しています。



■資源化量の推移

(出典:綾瀬市統計要覧、2017年以降は一般廃棄物処理事業実態調査の値を使用)

■リサイクル率の推移

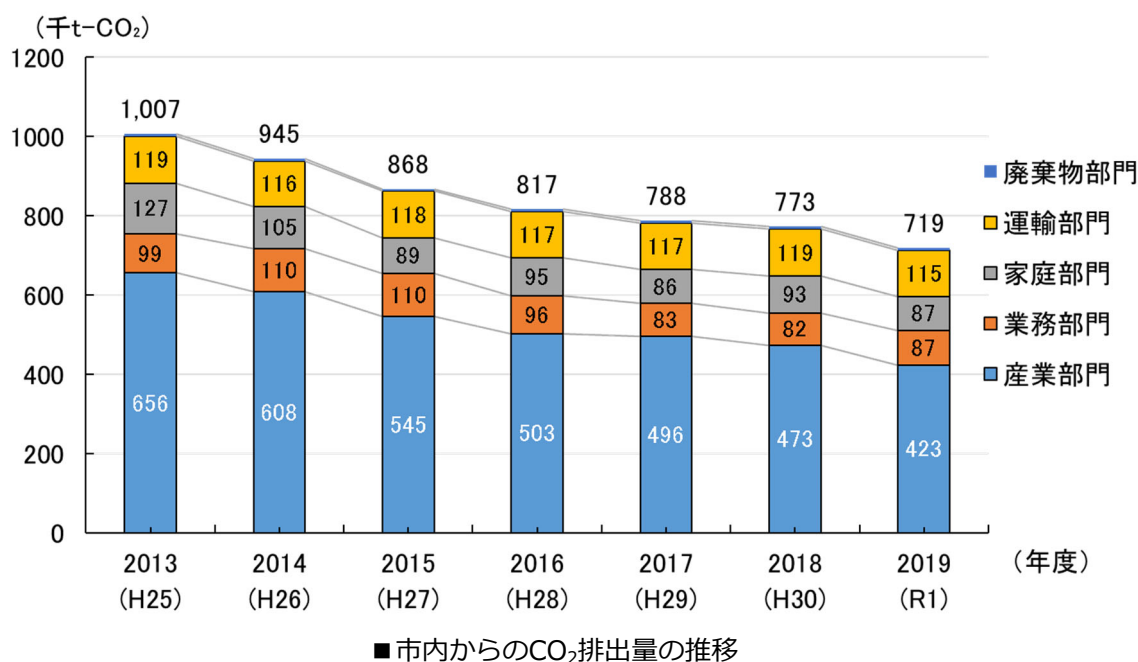
(4) 低炭素社会

① 温室効果ガス排出量

(温室効果ガス排出量の推移)

2019(令和元)年度における二酸化炭素排出量は71万9千t-CO₂で、基準年の2013(平成25)年度の100万7千t-CO₂に対し、約28.5%減少しています。

近年減少している要因は、再生可能エネルギーの導入等による電力の低炭素化に伴い、電力由来のCO₂排出量が減少していることや、エネルギー消費量の減少(省エネ、暖冬等)により、エネルギー起源のCO₂排出量が減少していることが挙げられます。

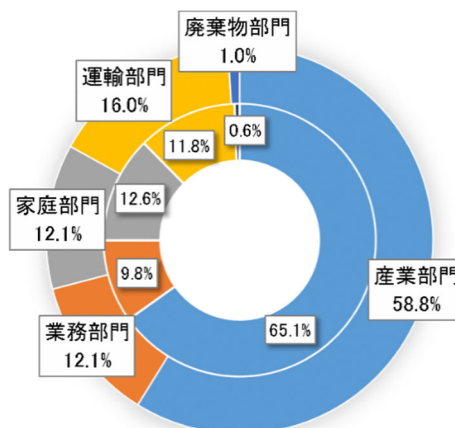


(温室効果ガス排出量の部門別割合)

部門別排出量は、産業部門における排出割合が最も多く、次いで運輸部門、業務その他部門、家庭部門の順となっています。基準年度である平成25年度比では、産業部門で35.5%、家庭部門で31.5%、業務その他部門で12.1%、運輸部門で3.5%減少しています。

■ 部門別の二酸化炭素排出量(単位:千t-CO₂)

部門	2013 (平成25) 年度	2019 (令和元) 年度	2013 (平成25)比 増減率
廃棄物	6	7	16.7%
運輸	119	115	-3.4%
業務その他	99	87	-12.1%
家庭	127	87	-31.5%
産業	656	423	-35.5%



■ 部門別温室効果ガス排出量の割合

②再生可能エネルギー等の利用(住宅用太陽光発電設備補助など)

地球温暖化対策を進めるため、市民や事業者の省エネルギー、再生可能エネルギー設備の導入を支援しています。

2005(平成17)年度より、住宅用太陽光発電設備設置補助を行ってきたほか、2011(平成23)年度からは電気自動車購入補助、2012(平成24)年度から共同住宅や事業所用の太陽光発電設備補助、2013(平成25)年度から住宅用スマートエネルギー設備導入補助を始めています。

この補助制度により、これまでに導入した太陽光発電設備設置状況は、2021(令和3)年度までに合計で6,581.55kWとなりました(個人住宅・共同住宅・事業所用合計)。

年間の発電量に換算すると、6,581.55MWhの電力となり、2,941.9 t-CO₂の二酸化炭素の削減になります。

※6,581.55 MWh (6,581.55 kW×1,000 kWh/年)

※排出係数:0.447 kg-CO₂/kWhの場合(東京電力エナジーパートナー株)

年度	件数 (件)	発電量 (kWh)
2005～2014	912	3,346.17
2015	98	424.59
2016	83	387.65
2017	57	243.57
2018	54	273.67
2019	40	202.46
2020	41	194.00
2021	59	324.03
合計	1,344	5,396.14

■住宅用太陽光発電設備補助金による設置状況

年度	件数 (件)	発電量 (kWh)
2012～2014	8	108.85
2016	5	998.10
2017	1	8.27
2018	1	16.32
合計	15	1,131.54

■事業所用太陽光発電設備補助金による設置状況

年度	件数 (件)	発電量 (kWh)
2012～2014	4	21.96
2015	1	9.26
2016	1	6.06
2019	1	9.99
2021	1	6.60
合計	8	53.87

■共同住宅用太陽光発電設備補助金による設置状況

コラム 綾瀬市ゼロカーボンシティの表明

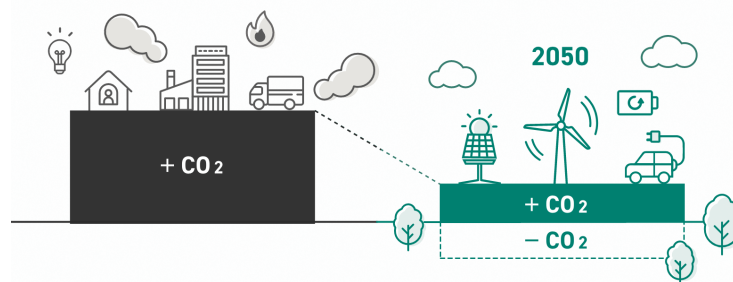
○背景

近年、気候変動を背景とする異常気象が世界各地で発生し、我が国においても平均気温の上昇、大雨、台風等による被害、農作物や生態系への影響等が観測されており、今後、豪雨や猛暑のリスクが更に高まることが予測されています。

このような気候変動の要因としてあげられている地球温暖化への対応が世界共通の喫緊の課題となるなか、国は2020(令和2)年10月、2050年までに温室効果ガスの排出量を全体としてゼロにする、カーボンニュートラルを目指すことを宣言しました。

2021(令和3)年に改正された地球温暖化対策の推進に関する法律(地球温暖化対策推進法)では、基本理念に2050年までのカーボンニュートラルの実現を位置付け、国民の理解や協力が大前提であることが明示されました。

地球温暖化対策推進法において、都道府県及び市町村は、その区域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出量の削減等のための総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施するように努めるものとしてされています。



■カーボンニュートラルとは(資料:環境省 脱炭素ポータル ホームページ)

○ゼロカーボンシティとは

脱炭素社会に向けて2050年カーボンニュートラルを目指す「ゼロカーボンシティ」を表明する自治体が増加しています。ゼロカーボンシティとは、「2050年にCO₂(二酸化炭素)を実質ゼロにすることを旨とする首長自らが又は地方自治体として公表された地方自治体」です。

本市においても、2022(令和4)年3月15日、綾瀬市議会において「ゼロカーボンシティ」を表明しました。

※実質ゼロ:CO₂などの温室効果ガスの人為的な発生源による排出量と、森林等の吸収源による除去量との間の均衡を達成すること。

○市の取り組み

これまでも太陽光発電設備設置補助金の交付や防犯灯・道路照明灯・公園灯のLED照明への切り替え、終末処理場消化槽設置に伴う汚泥減量化と消化ガスによる発電事業等により、二酸化炭素排出量の削減に向けて進めています。2050年脱炭素社会の実現に向け、引き続き取り組みを進めます。

3-3 市民・事業者の意識

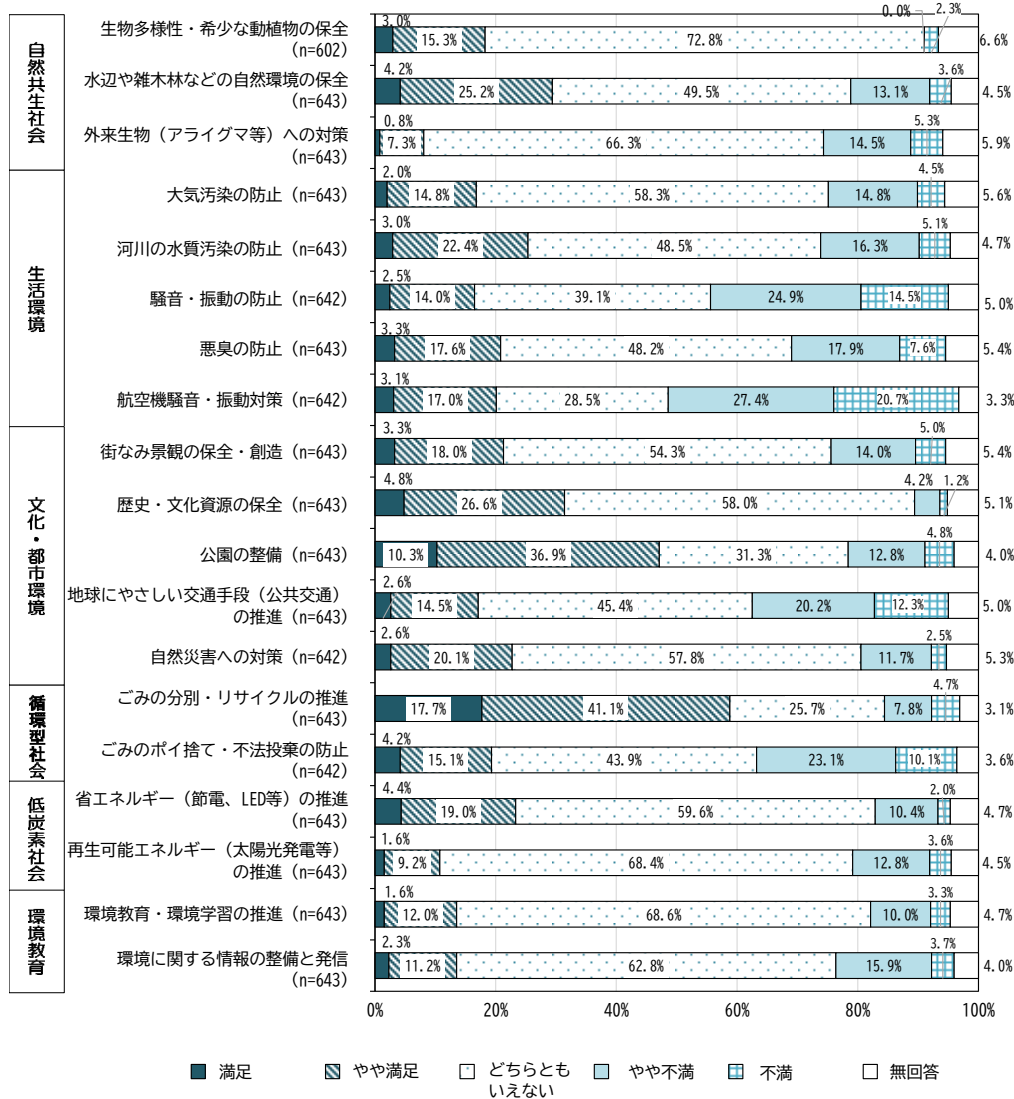
(1) 意識調査の概要

本計画の策定に先立ち、無作為で抽出した市民及び事業者にアンケートを実施しました。

(2) 意識調査の結果

① 綾瀬市の環境の満足度について[市民]

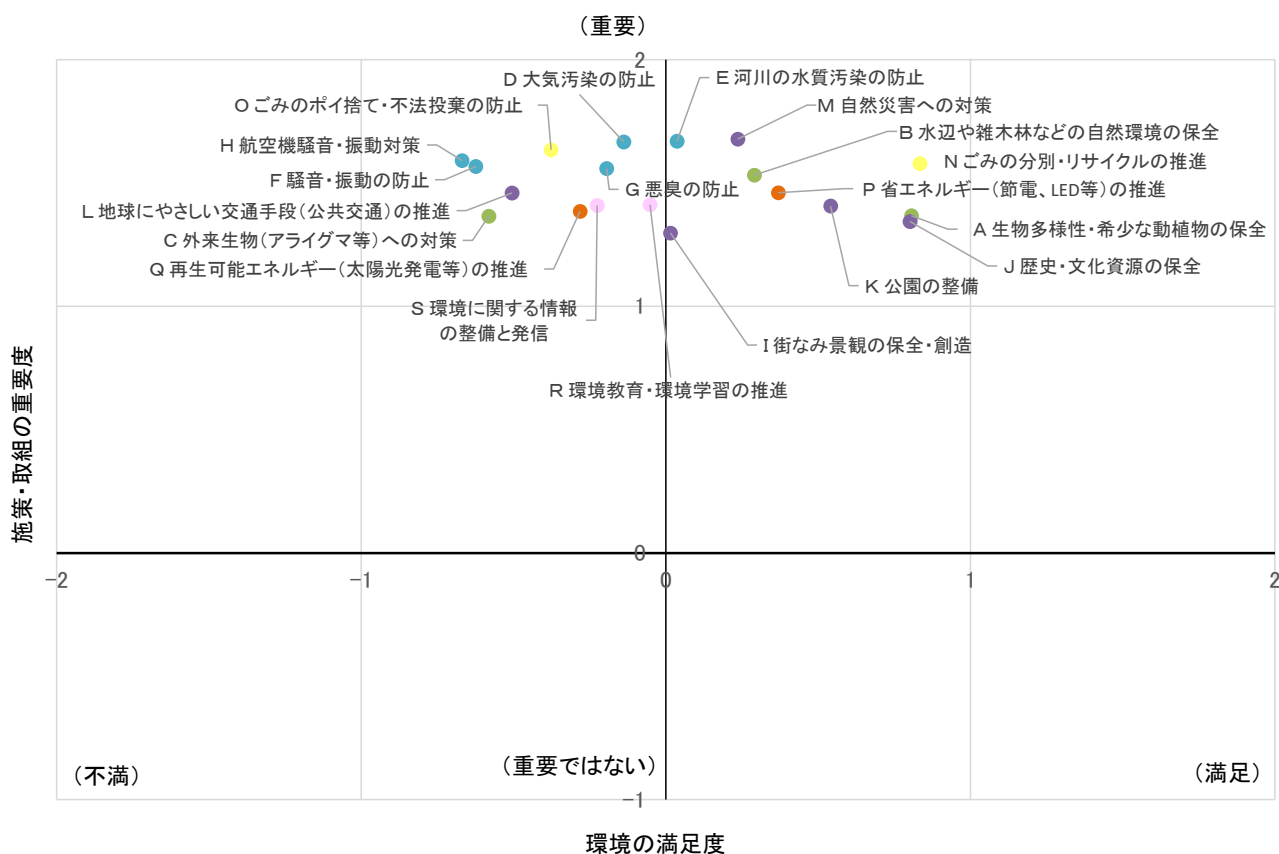
- 環境に対する満足度は、「ごみの分別・リサイクルの推進」や「公園の整備」、「水辺や雑木林などの自然環境の保全」について満足度が高く、「航空機騒音・振動対策」や「騒音・振動の防止」などの生活環境項目について、満足度が低くなっています。
- 環境施策の推進により環境への関心や満足度の向上を図るとともに、市のホームページなどを通じて、情報発信する必要があります。



■ 市の現状や取り組みに関する満足度

②第2次計画の施策の満足度・重要度[市民]

- 施策・取り組みの重要度について、全ての項目で重要度が1以上であり、どの環境施策についても重要度が高いととらえている結果となりました。
- 満足度については、不満（-2点）や満足（+2点）に大きく突出した項目は見られませんが、やや不満～不満に近い施策について、今後、取り組みの周知啓発や支援を検討する必要があります。

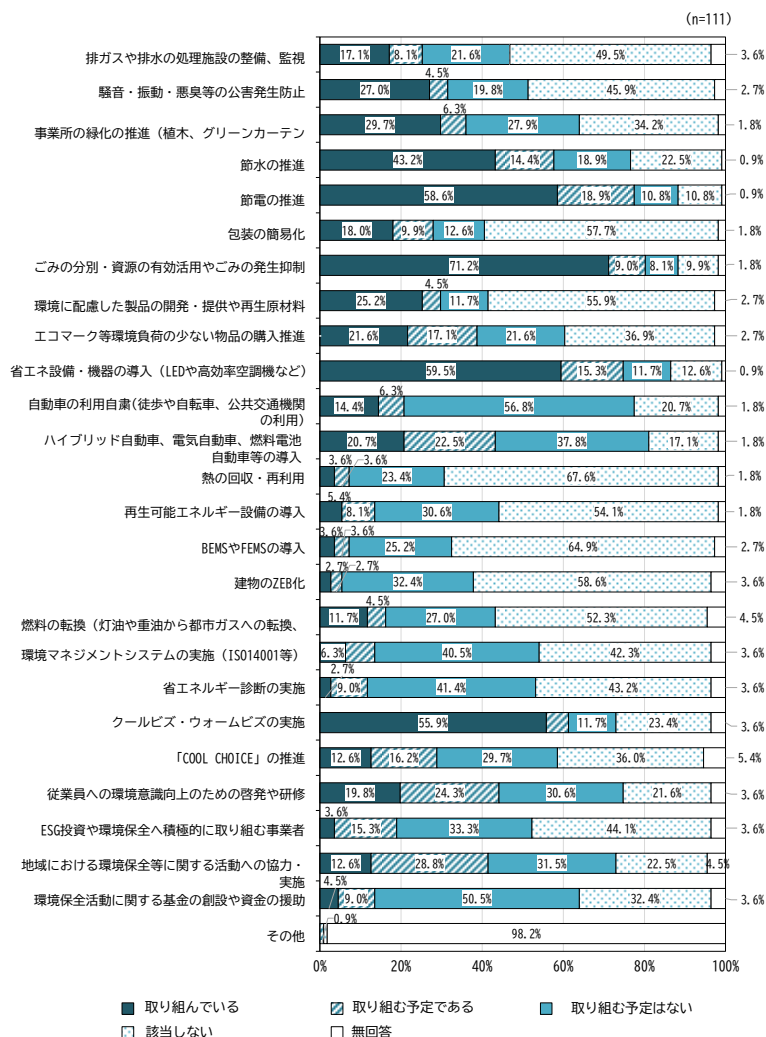


(注)満足度は、「満足」を2点、「やや満足」を1点、「やや不満」を-1点、「不満」を-2点とし、重要度は、「重要」を2点、「やや重要」を1点、「あまり重要ではない」を-1点、「重要ではない」を-2点とし、それぞれ合計点を各設問のサンプル数で割ることにより、点数化した。

■施策の重要度と環境の満足度の相関

③事業活動における環境への取り組み[事業者]

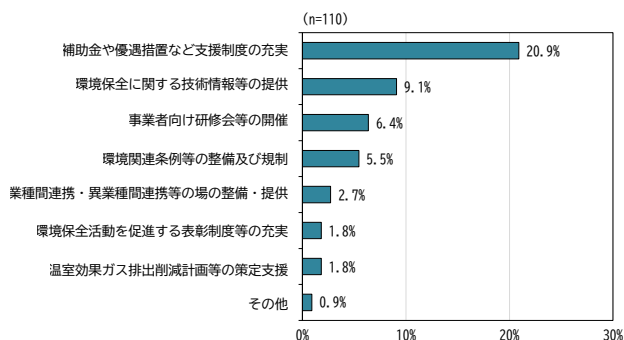
- 事業所の環境保全等に関する取り組み状況は「ごみの分別・資源の有効活用」や「省エネ設備・機器の導入」、「節電の推進」、「クールビズ・ウォームビズの実施」で高くなっています。
- 「再生可能エネルギー設備の導入」や「BEMSやFEMSの導入」、「建物のZEB化」など、省エネや再エネにつながる取り組み状況は低くなっています。



■ 事業活動における環境への取り組み

④市に期待する施策・取り組み[事業者]

- 「補助金や優遇措置など支援制度の充実」が全体の約20%で挙げられています。
- 「環境保全に関する技術情報等の提供」や「事業者向け研修会等の開催」など、環境保全等に関する情報提供を求めている意見が挙げられています。



■ 市に期待する施策・取り組み

4 第2次計画の評価と課題

4-1 第2次計画の環境指標の達成状況

計画策定時に設定した指標について、設定時の値と直近の値を比較するとともに、目標に対する達成状況について、以下のとおり評価を行いました。

1 豊かな森と水に人々がふれあい、多様な生きものが生息するまち (自然共生社会の構築)

指標	基準値(2013(H25))	目標値(2023(R5))	現状値(2021(R3))	達成状況
あやせ生物多様性行動指針の策定と推進	未策定	2015年度までに策定 その後指針に基づいて 推進	2017年度の環境施策調整会議において策定しないと決定	△
長峰の森等生物生育・生息地の指定	未指定	2箇所以上	調整	△
生物多様性行動戦略に関する調査・研究	—	調査・研究の実施	調査・研究	○
緑被率	33.7% (2005)	33.7%を維持	37.11% (2015)	○
緑地の確保	384.9ha (2009)	434.3ha以上	408.5ha	△
湧水の整備箇所	未整備	1箇所	調整	△
水辺環境の整備への満足度	39.6% (2009)	50%以上	55.0%	○
農用地面積	146ha (2012)	132haの維持	148haの維持	○
市内農業体験農園利用者数	233人 (2012)	300人以上の維持	262人	△
食育に関心のある人の割合	60.8% (2008)	70%以上	63.5% (2018)	△

※目標達成=○、着手したが目標値に届かなかった=△、未達成=×

- 「あやせ生物多様性行動指針の策定と推進」については、2017(平成29)年10月に開催した環境施策調整会議において、策定しないことを決定したため未策定となっておりますが、関係法令や県の定める「かながわ生物多様性計画」などに基づき、施策を実施することといたしております。
- 「緑地の確保」や「湧水の整備箇所」は目標値には届きませんでした。 「緑被率」や「水辺環境の整備への満足度」などの指標は目標を達成しており、今後も現行の取り組みを継続し、緑の確保につなげることが望めます。
- 「市内農業体験農園利用者数」、「食育に関心のある人の割合」は目標値を達成できませんでした。新型コロナウイルス対策のためイベント等の中止の影響もありますが、今後も多様な方法で、農地の重要性について普及啓発を図ることが望めます。

2 生活環境の保全・改善をはかり、みんなが安心して暮らせるまち (生活環境の保全・改善)

指標	基準値(2013(H25))	目標値(2023(R5))	現状値(2021(R3))	達成状況
大気の汚染に係る環境基準	各項目とも環境基準値以内(光化学オキシダントを除く)	環境基準の達成維持及び改善	各項目とも環境基準値以内	○
有害大気汚染物質に係る環境基準	各項目とも環境基準値以内	環境基準の達成維持及び改善	各項目とも環境基準値以内	○
ダイオキシン類に係る環境基準(大気)	各項目とも環境基準値以内	環境基準の達成維持及び改善	各項目とも環境基準値以内	○
河川水質の環境基準(生活環境項目)	各項目とも概ね環境基準値以内	環境基準の達成維持及び改善	各項目とも概ね環境基準値以内	○
地下水の水質汚濁に係る環境基準	各項目とも環境基準値以内	環境基準の達成維持及び改善	各項目とも概ね環境基準値以内	○
ダイオキシン類に係る環境基準(河川)	各項目とも環境基準値以内	環境基準の達成維持及び改善	各項目とも概ね環境基準値以内	○
生活排水処理率	95.8%(2012)	98.6%以上	99.7%	○
航空機騒音に係る環境基準	達成率50%(2011)	環境基準の達成	環境基準値以内	○
騒音に係る環境基準	環境基準値以内	環境基準の達成維持及び改善	各項目とも環境基準値以内	○

※目標達成=○、着手したが目標値に届かなかった=△、未達成=×

- すべての指標について、目標を達成することができました。引き続き生活環境の保全・改善に向けた取り組みを進める必要があります。

3 歴史・文化資源を活かし、環境と共生するまち (文化・都市環境の形成)

指標	基準値(2013(H25))	目標値(2023(R5))	現状値(2021(R3))	達成状況
市内指定文化財件数	13件(2012)	15件以上	15件	○
文化財保護啓発事業の開催数	3事業	5事業	10事業	○
市民一人当たりの公園面積	6.3㎡	8.1㎡以上	6.84㎡	△
市内の緑と公園に満足している市民の割合	42.0%(2009)	52%以上	56.6%	○
公共交通機関(バス)利用満足度	38.1%(2008)	50%以上	46.5%(2018)	△
路線バス利用者数	10,667千人(2011)	12,700千人以上	8,147千人(2020)	△
緑地の確保【基本目標I-2】再掲	384.9ha(2009)	434.3ha以上	408.5ha	△
農用地面積【基本目標I-4】再掲	146ha(2012)	132haの維持	148ha	○
まち美化マナー宣言登録者数	累計952人(2012)	累計2,000人以上	1,153人	△
環境衛生対策の満足度	41.5%(2007)	80%以上	63.6%	△
ポイ捨て等投棄防止パトロール用ビブスの貸与	—	累計7件	累計2件	△

※目標達成=○、着手したが目標値に届かなかった=△、未達成=×

- 「市民一人当たりの公園面積」は、周辺自治体よりも高い水準にありますが、目標値を達成できませんでした。
- 「公共交通機関（バス）利用満足度」や「路線バス利用者数」など公共交通機関の指標は、新型コロナウイルス感染拡大の影響などもあり、目標を達成できませんでした。
- 「まち美化マナー宣言登録者数」は、基準値から増加したものの、目標値を達成できませんでした。2016(平成28)年5月に新規登録の受付を終了しており、今後は新たな事業による指標で、環境改善を図る必要があります。

4ごみの減量化や3Rが進められ、資源が大切に利用されるまち (循環型社会の構築)

指標	基準値(2013(H25))	目標値(2023(R5))	現状値(2021(R3))	達成状況
市民1人1日あたりの家庭からのごみ排出量	677 g/人・日 (2012)	662 g/人・日以下	651 g/人・日	○
事業系ごみの減量化(排出量)	3,872 t (2012)	2,562 t 以下	3,813t	△
焼却処理されるごみ量	18,787 t (2012)	15,000 t 以下	18,290 t	△
市民1人あたりの家庭可燃ごみ量	461 g/人・日	400g/人・日以下	451 g/人・日	△
リサイクル率	30.0% (2012)	40%以上	29.3%	△

※目標達成=○、着手したが目標値に届かなかった=△、未達成=×

- 「市民1人1日あたりの家庭からのごみ排出量」を除き、目標値を達成できませんでした。ごみの減量化やリサイクル推進の指標は、温室効果ガス排出量の削減にも関連性が高く、3Rの普及啓発を中心とした活動を推進する必要があります。
- 近年の傾向として、ごみ排出量は横ばい傾向ですが、リサイクル率は上昇傾向にあります。引き続きごみの分別に取り組むとともに、ごみの減量化を推進する必要があります。

5地球温暖化防止のために、みんなで省エネや創エネを進めるまち (低炭素社会の構築)

指標	基準値(2013(H25))	目標値(2023(R5))	現状値(2021(R3))	達成状況
地球にやさしい生活を実践している市民の割合	62.0% (2009)	75%以上	76.2% (2016)	○
補助金助成により設置された住宅用太陽光発電設備の出力	2,229kW (2012)	4,300kW 以上	5,396.14kW	○

※目標達成=○、着手したが目標値に届かなかった=△、未達成=×

- いずれの指標も目標値を達成していますが、ゼロカーボンシティ実現のため、これまで以上に取り組みを進める必要があります。
- 脱炭素社会の実現を目指して、再生可能エネルギーの導入拡大が重要です。市民や事業所への普及啓発や、取り組み支援を強化する必要があります。

6 環境を保全・創造するために、市民・市民団体・事業者・市がみんなで協働するまち (協働社会の構築)

指標	基準値(2013(H25))	目標値(2023(R5))	現状値(2021(R3))	達成状況
(仮称)あやせ環境教育推進基本計画の策定と推進	未策定	2014年度策定その後計画に基づき推進	推進	○
環境学習プログラム集の活用(件数)	—	累計7件	累計3件	△
あやせエコっと21学童編(応募者数)	—	累計1,000人以上	累計1,001人	○
あやせエコっと21家庭編(応募家庭数)	436家庭(2012)	1,000家庭以上	161家庭	△
あやせエコっと21事業所(登録事業所)	31事業所(2012)	100事業所	49事業所	△
環境報告書の発行	年1回	年1回	2月に発行	○
環境情報の発行	年1回	年1回	8月に発行	○

※目標達成=○、着手したが目標値に届かなかった=△、未達成=×

- 「あやせエコっと21家庭編(応募家庭数)」や「あやせエコっと21事業所(登録事業所)」について、目標を達成できませんでした。
- 将来に良好な環境を引き継いでいけるよう、環境教育・環境学習を通じて一人ひとりの意識を高め、取り組みを推進します。

4-2 環境の現状を踏まえた課題と今後の方向性

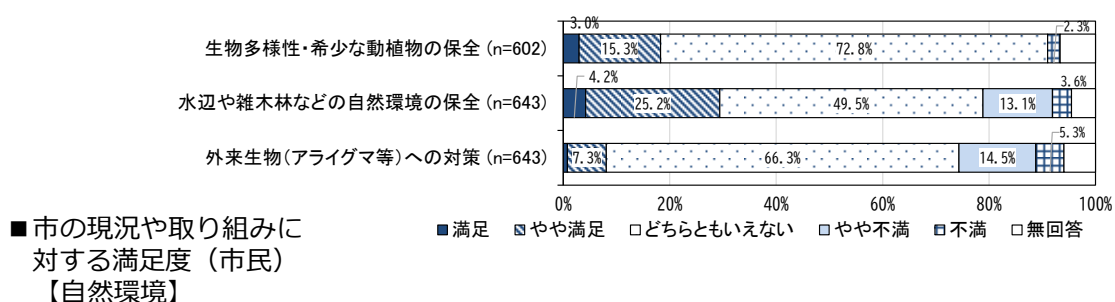
■自然共生社会の構築

- タヌキなどの哺乳類や、水辺に生息するゲンジボタルなどの生物がみられ、水辺と周辺の緑地は、身近な動植物の生息場所として、良好な環境を維持していく必要があります。
- アライグマによる建屋侵入などの生活被害や農業被害が発生しており、特定外来生物に関する情報収集や駆除対策を引き続き行う必要があります。
- 緑被率は減少しており、市内の緑地の保全に努める必要があります。
- 環境保全型農業の推進や、農地を通じた緑とのふれあいにより、農業を活性化することが重要です。

<市民・事業者の意識>

「生物多様性・希少な動植物の保全」について、やや不満及び不満の回答が少ない結果になりました。

「外来生物（アライグマ等）への対策」について、満足及びやや満足の回答が少ない結果になりました。

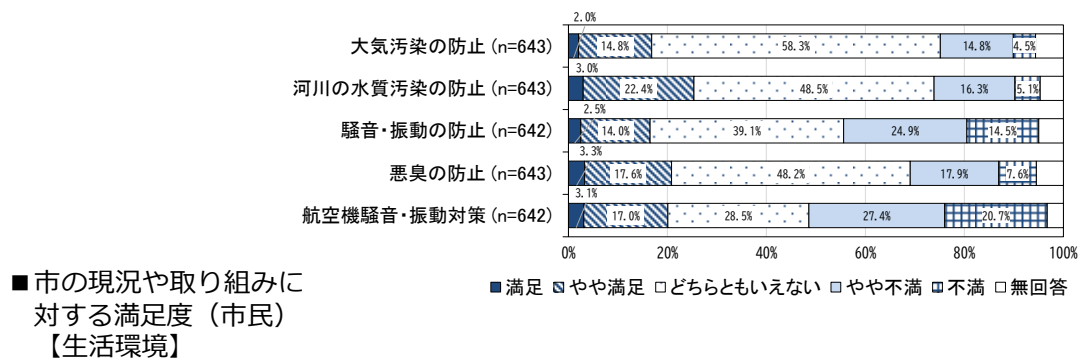


■生活環境の保全・改善

- 3河川の水質は下水道の整備等により改善傾向にあります。快適なまちであり続けるため、河川環境の状況調査を継続して行うことが求められます。
- 従来の事業活動に伴う騒音等の公害苦情のほか、良好な環境への期待の高まりから、生活環境の向上を求める苦情が寄せられています。
- 厚木基地における航空機騒音については、2018(平成30)年3月に岩国基地への空母艦載機の移駐が完了したことにより、100デシベル以上の騒音測定回数は大幅に減少しましたが、全ての騒音被害が解消されたわけではなく、引き続き厚木基地の運用を注視するとともに、国などへの要請活動を行う必要があります。

<市民・事業者の意識>

「騒音・振動の防止」や「航空機騒音・振動対策」について、やや不満及び不満の回答が多い結果になりました。

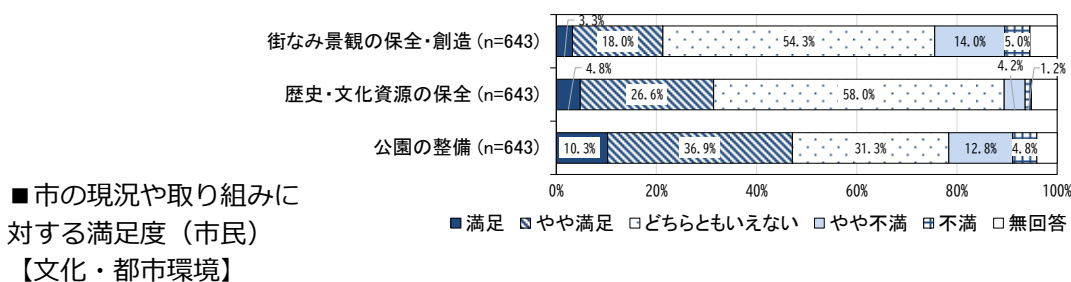


■文化・都市環境の形成

- 公園や緑地などの緑は、ヒートアイランド現象の緩和に寄与するほか、二酸化炭素の吸収源として、地球温暖化対策にもつながります。緑被率は宅地開発により減少傾向ですが、周辺市との比較では多くの緑が残されており、今ある緑を保全し、活用することが必要です。
- 不法投棄やポイ捨て等、都市化の進行に伴い生じる課題について、まちの美化に関する継続的な取り組みが必要です。

<市民・事業者の意識>

「歴史・文化資源の保全」や「公園の整備」について、満足度が高い結果になりました。



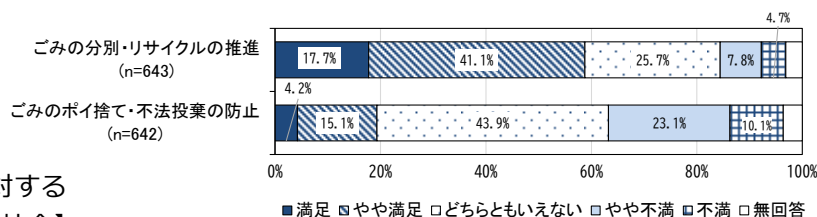
■循環型社会の構築

- 家庭系可燃ごみや事業系ごみの排出量について、より一層の発生抑制、減量化及び資源化に取り組む必要があります。循環型社会の構築を目指すため、一人ひとりの取り組みが求められます。
- プラスチックごみの削減や食品ロスといった新たな環境問題に対して、市民・事業者と協力して取り組んでいく必要があります。
- 3Rの推進とともに、ごみを発生させない新たなライフスタイルやビジネススタイルの普及啓発を行っていく必要があります。

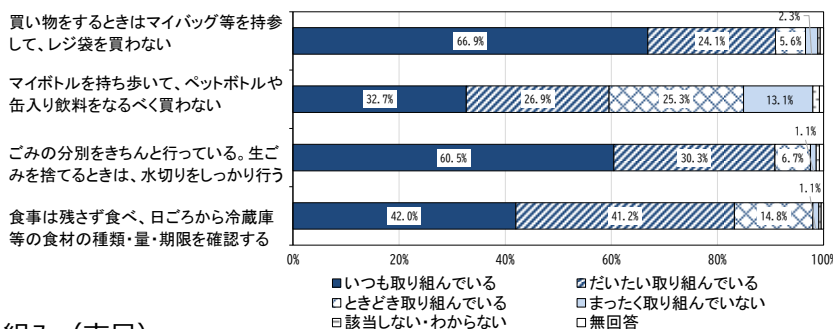
<市民・事業者の意識>

「ごみの分別・リサイクルの推進」の満足度が高く、マイバックの持参やごみの分別、食品ロスに対する環境配慮を行う市民（いつも取り組んでいる、だいたい取り組んでいる）は80%以上となっています。また、事業者が提供を望む環境情報は「市内のごみ焼却量や再資源化、リサイクルの状況などに関する情報」が最も高くなっています。

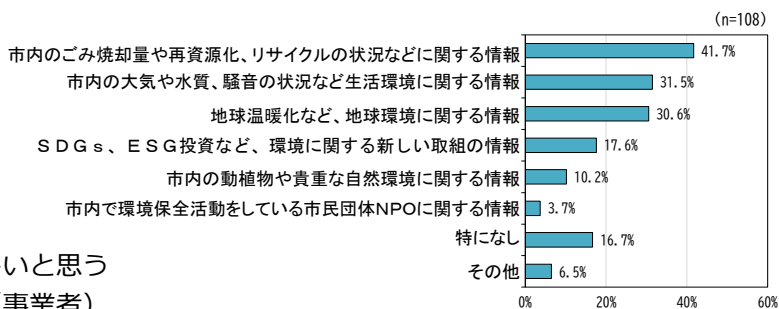
■市の現況や取り組みに対する満足度（市民）【循環型社会】



■環境配慮行動への取り組み（市民）



■市から提供・発信してほしいと思う環境保全に関する情報（事業者）



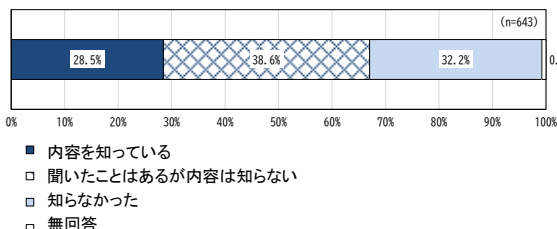
■低炭素社会の構築

- ゼロカーボンシティの実現に向けて、省エネルギー行動の普及啓発や脱炭素に向けたまちづくり、再生可能エネルギーの導入、設備導入によるエネルギーの高効率化などを推進する必要があります。
- 温室効果ガス排出量の多い産業部門への対策が求められます。
- 市民や事業者の模範となることを目指すため、行政が率先的に地球温暖化対策へ取り組むことが求められます。
- 気温上昇や近年多発する台風や局地的な大雨などの気候変動に対して、本市への影響の低減を図り、気候変動に適応したまちづくりが求められます。

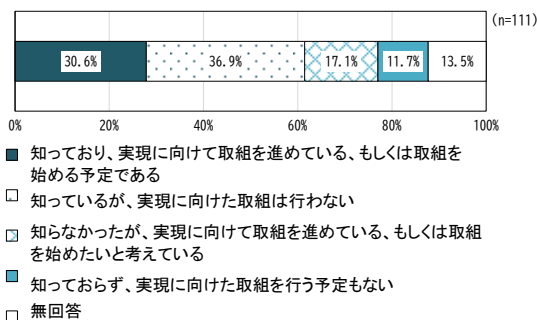
<市民・事業者の意識>

国が進めている「2050年カーボンニュートラルの実現」は、市民や事業者の半数以上が認識しています。太陽光発電や電動車の導入など、脱炭素に有効な対策は初期コストが障害となっており、市民や事業者の脱炭素化を支援する取り組みが重要です。また、市民・事業者への支援と共に、公共施設等への太陽光発電の導入により、市自ら再生可能エネルギーの普及を進めます。

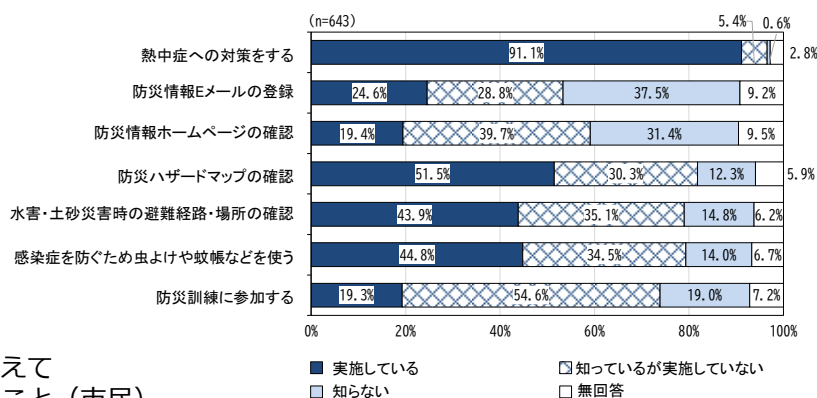
気候変動に関して、半数以上の市民が、影響が現れていると感じており、事業者においても事業活動への影響が大きいと考えています。気候変動に備えるため、熱中症対策のほか、防災ハザードマップ、防災情報Eメールや防災情報ホームページなど、市の取り組みの周知を図る必要があります。



■ 2050年カーボンニュートラルの認知度 (市民)



■ 2050年カーボンニュートラルに関する取組状況 (事業者)



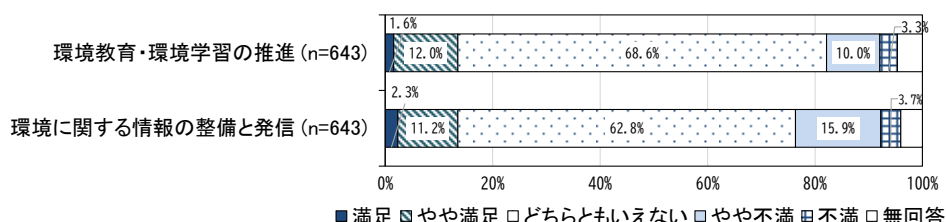
■ 気候変動の影響に備えて日頃から行っていること (市民)

■協働社会の構築

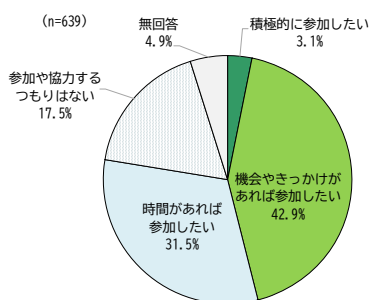
- 環境教育や環境学習の機会を増やすとともに、幅広い世代に向けた情報提供を推進し、市民や子どもたちの環境意識の向上を図る必要があります。
- 市民による環境保全活動を継続して推進するとともに、環境保全活動を幅広く展開していくことが求められます。
- 行政が率先して取り組むとともに、近隣自治体などとの都市連携により広域的にも先進的な取り組みを進めていく必要があります。
- 市・市民・事業者が相互に連携を図りながら環境教育や環境学習を推進することにより、みんなが環境について考え、一人ひとりが自主的かつ積極的に環境に配慮した行動を実践できるまちを目指します。

<市民・事業者の意識>

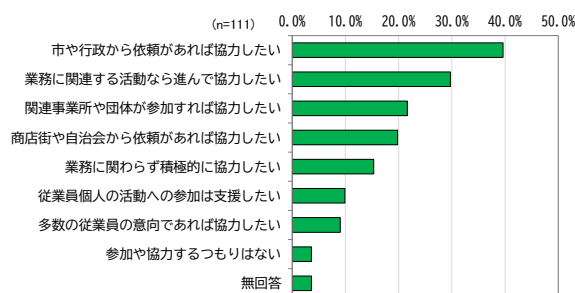
市民意見では「環境教育・環境学習の推進」及び「環境に関する情報の整備と発信」に対する満足度がやや低くなっています。環境保全活動について、「機会やきっかけがあれば参加したい」及び「時間があれば参加したい」は70%でした。また、事業者では、環境保全活動への参加・協力に対し、「市等からの依頼がある場合」及び「業務に関連する活動であれば協力したい」との意見が多くなっています。市は、協力意思のある事業者と市民との橋渡しを担う役割や、幅広い世代で、環境活動に興味を持つ人が参加できるよう、普及啓発を進める必要があります。



■市の現況や取り組みに関する満足度（市民）



■環境保全活動について（市民）



■環境保全活動への参加・協力への関心（事業者）

3. 計画が目指す環境の姿

第3章 計画が目指す環境の姿

1 計画の基本テーマ

綾瀬市環境基本計画は、綾瀬市環境基本理念である「快適環境」、「持続的発展」、「自然環境の保全」、「地球環境の保全」に基づき、環境に関する目標や各種取組を進め「綾瀬市総合計画 2030」の将来都市像である「緑と文化が薫るふれあいのまち あやせ」を実現することにつなげていくことを目的としています。

本市は、かつて河川沿いの丘陵地に広大な森林が広がり、緑と水に囲まれたまちでした。しかし、都市化の進行に伴い森林の緑が減少するとともに、河川も都市型水路へと形態を変えているところもあります。また、都市開発に伴う人口の増加や産業の発展により、市民生活や事業活動による様々な環境負荷が生じています。

近年環境行政を取り巻く状況は大きく変化しています。2015(平成 27)年 9 月に持続可能な開発目標 (SDGs) が国連サミットで加盟国の全会一致で採択されました。また、気候変動に関して、国際的には 2015(平成 27)年 12 月に 21 世紀後半に温室効果ガス排出量の実質ゼロを目指す国際的枠組みである「パリ協定」が採択されました。日本においては 2020(令和 2)年 10 月に 2050(令和 32)年までに温室効果ガスの排出量を全体としてゼロ (カーボンニュートラル) にすることを宣言し、2022(令和 4)年 3 月に本市はゼロカーボンシティを目指すことを表明しました。

そこで、本計画では、持続可能な社会の形成を基本に、本市の地域に誇れる環境である豊かな森や水を守り、市民・市民団体・事業者・市の協力によって、より良好な状態で将来の世代に継承していくことを目指していきます。

計画の基本テーマ

**あやせの緑と水をみんなで育み
環境負荷のない暮らしを実践し
持続可能なまちづくりを進める**






2 環境の将来像と基本目標

2-1 環境の将来像

計画の基本テーマの実現に向けて、市の環境を構成する5つの分野ごとに環境の将来像と、16の基本目標を設定し、各施策を推進していきます。

自然共生社会	自然共生社会の実現 多様な生きものが生息し、豊かな緑と水が身近に感じられるまち
生活環境	生活環境の保全 安全で衛生的な環境が保全され、健やかに暮らせるまち
循環型社会	循環型社会の実現 ごみの減量化や3Rを進め、資源を大切に利用するまち
脱炭素社会	脱炭素社会の実現 脱炭素社会の実現に向けて、みんなで省エネや創エネに取り組むまち
教育協働	環境教育・協働の推進 子どもから大人までみんなで環境を学び、活躍する人が育つまち

2-2 環境の将来像と基本目標

自然共生社会	環境の将来像1 自然共生社会の実現 多様な生きものが生息し、豊かな緑と水が身近に感じられるまち
<p>目久尻川などの河川や河川沿いの斜面林、周辺の農地などで形成される自然環境と、そこに生息・生育する多様な生物を中心とした生態系ネットワークの保全に努めます。</p> <p>緑地や湧水池、農地など、地域の特徴的な景観と豊かな地域資源を守り、人と自然がふれあえる環境を形成します。各主体が協力して、自然環境と共生したまちを次世代へ継承していくことを目指します。</p>	
<p>基本目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 生物多様性の保全 ～カワセミなど多様な生きものが生息するまち～ ● 緑と水辺環境の保全 ～ホタルが飛び親しめるまち～ ● 農地と里地里山の保全 ～田園と富士山、大山の景観～ 	
<p style="text-align: center;">関連するSDGs</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>11 住み続けられるまちづくりを</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>13 気候変動に具体的な対策を</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>15 陸の豊かさも守ろう</p> </div> </div>	

環境の将来像2 生活環境の保全

安全で衛生的な環境が保全され、健やかに暮らせるまち

市民・市民団体、事業者の協力のもと、環境への負荷の低減を図り、河川の水質など、生活環境の保全に努めます。有害化学物質などの環境課題に対して、適切な情報の発信・提供により、みんなが快適に住み続けられるまちを目指します。

基本目標

- 大気環境の保全
- 水質環境及び土壌の保全
- 騒音・振動への対応
～航空機騒音が少なく、静かで、安らぎのある、住み良いまち～
- 環境美化活動の推進

関連するSDGs



環境の将来像3 循環型社会の実現

ごみの減量化や3Rを進め、資源を大切に利用するまち

持続可能な地域社会の形成に向けて、限りある資源を大切にし、環境負荷の少ないまちを目指します。市民・市民団体、事業者、市が協働により、3Rのうちごみの発生抑制（リデュース）を第一に取り組み、次に再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）へ取り組むことが重要です。各主体の協働により、ごみの減量化と資源循環の仕組みづくりによる資源循環型社会の実現を目指します。

基本目標

- 廃棄物の発生・排出抑制・適正処理
- 廃棄物の資源化の推進

関連するSDGs



脱炭素社会

環境の将来像4 脱炭素社会の実現

脱炭素の実現に向けて、
みんなで省エネや創エネに取り組むまち

ゼロカーボンシティの実現に向けて、市民・市民団体、事業者、市が一体となって地域の環境保全に取り組み、二酸化炭素の排出実質ゼロを目指していきます。

省エネルギー化などでエネルギー使用量を抑制するとともに、再生可能エネルギーの導入を進めます。


また、地球温暖化に伴い生じている気候変動について、適切な適応策を講じることで、影響の回避・軽減を図ります。

基本目標


- 気候変動緩和策の推進
～再生可能エネルギーの活用～
【重点取組事項】
- 気候変動緩和策の推進
～省エネルギー化などの推進～
【重点取組事項】
- 気候変動適応策の推進

関連するSDGs


7 エネルギーをみんなに
そしてグリーンに



11 住み続けられる
まちづくりを



13 気候変動に
具体的な対策を



教育協働

環境の将来像5 環境教育・協働の推進

子どもから大人までみんなで環境を学び、
活躍する人が育つまち


本市のより良い環境づくりを行っていく上では、市民・市民団体、事業者と、市の協力による広域的かつ継続的な取り組みの推進が不可欠です。社会情勢や世代の特性に応じた情報提供や協力体制の実現に努め、将来を担う人づくりを進めていきます。

基本目標


- 環境教育の推進
- 環境保全活動の推進
- 事業所における
環境保全活動の推進
- 環境情報の整備と発信

関連するSDGs


4 質の高い教育を
みんなに




9 産業と技術革新の
基盤をつくろう



12 つくる責任
つかう責任



17 パートナリシップで
目標を達成しよう



3 施策体系

あやせの緑と水をみんなで育み、環境負荷のない暮らしを實踐し、持続可能なまちづくりを進める	将来像	基本目標
	<p>1 自然共生社会の実現 多様な生きものが生息し、豊かな緑と水が身近に感じられるまち</p> 	<p>1 生物多様性の保全 ～カワセミなど多様な生きものが生息するまち～</p> <p>2 緑と水辺環境の保全 ～ホテルが飛び親しめるまち～</p> <p>3 農地と里地里山の保全 ～田園と富士山、大山の景観～</p>
	<p>2 生活環境の保全 安全で衛生的な環境が保全され、健やかに暮らせるまち</p> 	<p>1 大気環境の保全</p> <p>2 水質環境及び土壌の保全</p> <p>3 騒音・振動への対応 ～航空機騒音が少なく、静かで、安らぎのある、住み良いまち～</p> <p>4 環境美化活動の推進</p>
	<p>3 循環型社会の実現 ごみの減量化や3Rを進め、資源を大切に利用するまち</p> 	<p>1 廃棄物の発生・排出抑制・適正処理</p> <p>2 廃棄物の資源化の推進</p>
	<p>4 脱炭素社会の実現 脱炭素の実現に向けて、みんなで省エネや創エネに取り組むまち</p> 	<p>1 気候変動緩和策の推進 ～再生可能エネルギーの活用～</p> <p>2 気候変動緩和策の推進 ～省エネルギー化などの推進～</p> <p>3 気候変動適応策の推進</p>
	<p>5 環境教育・協働の推進 子どもから大人までみんなで環境を学び、活躍する人が育つまち</p> 	<p>1 環境教育の推進</p> <p>2 環境保全活動の推進</p> <p>3 事業所における環境保全活動の推進</p> <p>4 環境情報の整備と発信</p>

主な取組内容

①生物多様性保全への理解の推進 ②外来生物対策など生態系保全の推進
③緑による生きものの生息・生育環境の確保
④生物多様性保全に向けた環境配慮の推進

①緑化の推進と緑地の保全 ②水辺環境の整備 ③都市公園の整備
④緑による環境に配慮したまちづくり

①農地の保全と多面的機能の活用 ②綾瀬の農業と食とのふれあいの推進
③環境に配慮した農業の推進 ④里地里山の保全 ⑤良好な街並み景観の形成

①大気環境の情報収集と提供 ②公共交通機関の推進
③次世代自動車の導入・普及やエコドライブの推進 ④大気汚染・悪臭発生源の調査と対応

①水質汚濁状況の監視
②河川水質改善の推進

①航空機騒音対策(基地対策)の推進
②騒音・振動発生源の調査と対応

①きれいなまちづくりへの意識啓発 ②ごみの投棄防止
③まち美化マナーの向上 ④環境美化活動の推進

①リデュース(ごみの発生抑制)の推進 ②ごみの減量化の推進
③ごみ・環境情報の共有化 ④廃棄物の適正処理の推進

①循環型社会の実現に向けた意識啓発 ②リサイクルプラザの活性化
③リユース(資源の再利用)の推進 ④リサイクル(資源の循環利用)の推進

①再生可能エネルギーの普及促進 ②未利用エネルギーに関する調査
③公共施設への再生可能エネルギー導入の推進

①省エネ行動の推進 ②省エネルギー化の推進
③豊かな緑を活かした森林吸収の推進 ④人と環境に配慮した交通体系の推進
⑤公共施設等における省エネルギー化の推進

①適応策の推進
②気候変動に関する情報収集と啓発

①環境教育などの施策の推進 ②環境教育・環境学習の推進
③環境教育・環境学習教材の充実 ④環境教育・環境保全活動を支える人材の育成

①市民・市民団体・事業者・市の環境保全行動の推進 ②環境保全活動の充実・提供
③協働による環境保全活動の充実と連携の促進 ④環境保全活動拠点の提供

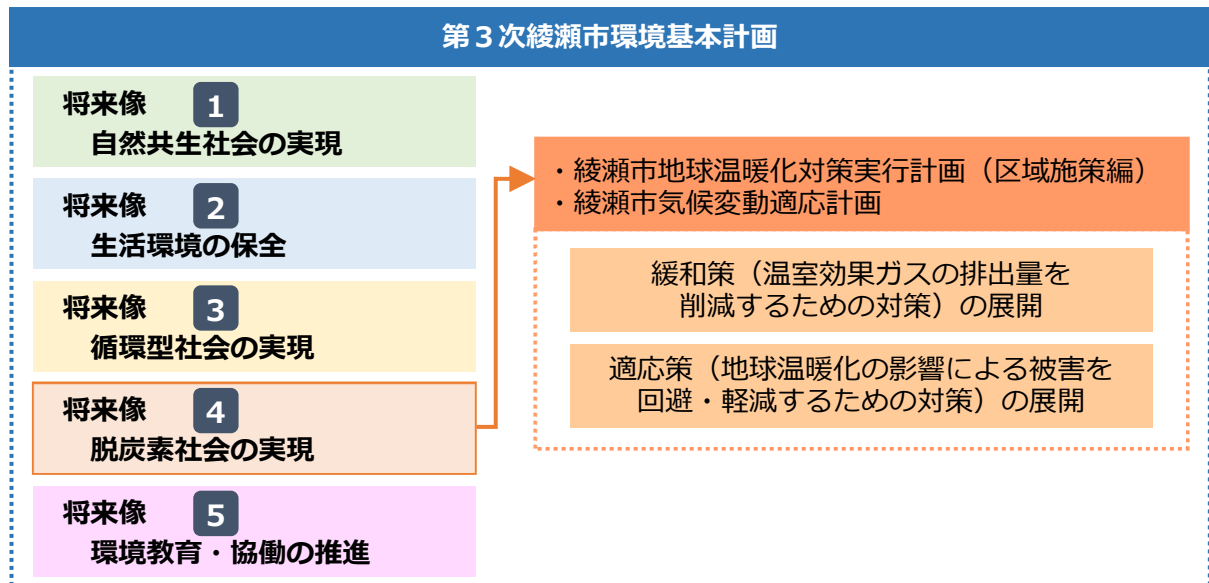
①環境に配慮した事業活動の推進 ②事業所での環境教育などの推進
③事業所の環境保全活動への参加促進 ④事業所周辺の緑化対策の推進

①環境に関する情報の整備と提供 ②環境情報の充実・情報交流の推進
③環境保全の取組状況の報告

枠は、重点取組事項を示す。

温室効果ガス排出量の削減及び気候変動への適応を重点的に推進するため、「綾瀬市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」並びに「綾瀬市気候変動適応計画」に基づき、気候変動への対策に取り組めます。

■「第3次綾瀬市環境基本計画」と
「綾瀬市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」及び「綾瀬市気候変動適応計画」の関係



4. 計画で進める取り組み

第4章 計画で進める取り組み

自然共生社会の実現




将来像 1

多様な生きものが生息し、 豊かな緑と水が身近に感じられるまち

将来イメージ

- 市内の自然環境は健全に維持され、水辺と森林が結ばれた緑と水のネットワークが形成されています。ホテルをはじめとした多様な生物の生息・生育場所となっています。
- 市民・市民団体・事業者・市など多様な主体が連携して、森林や水辺の保全に取り組むことで、自然環境が適切に維持されています。
- 公園美化活動や花壇づくり活動が活発に行われ、緑豊かな空間がつけられています。
- 農地や緑地の保全により、潤いのある景観の形成とともに、自然災害への備えとしてオープンスペースが確保されています。

■関連するSDGsの目標と意味

アイコン	目標	意味
	住み続けられるまちづくりを	包摂的で安全かつ強靭（レジリエント）で持続可能な都市および人間居住を実現する
	気候変動に具体的な対策を	気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる
	陸の豊かさを守ろう	陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、並びに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する

コラム 生物多様性

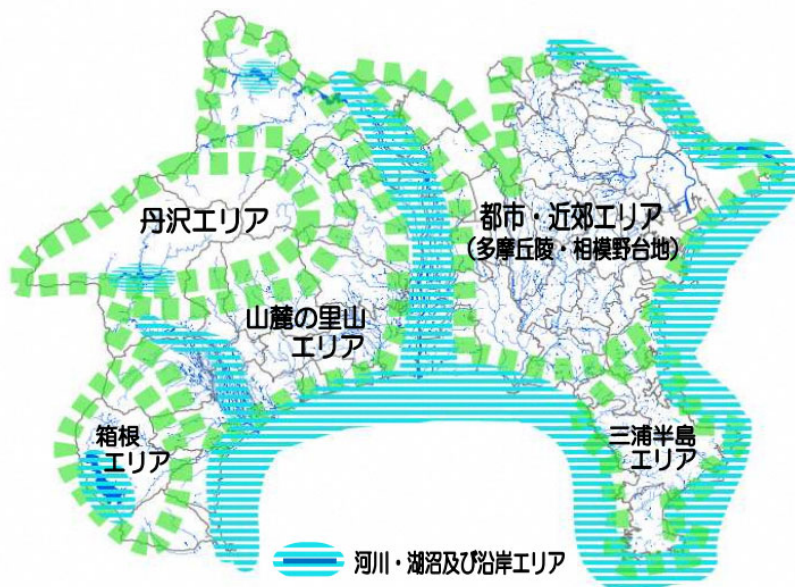
生物多様性とは、様々な生物が複雑に関わりあって存在することです。私たちの暮らしは、生物や生態系の恵みに支えられています。神奈川県は、変化に富んだ地形を有しており、気候や土地利用の状況に応じて様々な生物が生息・生育しています。県では、「かながわ生物多様性計画」において、県土を6エリアに区分し、地域特性に応じた取り組みを進めています。

本市を含む都市・近郊エリア（多摩丘陵・相模野台地）は、樹林地や公園、農地、河川沿いの連続する斜面緑地など、多様な生態系がモザイク状になった都市生態系と、里山・農地生態系で構成されています。都市に残された身近な自然を保全するため、都市公園の整備や適切な管理運営、多様な主体との連携・協働による緑地の保全といった取り組みが重要となっています。

また、県では「かながわ生きもの調査」を実施しており、里山の生きものや外来種を観察・撮影し、スマートフォンやパソコンから、誰でも簡単に参加することができます。身近な自然の大切さや生物多様性の重要性について、参加しながら考えてみませんか。



■ かながわ生きもの調査（資料：神奈川県ホームページ）



■ 生態系に着目した県土のエリア区分（資料：「かながわ生物多様性計画」神奈川県）

基本目標 1 - 1 生物多様性の保全

～カワセミなど多様な生きものが生息するまち～

生物多様性とは、様々な生物が相互につながり、バランスを保っている状態のことです。生物多様性が私たちの生活や産業、文化にもたらしている様々な恵みや役割について学び、体験し、理解を深め、地域から地球規模での生物多様性の保全に配慮していきます。

方向性 1 生物多様性への理解を増進し、外来生物対策を進めます

生物多様性に関する啓発を行うとともに、アライグマなど外来生物対策を進めるなど、生物多様性保全のための取り組みを継続的に行います。

取組内容		■ 関連計画、○ 所管課
①	生物多様性保全への理解の推進	○ 環境保全課
②	外来生物対策など生態系保全の推進	○ 環境保全課

方向性 2 生きものを育む環境を保全します

市内に残る斜面緑地や水辺、農地などは、カワセミをはじめとする野鳥などの多様な生物の生息・生育の場となっています。こうした多様な生物の生息環境の確保と形成を図り、より健全な状態で将来世代に継承していきます。

取組内容		■ 関連計画、○ 所管課
③	緑による生きものの生息・生育環境の確保	■ 緑の基本計画 [みどり公園課] ○ みどり公園課
④	生物多様性保全に向けた環境配慮の推進	○ 環境保全課、みどり公園課

■ 環境指標

指標項目	2021(R3)年度 現状	2032(R14)年度 目標
緑による生きものの生息・生育環境の確保	継続	継続
特定外来生物対策の推進	継続	継続

■主体別の取り組み・環境配慮指針

市民・市民団体の取り組み

- 身近な自然や生きものについて関心を持ち、生物多様性について学び知識を深めます。
- 生物多様性について学ぶため、地域の観察会や環境学習、研修等に積極的に参加します。
- 地域の生態系を乱さないため、外来種対策に協力します。
(被害予防三原則 1 入れない 2 捨てない 3 拡げない)

事業者の取り組み

- 生物多様性保全活動や環境学習を進めます。
- 事業所周辺の緑化や緑地整備を進めるなど、水と緑のネットワークづくりに取り組みます。

市の取り組み

①生物多様性保全への理解の推進

- ・ 自然とのふれあいや生物多様性に係る環境学習機会の提供など、生物多様性への理解の増進（環境保全課）

②外来生物対策など生態系保全の推進

- ・ 特定外来生物等に関する情報提供と対策（環境保全課）

③緑による生きものの生息・生育環境の確保

- ・ 水辺の斜面緑地など連続した斜面緑地の保全と形成、目久尻川・比留川・蓼川の水辺の自然の再生・創出、多様な生物が繁殖する場となる連続した緑のエコロジカルネットワークづくりの推進（みどり公園課）

④生物多様性保全に向けた環境配慮の推進

- ・ まちづくりや市街地整備に伴う生物生息環境への影響抑制など、生物多様性への配慮の推進（環境保全課、みどり公園課）

基本目標 1-2 緑と水辺環境の保全

～ホタルが飛び親しめるまち～

市内を流れる3河川（目久尻川、比留川、蓼川）及び河川沿いの斜面緑地は、本市の都市構造上重要な緑の骨格軸として位置付けることができます。自然環境を保全し将来に引き継いでいく必要があります。

方向性1 緑地や水辺環境などの自然環境を保全します

本市の緑の分布状況を知り、緑が環境に果たしている役割（多面的な機能）などについての理解を深め、緑に対する環境意識を向上させ、緑を活かした環境の保全と創造に努めていきます。また、きれいな水の指標でもあるホタルが生育・生息しやすく、親しめる環境を維持するとともに、カワセミなどの野鳥が飛来する水辺環境の保全に努めていきます。

取組内容		■ 関連計画、○ 所管課
①	緑化の推進と緑地の保全	■ 緑の基本計画 [みどり公園課] ○ みどり公園課
②	水辺環境の整備	■ 緑の基本計画 [みどり公園課] ○ みどり公園課、環境保全課

方向性2 緑の保全などによる環境に配慮したまちづくりを進めます

都市公園の整備や市街地の緑化を進め、緑の維持管理に努めることで、緑の多い都市環境を整備します。オープンスペースの確保にもつながり、地域の防災性を高めます。

緑が二酸化炭素を吸収することで、地球温暖化の抑制につながるとともに、地表面が被覆されることで地表面温度の高温化が抑制され、ヒートアイランド現象の緩和に寄与します。また、生物多様性の確保に役立つ生きものの生息・生育環境の形成につながります。

取組内容		■ 関連計画、○ 所管課
③	都市公園の整備	■ 緑の基本計画 [みどり公園課] ○ みどり公園課
④	緑による環境に配慮したまちづくり	■ 緑の基本計画 [みどり公園課] ○ みどり公園課、農業振興課

■ 環境指標

指標項目	2021(R3)年度 現状	2032(R14)年度 目標
緑地の確保※	408.05ha	479.15ha(2030)以上
市民一人当たりの都市公園の面積※	6.84㎡	8.3㎡(2030)以上

○現状及び目標の（）内は年度。記載ない場合は現状：2021(R3)年度、目標：2032(R14)年度を示す。

※印：緑の基本計画に係る指標

■主体別の取り組み・環境配慮指針

市民・市民団体の取り組み

- 二酸化炭素の吸収や地下水かん養など、緑の環境保全機能を学びます。
- 生け垣や敷地内の緑化など、身近な緑づくりを進めます。
- 公園や街路樹の管理活動などに参加します。

事業者の取り組み

- 二酸化炭素の吸収や地下水かん養など、緑の環境保全機能を学びます。
- 二酸化炭素の吸収源確保や防災性向上のため、敷地内の緑化やオープンスペースの確保を進めます。
- 公園や街路樹の管理活動などに参加します。

市の取り組み**①緑化の推進と緑地の保全**

- ・ 緑化モデル地区事業、民有地緑地への補助事業など緑化の推進（みどり公園課）
- ・ 城山公園や長峰の森、祖師谷緑地など森林の保全と整備（みどり公園課）

②水辺環境の整備

- ・ 早川天神森・春日原農用地の保全による地下水かん養機能の向上（みどり公園課）
- ・ カワセミなどの野鳥が生息・飛来する水辺環境の保全、ホタル保全活動など環境保全活動団体との連携（みどり公園課、環境保全課）

③都市公園の整備

- ・ 都市公園・緑地の整備と機能充実（みどり公園課）
- ・ 公園の緑のイメージアップ事業の推進、公園愛護会などの育成と活動充実（みどり公園課）

④緑による環境に配慮したまちづくり

- ・ 緑による二酸化炭素吸収の推進（環境保全課、みどり公園課）
- ・ 生産緑地の保全、公園緑地の整備などによるオープンスペースの確保とヒートアイランド現象の緩和（みどり公園課、農業振興課）
- ・ 都市公園などの外周部や工場地における敷地境界部への耐火性のある樹木の植栽の推進（みどり公園課）

基本目標 1-3 農地と里地里山の保全

～田園と富士山、大山の景観～

本市の中央にはまとまった農地が広がっています。水田や畑などの農地は、生産機能だけでなく、雨水の貯留や地下水かん養、災害時におけるオープンスペース、眺望や地域景観の保全、身近な生きものの生息環境の場などとして、多面的な役割を果たし、私たちに豊かな恵みをもたらしています。こうした農地の多面的機能を市民共有の財産として保全・活用し、農地を生かし、自然と共生した持続可能なまちづくりを進めていきます。

方向性 1 農地の保全と活用を進めます

食育や地産地消に関するイベントの実施、市民ふれあい農園の整備、農業体験や援農ボランティア活動を進めるなど、市民が、土と農と食とのふれあいを楽しめ、農業への理解が深められるように努めていきます。また、減農薬など、環境にやさしい農業の普及を進めていきます。

取組内容		■ 関連計画、○所管課
①	農地の保全と多面的機能の活用	■ 緑の基本計画 [みどり公園課] ○ 農業振興課、みどり公園課
②	綾瀬の農業と食とのふれあいの推進	■ あやせ健康・食育プラン 2.1 [健康づくり推進課] ○ 農業振興課、健康づくり推進課
③	環境に配慮した農業の推進	○ 農業振興課

方向性 2 里地里山と景観を保全します

里地里山の良好な自然景観や動植物の生息環境の保全、豊かな自然とのふれあいを図っていきます。

良好な街並み景観を作っていくため、綾瀬らしい田園風景の保全と活用、景観計画区域の設定と地域の特性を踏まえた景観形成をはじめ、美観を考慮した街路樹の整備や接道緑化など緑の景観形成、屋外広告物対策などを進めていきます。また、広報やホームページなどを活用した景観情報の発信を行い、市民や事業者の景観に対する意識向上を図ると共に、その保全・活用を進めていきます。

取組内容		■ 関連計画、○所管課
④	里地里山の保全	■ 緑の基本計画 [みどり公園課] ○ みどり公園課
⑤	良好な街並み景観の形成	■ 景観計画 [都市整備課] ■ 緑の基本計画 [みどり公園課] ○ 都市整備課、みどり公園課

■ 環境指標

指標項目	2021(R3)年度 現状	2032(R14)年度 目標
農用地面積	148 ha の維持	132ha 以上の維持
市内農業体験農園利用	年 262 人	年 300 人以上
地産地消の意味を知っている人の割合	68.4%(2018)	80%(2027)以上

○現状及び目標の () 内は年度。記載ない場合は現状：2021(R3)年度、目標：2032(R14)年度を示す。

■主体別の取り組み・環境配慮指針

市民・市民団体の取り組み

- 農地の多面的な機能について考えます。
- 食育や地産地消を進め、安心・安全な農産物を提供する事業者を支援します。
- 市民農園や農業体験などのイベントに参加し、農業とふれあいます。
- 里山の管理活動など、地域の自然を保全・再生する活動に参加します。

事業者の取り組み

- 農地の保全と管理・活用に努めます。
- 地産地消を進め、安心・安全な農産物を提供します。
- 市民農園や農業体験などのイベントに参加し、農業とふれあいます。
- 里山の管理活動など、地域の自然を保全・再生する活動に参加します。

市の取り組み**①農地の保全と多面的機能の活用**

- ・ 市民参加による農地の多面的利用の推進など、農地の保全と活用、農業ボランティア活動、農地の美化活動などの推進（農業振興課）
- ・ 生産緑地地区の保全などにより、オープンスペースの確保や地下水かん養など、農地の多面的機能の保全（みどり公園課、農業振興課）
- ・ 市民ふれあい農園の整備・充実、地域の農業とふれあえる場の形成、市民の農業体験など土とのふれあいの推進（農業振興課）

②綾瀬の農業と食とのふれあいの推進

- ・ 学校や家庭での食育学習、食育の推進、環境にもやさしい地産地消の推進（農業振興課、健康づくり推進課）

③環境に配慮した農業の推進

- ・ 環境保全型農業の推進など生産者の顔が見える安心・安全な農業の推進（農業振興課）
- ・ 農薬などの適正使用、堆肥や畜産施設からの悪臭の低減など、環境に配慮した農業の促進（農業振興課）

④里地里山の保全

- ・ 里地里山の保全により、多様な生きものが生息・生育する環境と、自然や農とのふれあいの空間となる景観を保全します。（みどり公園課）






⑤良好な街並み景観の形成

- ・ 富士山の見える景観など、綾瀬を代表する自然景観の確保（景観形成重点地区の指定に向けての調査）（都市整備課、みどり公園課）

将来イメージ

- 大気や水質などに対する調査・監視・指導の継続や家庭・事業所の排水への環境配慮の取り組みが定着したことで、環境基準が達成されています。
- 事業者から発生する騒音・振動・悪臭への適切な指導を実施したことで、快適な生活環境が保たれています。
- 環境負荷の少ない事業活動や生活様式が定着し、騒音・振動・悪臭などが改善・未然に防止され、快適な環境が維持されています。
- 環境美化意識が向上し、ポイ捨てのない美しいまちづくりが行われています。

■ 関連するSDGsの目標と意味

アイコン	目標	意味
	すべての人に健康と福祉を	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する
	安全な水とトイレを世界中に	すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する
	住み続けられるまちづくりを	包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市および人間居住を実現する
	海の豊かさを守ろう	持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
	陸の豊かさも守ろう	陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、並びに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する

コラム 次世代自動車

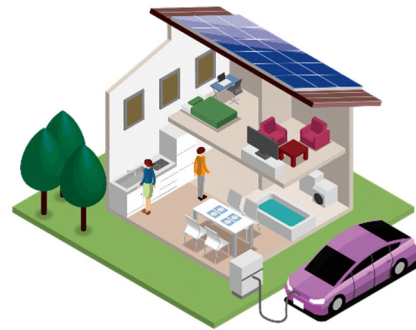
次世代自動車とは、電気自動車（EV）、燃料電池自動車（FCV）や、ガソリンも使える電気自動車であるプラグインハイブリッド車（PHV）、ハイブリッド車（HV）など、環境負荷の少ない自動車のことです。

本市は、鉄道の駅が無いことなどから自動車の利用率が高いため、燃料の使用や自動車の走行により排出される二酸化炭素の対策が重要です。

徒歩、自転車や公共交通機関で移動することが望ましいですが、自動車が必要な場合は、次世代自動車を選択することで二酸化炭素排出量を減少させることができます。また、次世代自動車には、電気を供給する機能を持つ車種もあり、災害時の非常用電源として活用することもできます。普段の暮らしの中で、脱炭素につながる新しい行動を取り入れてみませんか。



■電気自動車（市公用車）



コラム エコドライブ

エコドライブ10のすすめ

エコドライブとは、燃料消費量やCO₂排出量を減らし、地球温暖化防止につながる「運転技術」や「心がけ」です。また、エコドライブは、交通事故の削減につながります。燃料消費量が少ない運転は、お財布にやさしいだけでなく、乗客が安心できる安全な運転でもあります。心にゆとりをもって走ることで、時間にもゆとりをもって走ることも、これもまた大切なエコドライブの心がけです。エコドライブは、誰にでも今すぐに始めることができるアクションです。小さな意識を習慣にすることで、あなたの運転がよくなって、きっと社会もよくなります。できることから、はじめてみましょう。エコドライブ。

- 1 自分の燃費を把握しよう**
自分の車の燃費を把握することを習慣にしましょう。日々の燃費を把握すると、自分のエコドライブ効果が実感できます。車に搭載されている燃費計、エコドライブモニター、インフォメーションネットワークでの燃費情報などのエコドライブ監視機能を活用しましょう。
- 2 ふんわりアクセル「eスタート」**
発進するときは、軽やかにアクセルを踏んで発進しましょう（最低50km/hで、時速20km程度が目安です）。日々の運転において、やさしい発進を心がけるだけで、10%程度燃費が改善されます。発止、軽やかな発進は、安全運転にもつながります。
- 3 車間距離にゆとりをもって、加速・減速の少ない運転**
走行中は、一定の速度で走ることを心がけましょう。車間距離が短くなると、ムダな加速・減速の機会が多くなり、市街地では2%程度、郊外では3%程度も燃費が増えます。交通状況に応じて速度変化の少ない運転を心がけましょう。
- 4 減速時は早めにアクセルを離そう**
発車が定まるなど停止することがわかったら、早めにアクセルから足を離しましょう。そうするとエンジンブレーキが作用し、2%程度燃費が改善されます。また、減速するときや坂道を下るときにエンジンブレーキを併用しましょう。
- 5 エアコンの使用は適切に**
夏のエアコン（A/C）は車内を冷暑・乾燥する機能です。暑熱の必要最小限は、エアコンオフで走行しましょう。ただし、車内の温度設定が外気と同じ25℃であっても、エアコンスイッチをONにしたままだと12%程度燃費が増えます。また、冷房が必要とせざるも、最小限に抑えよう。また、エアコンのフィルターは定期的な清掃が必要です。
- 6 ムダなアイドリングはやめよう**
待ち合わせや荷物の積み下ろしなどによる駐車時のアイドリングはやめましょう。10分間のアイドリング（エアコンOFFの場合）は130cc程度の燃料を消費します。また、乗客の乗降では原則的に駐車監視システムでエンジンをかけずに済ませよう。
- 7 洗滌を選び、余裕をもって出発しよう**
出発の前には、洗滌・交差検知などの道路交通情報や、地図・カーナビなどを活用して、走行ルートを確認しよう。また、1時間以上の渋滞に巻き込まれると、15%程度燃費が増えます。さらに、出発前にも道路交通情報をチェックして洗滌を選びれば燃費と時間の節約になります。
- 8 タイヤの空気圧から始める点検・整備**
タイヤの空気圧チェックを習慣づけましょう。タイヤの空気圧が適正値より不足すると、市街地で2%程度、郊外で4%程度燃費が増えます。また、エンジンオイル・ブレーキパッド・ブレーキシューなどの定期的な点検・整備も燃費が改善されます。
- 9 不要な荷物はおろそう**
運送品のない荷物は車からおろしましょう。車の燃費は、荷物の重量に大きく影響されます。たとえば、100kgの荷物を載せて走ると、3%程度燃費が増えます。また、車の重量は、衝突時にも燃費でブレーキ・リアなどの外装部品に使用しない燃費にも燃費。
- 10 走行の妨げとなる駐車はやめよう**
道路幅を狭くせよ。交差点付近などの交通の妨げになる場所での駐車は、渋滞をもたらし、燃費も増えます。他の燃費を悪化させるほか、交通事故の原因にもなります。渋滞の少ない道路では、平均速度が上がり、燃費の悪化を抑えます。

エコドライブ普及推進協議会
事務局：交通エコロジー・モビリティ財団
エコドライブ普及推進協議会
（事務局：新渡戸洋子、岡十次郎、山崎）

■エコドライブ10のすすめ（エコドライブ普及推進協議会）

カーボンニュートラルの実現のためには、様々な領域での取り組みが必要です。

日本のCO₂排出量のうち、自動車を含む運輸部門からの排出量が17.7%を占めており（2020(令和2)年度）、運輸部門での脱炭素化に向けた取り組みは、非常に重要です。

エコドライブとは、燃料消費量や二酸化炭素排出量を減らし、地球温暖化対策につながる運転技術や心がけのことで、エコドライブは、燃料消費量を減らして環境への負荷が少なく、お財布にやさしいだけでなく、安全運転や、交通事故の削減にもつながります。どの車に乗った場合でも、誰にでもすぐに始めることができるため、実践することが重要です。

基本目標 2-1 大気環境の保全

大気汚染問題について、ダイオキシン類などの有害化学物質による環境汚染をはじめ、光化学オキシダント、微小粒子状物質（PM2.5）などが挙げられます。こうした物質の排出抑制や情報提供により、市民の安全と健康を確保していきます。

方向性 **きれいな空気を守ります**

大気汚染物質の発生原因の一つである自動車からの排気ガス抑制に向け、次世代自動車の普及促進をはじめ、バスなど公共交通機関の利用促進、自動車交通流の円滑化に努めていきます。また、国・県などと連携し、大気汚染情報の提供など、適切に対応します。

大気環境の状況を監視するとともに、発生源への対応をしていきます。

取組内容		■ 関連計画、○所管課
①	大気環境の情報収集と提供	○環境保全課
②	公共交通機関の推進	■ 総合都市交通計画 [都市計画課] ○都市整備課
③	次世代自動車の導入・普及やエコドライブの推進	■ 地球温暖化対策実行計画 （事務事業編） [環境保全課] ○環境保全課、車両管理課
④	大気汚染・悪臭発生源の調査と対応	○環境保全課

■ 環境指標

指標項目	2021(R3)年度 現状	2032(R14)年度 目標
大気汚染に係る環境基準	光化学オキシダントを除く各項目とも環境基準値以内	光化学オキシダントを除く各項目とも環境基準値以内
有害大気汚染物質に係る環境基準	各項目とも環境基準値以内	各項目とも環境基準値以内
ダイオキシン類に係る環境基準	各項目とも環境基準値以内	各項目とも環境基準値以内

○環境基準などについては、国や県の見直しなどと合わせて、見直していくものとします。

■主体別の取り組み・環境配慮指針

市民・市民団体の取り組み

- あやせ安全・安心メールなどから光化学スモッグやPM2.5の注意報等を入手します。
- 自動車の運転時は、環境に配慮した運転（エコドライブ）をします。
- 自動車買い替えの際は、次世代自動車の導入を検討します。
- 野焼きはしません。
- 柔軟剤や殺虫剤などの化学物質を適正に使用します。

事業者の取り組み

- 環境保全対策を進め、大気汚染物質の排気を防止します。
- エコドライブの実践や次世代自動車の導入、物流の効率化などを進めます。
- 悪臭対策を進めます。
- 有害化学物質などの適正な保管・管理を徹底します。
- 屋外での燃焼行為はしません。

市の取り組み**①大気環境の情報収集と提供**

- ・ 大気環境の監視体制の充実、大気環境に関する調査データの整備と提供・報告（環境保全課）
- ・ あやせ安全・安心メールサービスなどによる光化学スモッグ注意報・警報の周知（環境保全課）

②公共交通機関の推進

- ・ 利便性の高いバス路線への再編、バス乗り換え拠点の整備、オンデマンド方式の検討など、バス利用の促進（都市整備課）

③次世代自動車の導入・普及やエコドライブの推進

- ・ 次世代自動車の普及（環境保全課）
- ・ エコドライブの促進（環境保全課）
- ・ 公用車の電動化（車両管理課）

④大気汚染・悪臭発生源の調査と対応

- ・ 公害苦情対応として現地調査及び指導等（環境保全課）

基本目標 2-2 水質環境及び土壌の保全

有害化学物質や汚濁物質による河川や土壌・地下水の汚染は、人の健康や生態系に影響を及ぼす可能性があります。市民の安全と健康を確保するため、県や近接都市と連携し適切な対応に努めていきます。

方向性 **きれいな河川を守ります**

水質汚濁状況を調査・監視し、情報を公表していきます。また、継続的なモニタリングや河川水質事故の対応により水環境の維持・向上につなげます。

事業所での排水対策の徹底や、下水道整備の推進と施設の接続の推進、未整備地域での浄化槽の適正維持・管理の啓発に努めています。

取組内容		■ 関連計画、○ 所管課
①	水質汚濁状況の監視	○ 環境保全課
②	河川水質改善の推進	○ 環境保全課、下水道課

■ 環境指標

指標項目	2021(R3)年度 現状	2032(R14)年度 目標
河川水質の環境基準 (生活環境項目)	各項目とも概ね 環境基準値以内	各項目とも概ね 環境基準値以内
地下水の水質汚濁に係る環境基準	各項目とも概ね 環境基準値以内	各項目とも概ね 環境基準値以内
ダイオキシン類に係る環境基準	各項目とも概ね 環境基準値以内	各項目とも概ね 環境基準値以内
生活排水処理率 ※	99.7%	99.8%(2027)以上

○現状及び目標の () 内は年度。記載ない場合は現状：2021(R3)年度、目標：2032(R14)年度を示す。

○環境基準などについては、国や県の見直しなどと合わせて、見直していくものとします。

※印：一般廃棄物処理基本計画（生活排水処理基本計画）に係る指標

■主体別の取り組み・環境配慮指針

市民・市民団体の取り組み

- 下水道への接続や、合併浄化槽の適正管理など、生活排水からの環境負荷を減らします。
- 調理油の適正処理や、洗剤・農薬・肥料の適正使用に努めます。
- 河川的环境などについて、身近な自然として親しみをもち調べます。

事業者の取り組み

- 排水処理対策を進め、汚染物質の排水を防止します。
- 行政が行う排水調査に協力します。
- 有害化学物質の適正使用と適正管理を徹底します。
- 環境負荷の少ない代替物質の利用を推進します。
- 農薬や肥料の適正利用と管理に努め、環境保全型農業を進めます。

市の取り組み**①水質汚濁状況の監視**

- ・ 水質監視体制の充実、汚濁物質量の調査など水質調査の実施（環境保全課）
- ・ 水環境に係る調査データの整備と提供・報告（環境保全課）
- ・ 水質事故に係る調査及び対応（環境保全課）

②河川水質改善の推進

- ・ 下水道施設の整備、下水道への接続の促進（下水道課）
- ・ 生活排水処理対策などの推進（下水道課、環境保全課）
- ・ 県及び流域市町との連携による水質保全対策（環境保全課）

基本目標 2-3 騒音・振動への対応

～航空機騒音が少なく、静かで、安らぎのある、住み良いまち～

航空機騒音や事業所からの騒音・振動について、人の生活に影響を及ぼす恐れがあります。基地問題への対応や、事業者への指導などにより、騒音・振動の低減に努めていきます。

方向性 安らぎのある静かなまちにします

本市の深刻な問題である航空機騒音の主な要因であった大きな騒音を発生する空母艦載機は、2018(平成 30)年3月をもって岩国基地に移駐しましたが、航空機騒音を改善するため、引き続き騒音測定を行い、その情報を公表するとともに、県及び基地周辺市と協力し、基地の整理・縮小・返還を働きかけていきます。

自動車騒音や一般地域騒音の定期測定を行うとともに、公害苦情対応として関係法令・例規に基づき事業者へ指導を行うことで、住み良いまちを目指します。

取組内容		■ 関連計画、○ 所管課
①	航空機騒音対策（基地対策）の推進	○ 基地政策課
②	騒音・振動発生源の調査と対応	○ 環境保全課

■ 環境指標

指標項目	2021(R3)年度 現状	2032(R14)年度 目標
航空機騒音に係る環境基準	環境基準値以内	環境基準値以内
騒音に係る環境基準	各項目とも 環境基準値以内	各項目とも 環境基準値以内

○環境基準などについては、国や県の見直しなどと合わせて、見直していくものとします。

■主体別の取り組み・環境配慮指針

市民・市民団体の取り組み

- テレビやオーディオ、楽器などの使用について、近隣に配慮します。
- 自動車騒音の発生を抑制するような自家用車の運転に努めます。

事業者の取り組み

- 自動車騒音の発生を抑制するような社用車の運転に努めます。
- 建設工事にあたっては、騒音・振動対策を実施します。
- 事業所からの騒音・振動対策を進めます。

市の取り組み**①航空機騒音対策（基地対策）の推進**

- ・ 航空機騒音対策事業の推進、基地の整理・縮小・返還など国等への働きかけの継続（基地政策課）

②騒音・振動発生源の調査と対応

- ・ 自動車騒音の調査、公害苦情対応として現地調査及び指導等（環境保全課）

基本目標 2-4 環境美化活動の推進

いわゆる「ポイ捨て」や犬のふんの放置などは、多くの人に不快感を与え、まちの美観を損なっています。市では、こうした行為を防止し、市民の健康でかつ快適な生活を確保するため、2007(平成 19)年 3 月に「綾瀬市ごみの投棄防止によるきれいなまちづくり条例」を制定しました。きれいなまちづくりについて、普及・啓発などの取り組みを総合的に進めます。

方向性 **ごみのない、きれいなまちづくりを進めます**

地域の美化活動を支え、推進するため、美化キャンペーンの実施をはじめ、地域の清掃活動や公共用地美化活動（アダプト制度）への支援と推進など、市民活動促進のための取り組みを進めていきます。

また、投棄防止看板の配付などにより、土地所有者による所有地でのごみ投棄防止など管理を促進していきます。

取組内容		■ 関連計画、○所管課
①	きれいなまちづくりへの意識啓発	○環境保全課
②	ごみの投棄防止	
③	まち美化マナーの向上	○環境保全課、 健康づくり推進課
④	環境美化活動の推進	○環境保全課、道路管理課

■ 環境指標

指標項目	2021(R3)年度 現状	2032(R14)年度 目標
美化キャンペーンの実施	中止（新型コロナウイルス感染拡大防止のため）	年 1 回

■主体別の取り組み・環境配慮指針

市民・市民団体の取り組み

- 地域の清掃活動や、美化キャンペーンなどの美化活動に参加します。
- ごみのポイ捨てや不法投棄はしません。
- 所有する土地へのごみの投棄防止に努めます。

事業者の取り組み

- 地域の清掃活動や、美化キャンペーンなどの美化活動に参加します。
- ごみのポイ捨てや不法投棄はしません。
- 所有する土地へのごみの投棄防止に努めます。

市の取り組み**①きれいなまちづくりへの意識啓発**

- ・ごみの投棄防止によるきれいなまちづくり条例の普及・啓発と取り組みの推進
(環境保全課)

②ごみの投棄防止

- ・投棄防止看板の配付(環境保全課)
- ・ごみの不法投棄監視パトロールの実施(環境保全課)
- ・ポイ捨て・不法投棄の防止、空き缶などの回収施設の設置と管理、所有地でのごみ投棄防止などの管理の推進(環境保全課)

③まち美化マナーの向上

- ・犬などのふん放置の禁止、屋外での喫煙マナーなどに関する啓発
(健康づくり推進課、環境保全課)

④環境美化活動の推進




- ・美化キャンペーンの実施(環境保全課)
- ・地域の清掃活動支援、公共用地美化活動支援(アダプト制度)の推進など、市民活動促進のための取り組みの実施(環境保全課、道路管理課)

将来像3 **ごみの減量化や3Rを進め、
資源を大切に利用するまち**

将来イメージ

- ライフスタイル・ビジネススタイルにおけるごみの減量化の意識が高まっており、減量化したごみについても、リユース・リサイクルなどにより適切に処理されています。
- プラスチックごみによる海洋汚染の防止や食品ロスの削減に向けた意識が高まり、リユースしやすい商品を販売・購入する、必要な量だけを購入する、不要なものをもらわないなどの取り組みが市民・事業者において定着しています。
- 各主体の取り組みにより、ごみの減量化と資源循環の体制が進み、限りある資源が有効活用されるなど、循環型社会が実現されています。また、プラスチックの資源循環により、問題の改善に貢献しています。

■関連するSDGsの目標と意味

アイコン	目標	意味
	住み続けられるまちづくりを	包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市および人間居住を実現する
	つくる責任 つかう責任	持続可能な生産消費形態を確保する
	海の豊かさを 守ろう	持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する

コラム 3R+

私たちの暮らしは日々便利になっていく一方で、ライフスタイルが多様化しごみが増え続けています。持続可能な未来の実現のため、限りある資源を無駄なく繰り返し使う、「循環型社会」を目指して行動することが大切です。近年は、ごみを減らすための3つの行動「3R」(Reduce(リデュース:ごみの量を減らす)、Reuse(リユース:繰り返し使う)、Recycle(リサイクル:再び利用する)とともに、Refuze(リフューズ:ゴミになるものを断る)、Repair(リペア:ものを修理して使う)を加えた「5R」の取り組みも進められています。

ごみを処分する際には焼却や運搬だけでなく、製造する際にも資源を使用し、温室効果ガスを排出しています。また、海に流出したプラスチックごみは、海洋環境や生態系に悪影響を及ぼしています。2022(令和4)年4月より、プラスチックに係る資源循環の促進等の法律(プラスチック資源循環法)が始まり、3R+Renewable(バイオマス化・再生材利用等)に取り組み、プラスチックの資源循環を確実に進めていくこととなりました。私たち一人ひとりがプラスチックの使い捨てを減らしたり、分別リサイクルに協力し、エコなプラスチック製品を選択することなどが重要です。



■リユース品の販売会(リサイクルブラザ)

リフューズ Refuse: いらぬものは断る
・ごみになるものは買わない、もらわない
・マイカップ、マイバッグを使う 等

リデュース Reduce: ごみの量を減らす
・必要な量だけ買う
・詰め替え商品を利用する 等

リユース Reuse: 再利用する
・繰り返し使う
・フリーマーケットや図書館を利用 等

リペア Repair: 修理する
・直せるものは修理して使う
・ものを修理して長く使い続ける 等

リサイクル Recycle: 再資源化する
・資源になるものを正しく分別する 等

■ごみを減らすための行動5R

コラム ペットボトルの水平リサイクル

水平リサイクルとは、使用済みペットボトルを原料化し、新たなペットボトルに再利用する新たなリサイクルの取り組みです。本市とサントリーグループは協定を締結し、資源ごみとして収集した使用済みペットボトルを、再びペットボトルとして再利用する「ボトル to ボトルリサイクル事業」が2022(令和4)年4月から始まっています。

従来は、不特定の入札業者が買い取っており、回収後のペットボトルがどのように利用されていたか不明でしたが、この事業により、リサイクルの見える化が実現します。これからも、ペットボトルのリサイクルにご協力ください。



■ペットボトルのリサイクルの仕組み

基本目標 3 - 1 廃棄物の発生・排出抑制・適正処理

ごみの発生・排出抑制を促進するため、市民による「ごみをつくらないライフスタイル」の定着を支援し、必要な情報を様々な機会において発信します。

方向性 1 リデュースを進めます

すぐにごみになるものを購入しない、もらわない、事業者はリサイクルしやすい製品の製造・販売・使用するなど、3Rの基本であるごみの発生抑制（リデュース）に関する取り組みの積極的な推進と支援を進めていきます。また、生ごみの堆肥化や水切りの促進、分別の徹底、家庭系ごみへの事業系ごみの混在防止など、ごみの減量化を進めていきます。

食品ロス削減につながる取り組みとして、食料寄付を募り、必要とする方に提供する事業を実施しています。

取組内容		■ 関連計画、○所管課
①	リデュース（ごみの発生抑制）の推進	■ 一般廃棄物処理基本計画 [リサイクルプラザ] ■ あやせ健康・食育プラン 2 1 [健康づくり推進課] ○ リサイクルプラザ、 健康づくり推進課、福祉総務課
②	ごみの減量化の推進	

方向性 2 廃棄物の適正処理と情報発信をします

廃棄物を適正に処理するとともに、市内からのごみの発生状況や処理に関する調査と情報の提供を行い、市民・事業者の意識啓発と減量化に向けた課題の共有化を進めていきます。海洋プラスチックなどの新たな環境問題についても情報発信を行います。

取組内容		■ 関連計画、○所管課
③	ごみ・環境情報の共有化	■ 一般廃棄物処理基本計画 [リサイクルプラザ] ○ リサイクルプラザ、環境保全課
④	廃棄物の適正処理の推進	■ 一般廃棄物処理基本計画 [リサイクルプラザ] ○ リサイクルプラザ

■ 環境指標

指標項目	2021(R3)年度 現状	2032(R14)年度 目標
1人1日当たりの家庭系ごみ量※	651g/人・日	607g/人・日 (2027)以下の継続
事業系ごみ量※	3,813t	2,562t (2027)以下
焼却処理されるごみ量※	18,290t	14,000t (2027)以下
1人1日あたりの家庭系可燃ごみ量※	451g/人・日	357g/人・日 (2027)以下
食べ物を無駄にしないよう食べ残しや買いすぎなどに気をつけている人の割合	44%(2018)	90%(2027)以上

○現状及び目標の（）内は年度。記載ない場合は現状：2021(R3)年度、目標：2032(R14)年度を示す。

※印：一般廃棄物処理基本計画（生活排水処理基本計画）に係る指標

■ 主体別の取り組み・環境配慮指針

市民・市民団体の取り組み

- すぐにごみになるものを購入しない、もらわないなど、3Rの基本であるリデュースを進めます。
- マイバックやマイボトルなどを持参し、レジ袋など使い捨てプラスチック製品の削減などに取り組みます。
- 調理くずや食べ残しなどの食品ロスを減らすとともに、生ごみの減量に努め、家庭からのごみ排出量削減に取り組みます。
- フードドライブなどに協力します。

事業者の取り組み

- ごみにならない製品の開発・販売に努めます。
- 事業系ごみの減量化と適正処理を行います。

市の取り組み**①リデュース（ごみの発生抑制）の推進**

- ・ごみの排出を抑制するライフスタイルの普及・啓発活動の推進、ごみ発生・排出抑制への支援・拡充など（リサイクルプラザ）
- ・食品ロスの削減、3010運動等の周知啓発（健康づくり推進課）
- ・食料を必要とされる方へ無償で提供するフードリンクあやせの実施と、フードドライブ（食料寄付）の実施（福祉総務課）

②ごみの減量化の推進

- ・資源物の分別による減量化（リサイクルプラザ）
- ・家庭系厨芥類の分別・堆肥化、生ごみ処理容器購入費助成（リサイクルプラザ）
- ・家庭系ごみへの事業系ごみの混在防止など事業系ごみ排出の適正化と減量化の推進（リサイクルプラザ）

③ごみ・環境情報の共有化

- ・ごみの排出や処理に関する情報の提供・発信（リサイクルプラザ）
- ・ごみ排出方法に関する啓発（リサイクルプラザ）
- ・海洋中のマイクロプラスチックなど国際的な課題の情報収集・啓発（環境保全課）

④廃棄物の適正処理の推進

- ・適切な収集・処理体制の充実（リサイクルプラザ）

基本目標 3-2 廃棄物の資源化の推進

リデュース（ごみの発生抑制）へ第一に取り組みますが、不要になったものはリユース（再使用）し、ごみは分別することでリサイクル（再資源化・再生利用）を行うなど、3Rを積極的に進め、ごみの減量化・資源化を図り、限りある資源を大切に利用する循環型社会の実現に努めていきます。

方向性 リユースやリサイクルを進めます

リサイクルプラザの機能の充実と市民が気楽に利用できる環境づくりを進め、本市の循環型社会実現の中核施設として、ごみ問題や3Rに関する環境教育・環境学習の推進と普及・啓発を進めていきます。また、ツカエルフェアの開催などリユースに関する取り組みの実施、資源回収・リサイクルの推進と普及、多様な情報の提供など、循環型社会実現に向けた意識啓発を進めていきます。

リサイクルプラザでのリユース・リサイクルへの取り組みと合わせて、市民や市民団体などによるリユース・リサイクル活動の推進と支援を進め、ごみの資源化を高めるように対策を進めていきます。

各種リサイクル法の遵守や、法に基づいた市民などのリサイクルの実施、商工業などの事業者による適正な資源回収と処理の実施を促進していきます。

取組内容		■ 関連計画、○所管課
①	循環型社会の実現に向けた意識啓発	■ 大和・高座地域循環型社会形成推進地域計画 [リサイクルプラザ] ○リサイクルプラザ
②	リサイクルプラザの活性化	
③	リユース（資源の再利用）の推進	
④	リサイクル（資源の循環利用）の推進	

■ 環境指標

指標項目	2021(R3)年度 現状	2032(R14)年度 目標
リサイクル率※	29.3%	40%(2027)以上

○現状及び目標の（）内は年度。記載ない場合は現状：2021(R3)年度、目標：2032(R14)年度を示す。

※印：一般廃棄物処理基本計画に係る指標

■主体別の取り組み・環境配慮指針

市民・市民団体の取り組み

- 資源ごみの分別を実践し、リサイクルを進めます。
- フリーマーケットを活用するなど、リユースを進めます。
- リサイクルプラザのイベントや、環境学習会などに参加し、循環型社会について学び、考えます。

事業者の取り組み

- 資源の再利用・循環利用に取り組みます。
- 再利用や再資源化を考慮した商品開発、使用済み容器の回収ルート構築などに協力します。

市の取り組み**①循環型社会の構築に向けた意識啓発**

- ・ごみに関する環境教育の推進など、3R（リデュース、リユース、リサイクル）の普及・啓発（リサイクルプラザ）

②リサイクルプラザの活性化

- ・循環型社会構築に向けた拠点（3R啓発事業・循環型社会の意識啓発など環境学習拠点、リペア活動などの環境保全活動拠点）としての活用（リサイクルプラザ）

③リユース（資源の再利用）の推進

- ・不要品交換掲示板の普及、廃家具の修理再生などのリペアの推進、ツカエルフェアの開催など、リユースの推進（リサイクルプラザ）

④リサイクル（資源の循環利用）の推進




- ・分別の徹底、違反ごみ出しの指導実施、資源回収の支援、資源回収助成制度の実施など、リサイクルの推進、グリーン購入などの推進（リサイクルプラザ）
- ・未利用食品の堆肥化や木質系廃棄物の資源化の推進（リサイクルプラザ）

脱炭素の実現に向けて、 みんなで省エネや創エネに取り組むまち

将来イメージ

- 日常生活や事業活動への省エネルギー設備の導入やエコドライブの実践など、環境に配慮した行動を取り入れることで、快適性を保ちながらエネルギー消費を抑えた生活や事業活動が行われています。
- 家庭や事業所での再生可能エネルギー利用が進み、省エネルギーや創エネルギーを兼ね備えた住宅（ZEH）、工場やビル（ZEB）が市内に増えたことで、脱炭素化が進んでいます。
- 充電ステーションなどインフラ設備の整備に伴い、次世代自動車が普及し、徒歩や自転車、公共交通機関で移動しやすいまちづくりが進むことにより、ゼロカーボンシティが進められています。
- 大型台風や豪雨に備えた防災対策、熱中症予防への意識が高まるなど、気候変動の影響の回避・軽減が図られています。

■関連するSDGsの目標と意味

アイコン	目標	意味
 <p>7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに</p>	エネルギーをみんなに そしてクリーンに	すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する
 <p>11 住み続けられる まちづくりを</p>	住み続けられる まちづくりを	包摂的で安全かつ強靭（レジリエント）で持続可能な都市および人間居住を実現する
 <p>13 気候変動に 具体的な対策を</p>	気候変動に 具体的な対策を	気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる

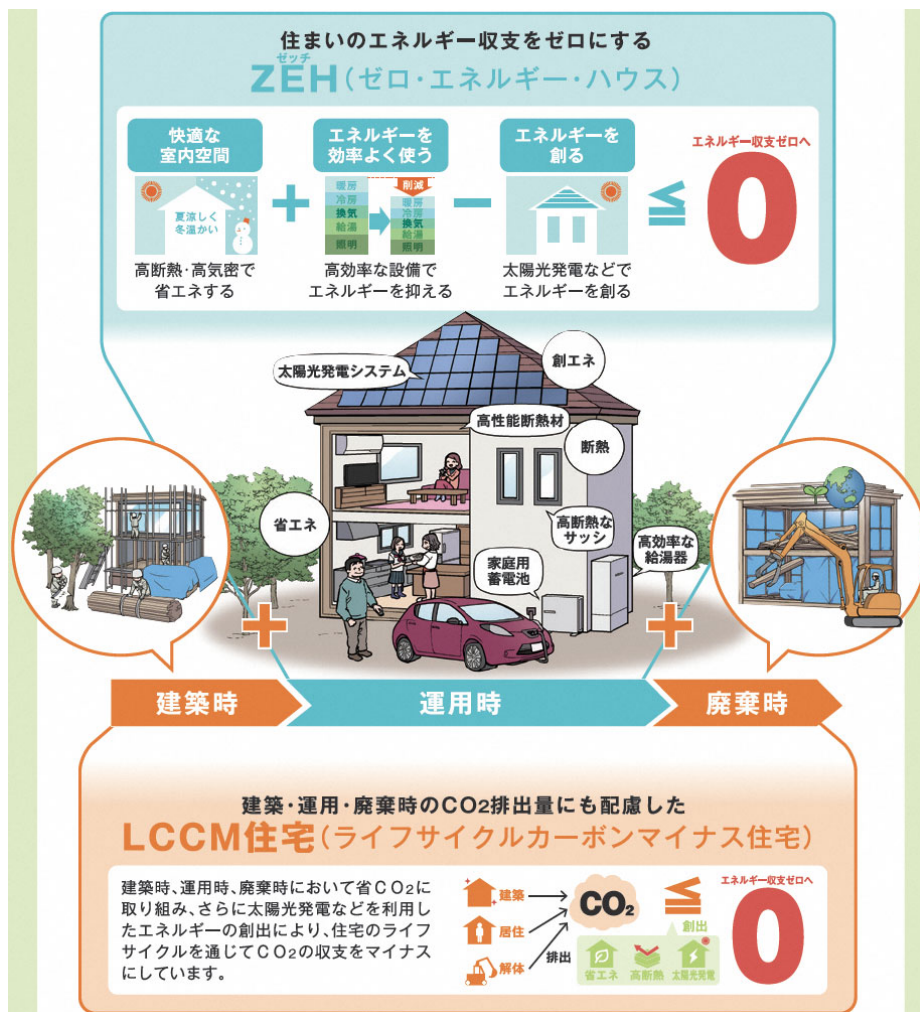
コラム ZEH（ゼロ・エネルギー・ハウス）とは

ZEH（ゼロ・エネルギー・ハウス）は、高断熱・高气密化、高効率設備によって使うエネルギーを減らしながら、太陽光発電などでエネルギーをつくり出し、1年間で消費するエネルギーの量を実質的にゼロ以下にすることです。少ないエネルギーで室温を快適に保つことができ、冷暖房の使用による二酸化炭素排出量の削減につながります。更に、室温差によるヒートショック等を防ぐ健康面のメリットや電気料金の抑制、停電時に自宅で作った電力を使えるなど防災面での強さも特徴です。

日本国内の全エネルギー消費量の13.8%を住宅が占めており、住宅での省エネをより進めることができれば、全体のエネルギー消費量にも大きく影響します。国は、2030(令和12)年までに新築住宅の平均でZEHを目指すことを目標に掲げ、戸建住宅や集合住宅に対する様々な補助金制度を設けています。住宅購入・新築の際は、ZEHにできるかを検討・相談してみましょう。

・年間のCO₂削減量 3,543kg/戸（戸建住宅をZEHに変更した場合）

資料：ゼロカーボンアクション30（環境省ホームページ）



参考：『ご注文は省エネ住宅ですか?』（建築物省エネ法特設ページ／国土交通省）

基本目標 4 - 1 気候変動緩和策の推進

～再生可能エネルギーの活用～

私たちの日常生活や事業活動では、電気、ガス、ガソリンや灯油など、化石燃料由来のエネルギーを大量に消費しています。その結果、地球温暖化など地球環境に様々な影響を与えています。脱炭素社会の実現のためには、化石燃料由来のエネルギーではなく、太陽光などの再生可能エネルギーを積極的に活用することが重要です。

方向性 1 住宅や事業所における再生可能エネルギー導入を進めます

太陽光発電など再生可能エネルギー利用の普及と理解を深め、家庭や事業所での太陽光発電の導入を進めていきます。また、民間や市民団体などが設置する再生可能エネルギーなどによる発電所の企画や立地に協力していきます。

取組内容		■ 関連計画、○ 所管課
①	再生可能エネルギーの普及促進 【重点取組事項】	○環境保全課、 工業振興企業誘致課
②	未利用エネルギーに関する調査	○環境保全課

方向性 2 公共施設への再生可能エネルギー導入を率先します

太陽光発電設備をはじめ、公共施設への再生可能エネルギー導入を行います。また、再生可能エネルギーを導入することは、温室効果ガス排出量の削減と共に、災害時におけるエネルギーの確保につながります。

取組内容		■ 関連計画、○ 所管課
③	公共施設への再生可能エネルギー導入の推進 【重点取組事項】	■地球温暖化対策実行計画 (事務事業編) [環境保全課] ○下水道課、施設管理課

■ 環境指標

指標項目	2021(R3)年度 現状	2032(R14)年度 目標
設置可能な市有施設(敷地含む)への太陽光発電設備設置割合※	33%	50%(2030)以上
太陽光発電システム補助による導入容量	(累計)6,581.55kW	(累計)9,331kW 以上

○現状及び目標の () 内は年度。記載ない場合は現状：2021(R3)年度、目標：2032(R14)年度を示す。

※印：地球温暖化対策実行計画(事務事業編)に係る指標

■主体別の取り組み・環境配慮指針

市民・市民団体の取り組み

- 太陽光発電などの活用を進めます。
- 再エネ電力への切り替えを進めます。

事業者の取り組み

- 太陽光発電などの活用を進めます。
- 再エネ電力への切り替えを進めます。
- 事業活動における未利用エネルギーの活用について検討を進めます。

市の取り組み

①再生可能エネルギーの普及促進

- ・ 太陽光発電など再生可能エネルギー設備の導入支援（環境保全課）
- ・ 環境に配慮したエネルギーへの切り替え促進（環境保全課、工業振興企業誘致課）

②未利用エネルギーに関する調査

- ・ 小水力や排熱など未利用エネルギーに関する情報の収集と提供（環境保全課）

③公共施設への再生可能エネルギー導入の推進

- ・ 太陽光発電設備の導入推進（施設管理課）
- ・ 下水汚泥減量化・消化ガス発電事業の推進（下水道課）
- ・ 再生可能エネルギー由来の電力調達の推進（施設管理課）

基本目標 4-2 気候変動緩和策の推進 ～省エネルギー化などの推進～

気候変動問題への対応として、温室効果ガスの排出量を抑制する緩和策を進めることが必要です。省エネルギー化などの気候変動緩和策を推進し、脱炭素社会の実現へ向けて取り組みます。

方向性 1 省エネルギー化を進めます

日常生活や事業活動でのエネルギー使用を抑えるため、市民や事業者の省エネ行動を推進します。また、省エネ設備の導入促進に向けて、補助や融資制度などを実施していくとともに、国や県の補助金等についても情報提供を行います。

取組内容		■ 関連計画、○所管課
①	省エネ行動の推進 【重点取組事項】	○環境保全課、教育指導課、教育研究所、商業観光課、工業振興企業誘致課
②	省エネルギー化の推進 【重点取組事項】	○環境保全課、商業観光課、工業振興企業誘致課

方向性 2 地球環境に配慮したまちづくりを進めます

温室効果ガスの吸収源確保として、森林の保全・管理と市街地の緑化などを進めていきます。また、公共交通機関の利用、次世代自動車の活用やエコドライブなど、環境への負荷が少ない交通体系への転換を進めます。

取組内容		■ 関連計画、○所管課
③	豊かな緑を活かした森林吸収の推進	■緑の基本計画 [みどり公園課] ○みどり公園課
④	環境に配慮した交通体系の推進	■総合都市交通計画 [都市計画課] ○都市整備課、道路管理課、道路整備課、みどり公園課

方向性 3 公共施設の省エネルギー化を率先します

Z E B化や照明 L E D化など、公共施設の省エネルギー化を行います。

取組内容		■ 関連計画、○所管課
⑤	公共施設等における省エネルギー化の推進 【重点取組事項】	■地球温暖化対策実行計画（事務事業編） [環境保全課] ○環境保全課、公共資産課、施設管理課、車両管理課

■ 環境指標

指標項目	2021(R3)年度 現状	2032(R14)年度 目標
綾瀬市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）における温室効果ガス排出量：2013(H25)年度比	23.1%削減(2018)	46%削減(2030)
綾瀬市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）における温室効果ガス排出量：2013(H25)年度比	13%削減	50%削減(2030)
電気自動車購入補助件数	(累計)134 件	(累計)244 件

○現状及び目標の（）内は年度。記載ない場合は現状：2021(R3)年度、目標：2032(R14)年度を示す。

■主体別の取り組み・環境配慮指針

市民・市民団体の取り組み

- 節電行動など、COOL CHOICE に取り組みます。
- 建物の新築及び改築時には、高効率な省エネルギー機器の導入や、高気密・高断熱な省エネルギー基準を満たす建物とし、Z E H化に努めます。
- H E M Sを導入し、エネルギーの「見える化」を推進します。
- 省エネや地球温暖化についての環境学習、イベントなどに参加します。
- 自家用車の使用を控え、公共交通機関や自転車などを利用するよう努めます。
- 電気自動車などの次世代自動車を検討するとともに、エコドライブを実践します。
- 生け垣の設置、屋上緑化、壁面緑化や緑のカーテンづくりなどを実践します。

事業者の取り組み

- B E M Sの導入や省エネルギー診断などで、エネルギーの「見える化」を推進します。
- 建物の新築及び改築時には、高効率な省エネルギー機器の導入や、高気密・高断熱な省エネルギー基準を満たす建物とし、Z E B化に努めます。
- 移動による温室効果ガスの削減を図るため、自動車移動の見直しや、テレワークを推進します。
- 物流の合理化や輸送ルートの見直しなど、輸送に伴うエネルギー使用の抑制、安全や交通流の円滑化に配慮します。
- カーシェアリングへの協力や事業を検討します。
- 生け垣の設置、屋上緑化、壁面緑化や緑のカーテンづくりなどを実践します。

市の取り組み**①省エネ行動の推進**

- ・地球温暖化などに関する環境教育・環境学習の推進（環境保全課、教育指導課）
- ・地球温暖化などに関する環境情報の提供・環境学習教材の充実（環境保全課、教育研究所）
- ・家庭や事業者の省エネ行動の推進（環境保全課、商業観光課、工業振興企業誘致課）

②省エネルギー化の推進

- ・住宅の省エネルギー化の推進（環境保全課）
- ・事業所の省エネルギー化の推進（環境保全課、商業観光課、工業振興企業誘致課）
- ・次世代自動車の普及（環境保全課）

③豊かな緑を活かした森林吸収の推進

- ・豊かな緑を活かした森林吸収の推進（環境保全課、みどり公園課）

④環境に配慮した交通体系の推進

- ・バスなどの公共交通機関の利用促進、環境負荷の少ない交通体系の整備（都市整備課）
- ・歩行者空間、散策道の整備、歩行者・自転車ネットワークづくり（道路管理課、道路整備課、みどり公園課）

⑤公共施設等における省エネルギー化の推進

- ・公共施設のZ E B化、L E D化、公用車の電動化などの推進（公共資産課、施設管理課、車両管理課）
- ・市の事務事業における省エネ行動の推進（環境保全課）

基本目標 4 - 3 気候変動適応策の推進

気温の上昇や局地的な豪雨の増加、気候変動が与える影響はすでに多方面に現れており、それに伴う農作物の品質低下や熱中症リスク、災害リスクの増加が懸念されています。気候変動問題への対応として、災害などに備えて対策する適応策を推進することが必要です。

方向性 気候変動への適応を進めます

国の計画において、地方公共団体の役割として、関連する施策に積極的に気候変動適応を組み込み、各分野における気候変動適応に関する施策を推進することが求められています。防災、健康、農業など幅広く様々な部門の担当課等と連携して「適応策」を進めるとともに、市民・事業者への適切な情報提供と普及啓発により、適応への取り組みを推進します。

取組内容		■ 関連計画、○ 所管課
①	適応策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地域防災計画 [危機管理課] ○ 危機管理課、リサイクルプラザ、下水道課、みどり公園課、健康づくり推進課、農業振興課
②	気候変動に関する情報収集と啓発	○ 環境保全課

■ 環境指標

指標項目	2021(R3)年度 現状	2032(R14)年度 目標
総合防災訓練の実施	新型コロナウイルス感染拡大防止のため未実施	年1回

■主体別の取り組み・環境配慮指針

市民・市民団体の取り組み

- ハザードマップの確認、防災訓練への参加、避難経路の確認や防災用品の備蓄など、自然災害に対応できるよう備えを進めます。
- 室温の適正管理や水分補給、服装や猛暑時の屋外活動自粛など、熱中症対策をします。

事業者の取り組み

- ハザードマップの確認、防災訓練への参加、避難経路の確認や防災用品の備蓄など、自然災害に対応できるよう備えを進めます。
- 気候変動による影響を想定した事業継続計画（BCP）を策定します。
- 室温の適正管理や水分補給、服装や猛暑時の屋外活動自粛など、熱中症対策をします。
- 高温に強い品種の選択、作物の転換、適地の移動、畜舎の温度調整など、気候変動による影響に備えて取り組みを進めます。

市の取り組み**①適応策の推進**

- ・ 自然災害に対する適応策の推進
（危機管理課、リサイクルプラザ、下水道課、みどり公園課）
- ・ 健康分野に関する適応策の推進（健康づくり推進課）
- ・ 農業に関する適応策の推進（農業振興課）

②気候変動に関する情報収集と啓発




- ・ 気候変動に関する情報収集と広報あやせなどを活用した啓発（環境保全課）

将来像5 子どもから大人までみんなで環境を学び、活躍する人が育つまち

将来イメージ

- 家庭や学校、職場など様々な場面で、環境問題を学ぶ仕組みが整っており、日常生活や事業活動によって自らが環境に及ぼす影響を理解し、環境に配慮した生活や事業活動を実践する市民・事業者が増えています。
- 環境保全団体や環境保全活動に携わる企業・個人などへの必要な支援が充実しており、市内において活発な環境保全活動が取り組まれています。
- 幅広い世代や主体間で環境情報や課題の共有が図られており、課題解決への取り組みが円滑に進められ、本市の環境がより良いものとなっています。

■関連するSDGsの目標と意味

アイコン	目標	意味
	質の高い教育をみんなに	すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し生涯学習の機会を促進する
	産業と技術革新の基礎をつくろう	強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る
	つくる責任 つかう責任	持続可能な生産消費形態を確保する
	パートナーシップで目標を達成しよう	持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

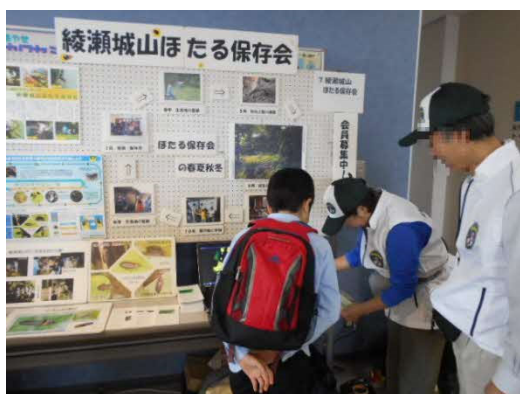
コラム 綾瀬市の環境教育・環境学習

環境を守り、次世代に引き継いでいくためには、私たちの活動が、環境に大きな影響を及ぼしていることを理解することが重要です。本市では、環境に関する正しい理解を深めて、環境保全の取り組みへのきっかけづくりをするため、環境活動を実施している市民団体や企業、学校等が提供している体験型イベント等を「綾瀬市環境学習プログラム集」にまとめています。

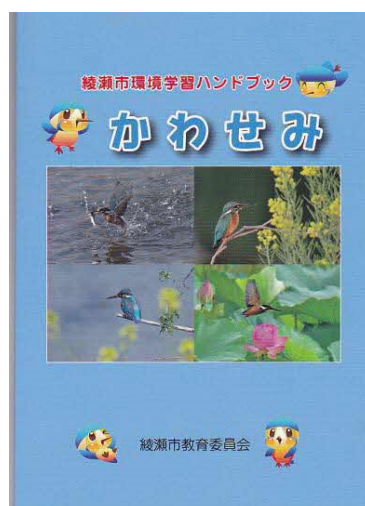
また、市役所において環境展を年1回開催し、市民団体や企業などによる環境活動の展示などを通じて、環境活動の機会となるよう情報発信を行っています。

学校での環境教育では、子どもたちが綾瀬の自然環境の豊かさに気づき、環境を守るための行動につなげることができるよう、市内の自然や環境をまとめた環境学習ハンドブック「かわせみ」を作成し、小中学校の総合学習の時間等で活用する資料としています。

今後も、子どもから大人まで、市民のみなさんと一緒に環境を考えるきっかけとなるような取り組みを進めていきます。



■環境展の展示（綾瀬市役所）



■環境学習ハンドブック「かわせみ」

基本目標 5 - 1 環境教育の推進

環境の保全及び創造を進め、持続可能な地域社会を実現していくにあたっては、すべての人々の行動が、地域や地球の環境に様々な影響を及ぼしていることを学び、知り、考え、環境の保全及び創造についての理解を深めていくことが必要です。そのため、子どもから大人まで、あらゆる機会を活用して環境教育・環境学習を進め、環境を守り、育てていく人づくりを進めていきます。

方向性

環境教育を進めることで、環境保全への意識を高めます

環境教育などの推進による環境保全意欲を高めていくため、家庭や学校、職場、地域などで環境教育・環境学習を進めます。環境の現状や環境問題、環境保全への取り組みの必要性などの理解を深めていきます。特に将来を担う子どもへの環境教育を進めていきます。

また、環境教育・環境学習を進めていくための学習教材など、環境教育や環境保全活動を進めるための取り組みを進めます。

取組内容		■ 関連計画、○ 所管課
①	環境教育などの施策の推進	○環境保全課、教育指導課、教育研究所、生涯学習課
②	環境教育・環境学習の推進	○環境保全課、教育指導課、生涯学習課
③	環境教育・環境学習教材の充実	○環境保全課、教育研究所
④	環境教育・環境保全活動を支える人材の育成	○環境保全課、教育指導課、教育研究所、生涯学習課

■ 環境指標

指標項目	2021(R3)年度 現状	2032(R14)年度 目標
環境啓発事業の実施	継続	継続
あやせエコっと21学童編（応募者数）	（累計）1,001人	（累計）2,000人以上

■主体別の取り組み・環境配慮指針

市民の取り組み

- 子どもの環境教育・環境学習に協力します。
- 環境学習プログラム集掲載事業など、環境啓発事業に参加します。
- あやせエコっと2 1（家庭編）、（学童編）に参加します。

市民団体の取り組み

- 環境教育・環境学習活動を進めます。
- 環境教育・体験拠点の整備や教材づくりなどに協力します。
- 学校や地域での環境教育・環境学習、環境保全活動への講師などの派遣に協力します。
- 環境学習プログラム集掲載事業など、環境啓発事業を実施・参加します。

事業者の取り組み

- 学校や地域での環境教育・環境学習に協力します。
- 従業員の環境教育の実施、市や地域での環境教育・環境保全活動への従業員の参加の支援などを進めます。
- 環境学習プログラム集掲載事業など、環境啓発事業を実施・参加します。

市の取り組み

①環境教育などの施策の推進

- ・ 環境教育・環境保全活動の推進
（環境保全課、教育指導課、教育研究所、生涯学習課）

②環境教育・環境学習の推進

- ・ 環境出前講座・体験学習の充実と支援、学校林・学校農園・学校ビオトープの整備など、子どもの環境教育などの推進、環境学習人材による学校での環境教育活動への支援
（教育指導課、環境保全課）
- ・ 農業体験、自然観察・自然探検の場づくり（教育指導課）
- ・ 市民向け講座など多様な環境学習機会の充実と参加促進による環境学習などの推進
（環境保全課、生涯学習課）

③環境教育・環境学習教材の充実

- ・ 小学生向け環境ハンドブック「かわせみ」の充実、環境情報の提供
（教育研究所、環境保全課）

④環境教育・環境保全活動を支える人材の育成

- ・ 子どもへの環境教育による人材の育成
（環境保全課、教育指導課、教育研究所、生涯学習課）
- ・ 環境イベントや環境教室などを協働で実施することによる環境教育・環境保全活動機会の創出（環境保全課）
- ・ 美化運動推進功労者表彰の実施（環境保全課）

基本目標 5 - 2 環境保全活動の推進

市民・市民団体・事業者・市のそれぞれの活動が環境に及ぼす影響を自覚し、自主的に環境配慮や環境保全への取り組みを進めていきます。また、自然共生社会や循環型社会、脱炭素社会などの実現に向けて、それぞれが役割を分担し、対等の立場で相互に協力していただける協働の仕組みづくりを充実し、協働社会の実現に努めていきます。

更に、NPOなどの市民活動団体、近隣の都市など、幅広い地域や人々との環境交流を進め、環境ネットワークによる協働の取り組みを進めていきます。

方向性 1 各主体の自主的な環境配慮を進める

環境の保全と創造に向け、市民・事業者・市の各主体の環境配慮指針に基づき、それぞれの自主的な環境配慮行動を普及・啓発していきます。

取組内容		■ 関連計画、○所管課
①	市民・市民団体・事業者・市の環境保全行動の推進	○環境保全課

方向性 2 協働による環境保全活動を推進します

家庭や職場・地域での環境保全活動への理解と支援を促進するため、イベントや環境教室の開催など、環境保全活動機会の充実を図ります。また、啓発事業などを協働して実施することで、参加者への啓発のみならず市民団体などの環境保全活動機会の充実や育成を図ります。

取組内容		■ 関連計画、○所管課
②	環境保全活動の充実・提供	○環境保全課
③	協働による環境保全活動の充実と連携の促進	
④	環境保全活動拠点の提供	○市民活動推進課、リサイクルプラザ

■ 環境指標

指標項目	2021(R3)年度 現状	2032(R14)年度 目標
あやせ環境展の実施	年 1 回	年 1 回
あやせエコっと 2 1 家庭編 (応募件数)	(累計) 4,912 件	(累計) 10,412 件以上

■主体別の取り組み・環境配慮指針

市民の取り組み

- あやせエコっと2 1（家庭編）への参加や、環境に配慮した商品・サービスを選択するなど日常生活での環境負荷の低減に向けた環境配慮行動を実践します。
- 環境学習や環境保全活動、エコイベントに参加し、環境交流の輪を広げます。
- あやせ環境ネットワークの活動に参加します。

市民団体の取り組み

- 環境啓発、美化運動など環境に関する活動を実施します。
- あやせ環境ネットワークの活動に参加します。

事業者の取り組み

- あやせエコっと2 1（事業所編）への参加や環境負荷の低減に向けた取り組みを進めます。
- 環境学習や環境保全活動、エコイベントなどに参加します。
- あやせ環境ネットワークの活動に参加します。
- 従業員などの環境保全活動への理解と支援を進めます。

市の取り組み

①市民・市民団体・事業者・市の環境保全行動の推進

- ・ 環境保全行動の推進、あやせエコっと2 1の推進（環境保全課）
- ・ あやせEMSの推進（市の環境保全行動の率先実行）（環境保全課）

②環境保全活動の充実・提供

- ・ 環境展など、各種環境イベント、環境学習会などの開催（環境保全課）
- ・ 家庭や職場・地域での環境保全活動の促進（環境保全課）

③協働による環境保全活動の充実と連携の促進

- ・ 協働による環境展など、各種環境イベント、環境学習会などの開催や環境イベントなどの開催や支援、情報の発信（環境保全課）
- ・ あやせ環境ネットワークの活動支援（環境保全課）

④環境保全活動拠点の提供

- ・ 市民活動センターやリサイクルプラザなど活動拠点の提供（リサイクルプラザ、市民活動推進課）

基本目標 5-3 事業所における環境保全活動の推進

事業者は、その事業活動を伴って生ずる環境汚染を防止し、廃棄物を適正に処理していくとともに、自然共生社会や循環型社会、脱炭素社会など持続可能な地域社会を形成していくために重要な役割と責務を有しています。

そのため、事業者自らが環境保全に対する意識を高め、事業活動に伴う環境負荷の低減を積極的に図っていくとともに、社会貢献として地域での環境保全や創造に向けた取り組みに協力していくなど、環境にやさしい事業活動を進めていく必要があります。市は、事業者のこうした取り組みと環境対策の促進と支援を進めていきます。

方向性 1 事業所の環境意識向上を進めます

事業所における従業員などの環境教育・環境学習の促進と支援など、事業活動における環境配慮・環境保全意欲の増進、事業所での省資源・省エネ行動の促進や支援を進めていきます。また、あやせエコっと21（事業所編）への参加を促進し、事業所の環境意識の改善と環境保全活動の普及を進めていきます。

取組内容		■ 関連計画、○ 所管課
①	環境に配慮した事業活動の推進	○環境保全課、 リサイクルプラザ、 工業振興企業誘致課
②	事業所での環境教育などの推進	○環境保全課

方向性 2 事業活動における環境対策を進めます

事業活動に伴う環境負荷の低減を図り、公害防止や事業所周辺の緑化対策、省エネ・省資源対策など、事業所での環境保全対策、二酸化炭素排出量削減の推進と啓発を進めていきます。また、環境配慮製品などの製造・販売、環境配慮製品情報の提供・発信などを、事業所での環境保全対策の推進と支援に努めていきます。

取組内容		■ 関連計画、○ 所管課
③	事業所の環境保全活動への参加促進	○環境保全課
④	事業所周辺の緑化対策の推進	○みどり公園課

■ 環境指標

指標項目	2021(R3)年度 現状	2032(R14)年度 目標
あやせエコっと21事業所編 (登録事業所)	49 事業所	100 事業所以上

○現状及び目標の () 内は年度。記載ない場合は現状：2021(R3)年度、目標：2032(R14)年度を示す。

■主体別の取り組み・環境配慮指針

市民・市民団体の取り組み

- 事業所での環境保全活動への理解と協力を進めます。
- 環境配慮製品などを選択することで、事業所の環境保全への取り組みを支援します。

事業者の取り組み

- 環境保全活動や環境配慮行動の実践を進めます。
- 環境保全対策の実施、環境配慮製品などの製造に取り組みます。
- 環境マネジメントシステムの導入やあやせエコっと2 1（事業所編）に登録し、事業活動に伴う環境負荷の低減を進め、その結果を発信します。

市の取り組み**①環境に配慮した事業活動の推進**

- ・公害防止など事業所における環境保全対策の推進と啓発（環境保全課）
- ・事業所の地球温暖化対策への取り組みの推進と支援（環境保全課、工業振興企業誘致課）
- ・廃棄物や再生資源物等の適正保管に関する指導・助言（リサイクルプラザ、環境保全課）
- ・商品・サービスなどのグリーン化の促進（環境価値の普及・啓発、あやせエコっと2 1（事業所編）の充実と発信・普及など）（環境保全課、工業振興企業誘致課）
- ・綾瀬の地域特性を活かした環境技術分野へ挑戦する企業等の支援（工業振興企業誘致課）

②事業所での環境教育などの推進

- ・事業者への情報提供と環境啓発、従業員・職員などの環境教育の促進と支援など、事業所での環境配慮・環境保全意欲の増進（環境保全課）

③事業所の環境保全活動への参加促進

- ・事業所における環境保全活動に係る情報収集・市民の理解に向けた情報の発信（環境保全課）
- ・地域の環境学習や環境保全活動への参加と協力の促進（環境保全課）

④事業所周辺の緑化対策の推進

- ・事業所の建物や施設、敷地境界部での緑化対策の普及と啓発（みどり公園課）

基本目標 5-4 環境情報の整備と発信

環境の将来像や基本目標を実現していくためには、市民・市民団体・事業者・市のそれぞれの活動が環境に及ぼす影響について学び、理解していくことが大切です。そして、それぞれが環境の保全などにおける役割を分担し、対等の立場で協力しながら、環境保全への取り組みを進めていく必要があります。

そのため、市域の環境の現状や課題、環境保全などへの取り組み状況などの情報を整備し、その提供を進めていきます。

方向性

環境情報の充実と共有を進めます

年1回発行する「綾瀬市環境報告書」により、市域の環境の現状や課題に関する情報のほか、市民・市民団体・事業者・市による環境保全活動に関する情報、「環境情報」など環境保全への取り組み結果に関する情報について整備・充実し、市のホームページなどを活用して、提供を進めていきます。

取組内容		■ 関連計画、○ 所管課
①	環境に関する情報の整備と提供	○ 環境保全課
②	環境情報の充実・情報交流の推進	
③	環境保全の取組状況の報告	

■ 環境指標

指標項目	2021(R3)年度 現状	2032(R14)年度 目標
環境報告書の発行	年1回	年1回
環境情報の発行	年1回	年1回

■主体別の取り組み・環境配慮指針

市民の取り組み

- 気候変動などの環境の状況や環境保全行動などの情報を調べます。
- 自分の環境保全行動の結果や環境に関する知見などの情報を、行動事例などとして提供し、市民の行動の参考となるように、市の環境情報整備に協力します。

市民団体の取り組み

- 気候変動などの環境の状況や環境保全活動などの情報を調べます。
- 環境保全活動の取り組み状況などの情報発信に努めます。

事業者の取り組み

- 気候変動などの環境の状況や環境保全活動などの情報を調べます。
- 事業者が所有する環境に関する情報や知見などの情報を提供するなど、市の環境情報整備に協力します。
- 環境保全活動の取り組み状況やエネルギー使用状況、温室効果ガス排出状況などの情報発信に努めます。

市の取り組み

①環境に関する情報の整備と提供

- ・環境の現状などに係る調査・測定結果の情報整備、環境情報の発行（環境保全課）

②環境情報の充実・情報交流の推進

- ・環境イベント情報の発信、市民団体などの環境保全活動情報の提供（環境保全課）
- ・市民との協働による環境調査、情報整備と発信（環境保全課）
- ・環境保全行動事例の収集と発信（環境保全課）

③環境保全の取組状況の報告

- ・「環境報告書」及び「環境情報」（各年1回）の作成と公表（環境保全課）

コラム 環境学習プログラム

環境問題に対して、解決方法を自ら考え、行動に結びつけていくためには、環境教育・環境学習が必要です。一人ひとりが積極的に環境保全活動に取り組むため、企業、団体などによる様々な環境教育事業が行われています。

市では、こうした環境教育事業を市民団体や企業、学校等が、身近な場でのイベントに活用しやすいよう「環境学習プログラム集」としてまとめているほか、利用した際の講師の謝礼や交通費を補助



■環境学習プログラム集

環境学習プログラム集

<体験プログラム> 施設や学校等に行き、見学や体験をします。



■浄水管理センター施設見学



■リサイクルプラザ施設見学

<出張プログラム> 専門家・講師が出張して環境にかかわる講座を開催します。



■食べ物から地球環境を考える



■キャンドルホルダーづくり

環境学習プログラム集活用事業補助金

対象事業	綾瀬市環境学習プログラム集の体験プログラム又は出張プログラムに掲載されている事業
対象団体	主な活動場所又は活動の運営拠点を市内に有する5人以上で構成する団体
対象経費	・プログラム集に記載されている講師謝金 ・講師に係る交通費（公共交通機関を利用した場合の実費相当額）
補助限度額	15,000円
補助回数	対象年度において1団体1回限り

※環境学習プログラム集及び環境学習プログラム集活用事業補助金の詳しい内容については、市ホームページをご覧ください。環境保全課(0467-70-5619)へご連絡ください。

5. 綾瀨市地球温暖化対策実行計画(区域施策編) 綾瀨市気候変動適応計画

第5章 綾瀬市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)

綾瀬市気候変動適応計画

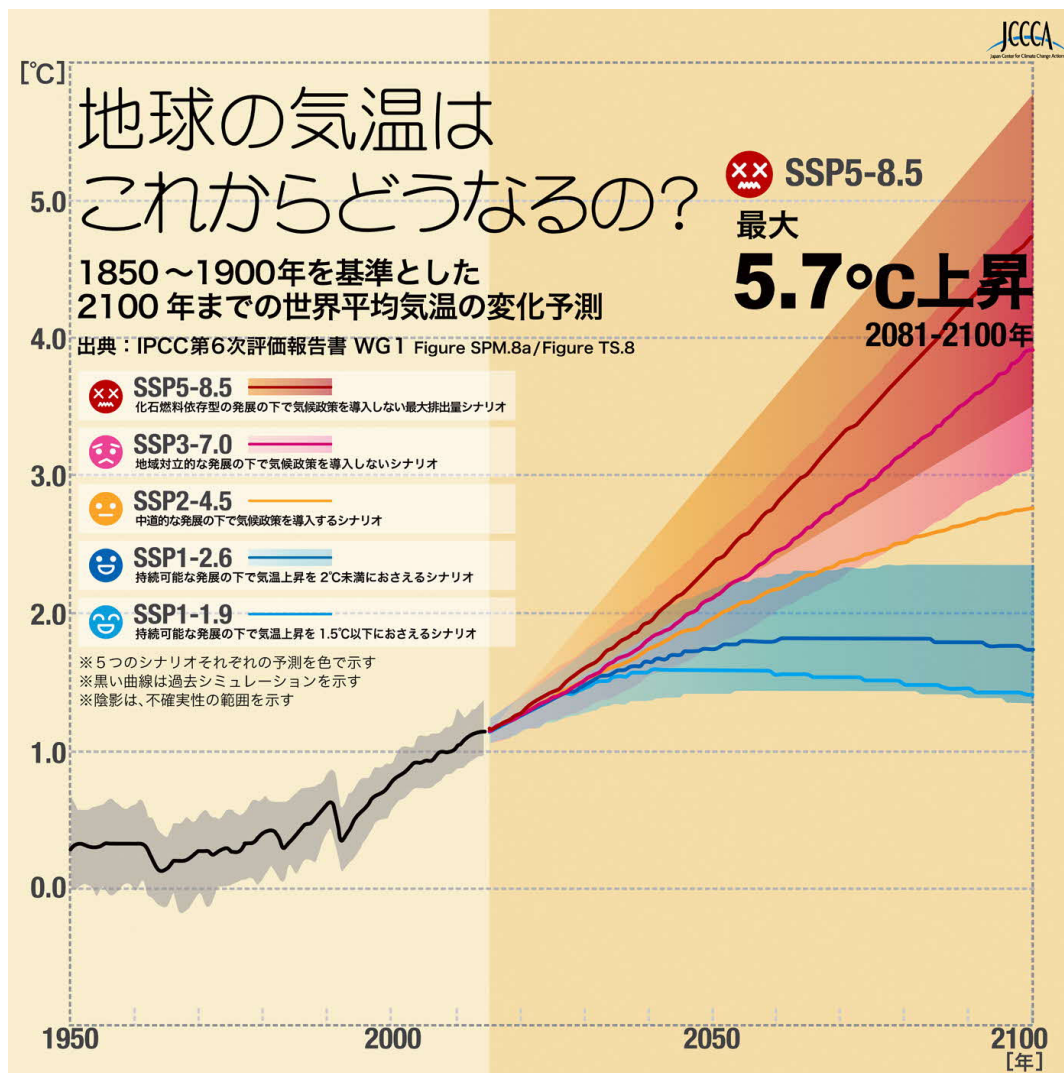
1 市の環境の現状

1-1 計画策定の背景

(1) 温暖化する地球

地球温暖化とは、長期的に見て地球全体の平均気温が上昇している現象のことです。世界の年平均気温は、様々な変動を繰り返しながら上昇しており、過去100年で0.74℃上昇しています。

また、近年になるほど温暖化の傾向が加速しており、地球温暖化がもっとも進行した場合、2100年の平均気温は最大5.7℃上昇すると予測されています。



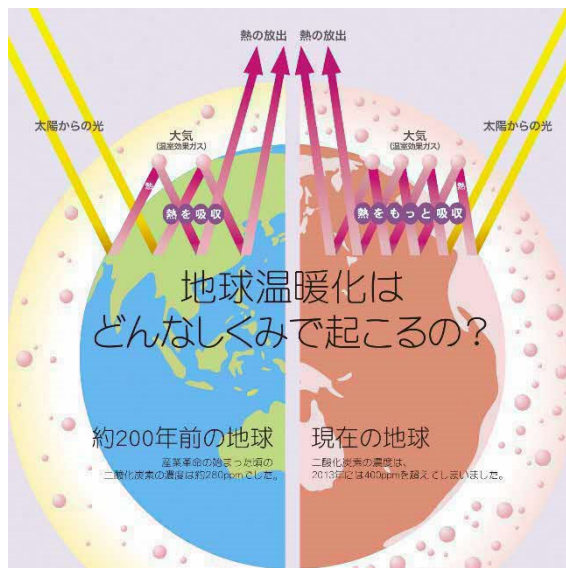
■ 世界平均気温の変化予測（観測と予測）

出典：全国地球温暖化防止活動推進センター

(2) 地球温暖化の要因

水蒸気や二酸化炭素、メタンなどの「温室効果ガス」が持つ性質(地表から放射される熱を吸収し大気を暖める)により、地球上の気温は生物にとって暮らしやすい温度に保たれてきました。

しかし、産業活動が活発になった産業革命以降は、二酸化炭素、メタン、更にはフロン類などの温室効果ガスが大量に排出され、熱の吸収が強まったことで、地球温暖化が引き起こされています。



■ 温室効果ガス地球温暖化メカニズム

出典：全国地球温暖化防止活動推進センター

(3) 地球温暖化に伴う気候変動の影響

地球温暖化に伴う気候変動は、人間の生活や自然の生態系に様々な影響を与えており、氷河の融解や海面水位の変化、洪水や干ばつの増加、動植物の分布域の変化、農作物の品質低下、熱中症リスクの増加など、気候変動及びその影響が各地で観測され始めています。また、2019(令和元)年の台風15号、台風19号による被害にも見られるように、災害の激甚化も懸念されています。

今後、地球温暖化の進行に伴い、これら気候変動の影響の拡大が予想されることから、「地球温暖化の進行を抑制する取り組み(緩和策)」だけでなく「気候変動の影響を回避・軽減する取り組み(適応策)」についても実施する必要があります。



出典：全国地球温暖化防止活動推進センター

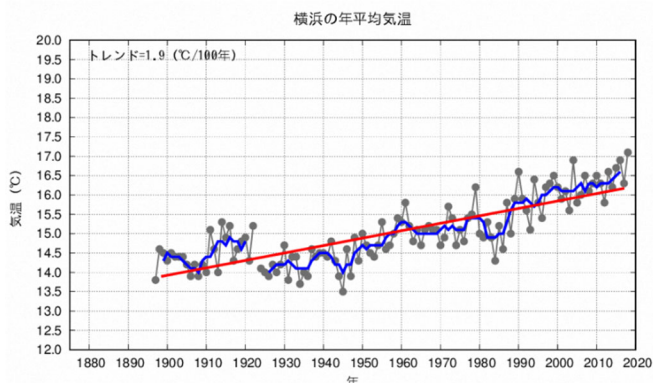
■ 身近に迫る地球温暖化

1-2 市における気候変動の現状及び将来予測

(1) 気候変動の現状

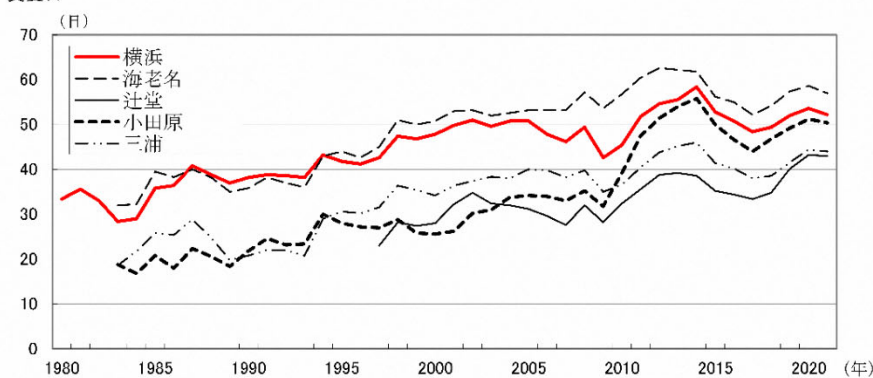
県内の年平均気温は、100年あたり約2.0℃上がっています。

また、真夏日・猛暑日・熱帯夜の日数が増えています。特に、本市を含む県央地域では、猛暑日の日数が県内他地域よりも増加しています。

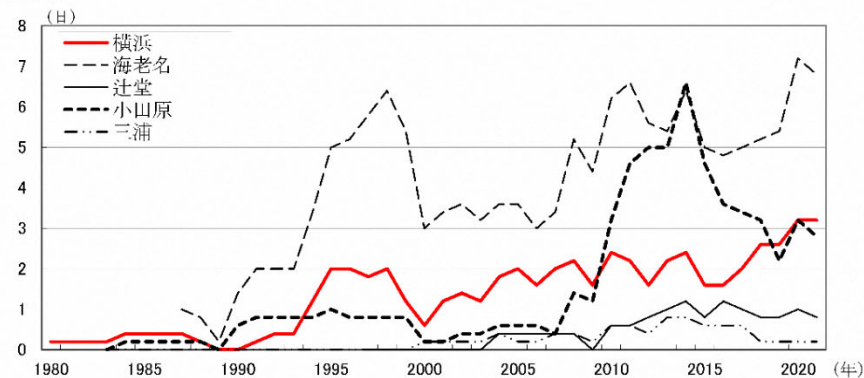


「神奈川県気候変動」(横浜地方気象台・東京管区気象台^(注)) (注) 最寄りの観測地点

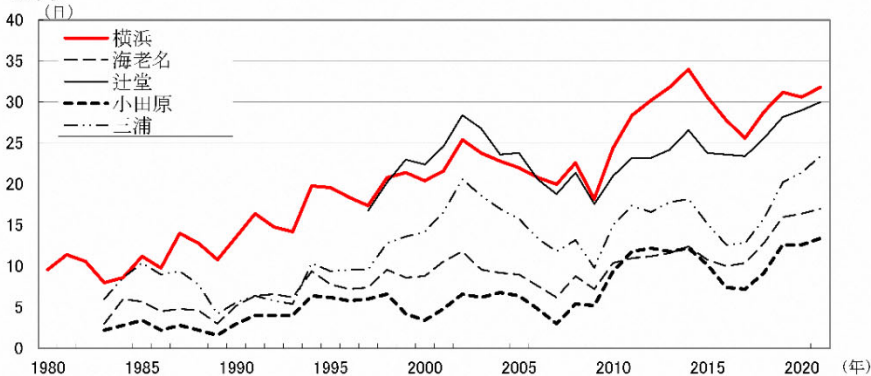
真夏日



猛暑日



熱帯夜



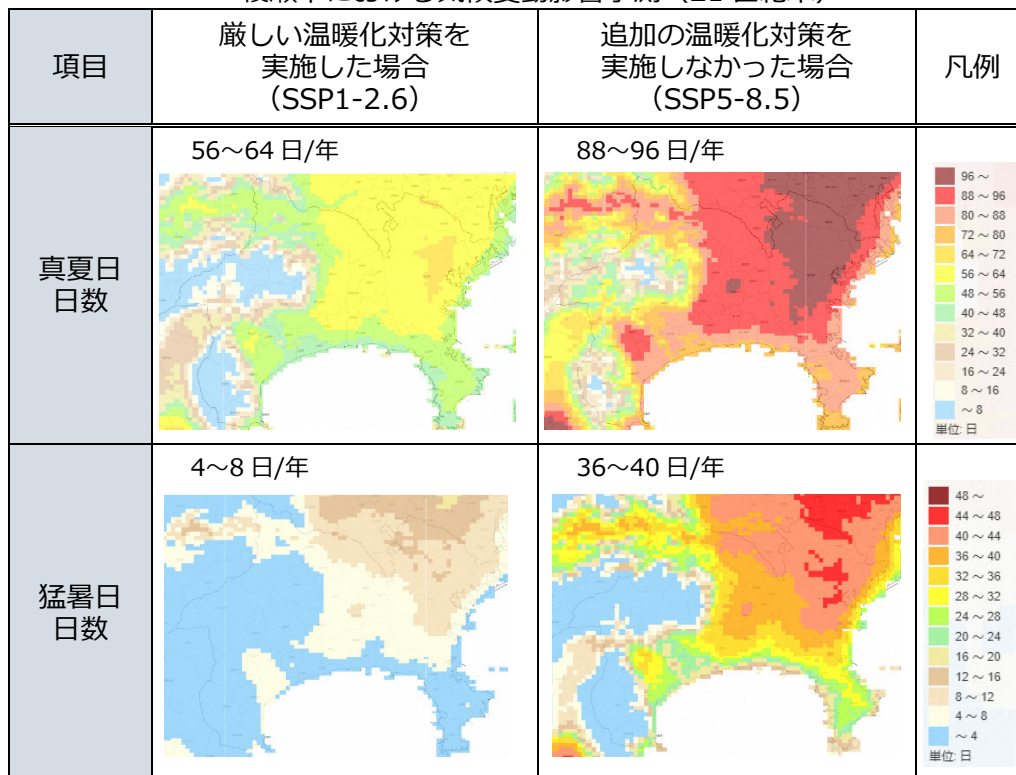
■ 県内における真夏日・猛暑日・熱帯夜の日数の推移 (5年移動平均)
(資料: 神奈川県環境基本計画 環境指標について (神奈川県ホームページ))

(2) 気候変動の将来予測

21世紀末における真夏日日数は、より厳しい温暖化対策を実施した場合は56～64日、追加の対策を実施しなかった場合は、88～96日に増加すると予測されています。

猛暑日日数は、より厳しい温暖化対策を実施した場合は4～8日、追加の対策を実施しなかった場合は、32～40日に増加すると予測されています。

■綾瀬市における気候変動影響予測(21世紀末)



(データセット：NIES2020 データ、気候モデル：MIROC6)

出典：「気候変動適応情報プラットフォームポータルサイト」より加工して作成

(<https://a-plat.nies.go.jp/webgis/kanagawa/index.html>)

※SSPシナリオ：第5次評価報告書まで使用されていたRCPシナリオ(代表濃度経路シナリオ)に代わり、IPCCの第6次評価報告書で新たに使用されたシナリオ(将来の道筋)。地球上の様々な可能性や条件を仮定し、気候変動がどのように進行するか予測したもの。

第6次報告書では、気候変動対策や経済発展の動向と温室効果ガスや大気汚染物質の排出量を組み合わせて5つのシナリオが作成され、それぞれの社会状況をもとに気候変動の進行具合が示された。

なお、SSP1-2.6(対策により気温上昇を2℃未満に抑えたシナリオ)はRCP2.6に、SSP5-8.5(気候対策を導入しない最大排出量シナリオ)は、RCP8.5に近いシナリオとなる。

図出典) 温室効果ガスインベントリオフィス/全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイト
(<https://www.jccca.org/>)

シナリオ	シナリオの概要	近いRCPシナリオ ^{*)} (2050年までの 気候変動予測)
SSP1-1.9	持続可能な発展の下で 気温上昇を1.5℃以下におさえるシナリオ 21世紀末までの気温上昇(工業化前基準)を 1.5℃以下に抑える政策を導入 21世紀半ばにCO ₂ 排出量ゼロの見込み	該当なし
SSP1-2.6	持続可能な発展の下で 気温上昇を2℃未満におさえるシナリオ 21世紀末までの気温上昇(工業化前基準)を 2℃未満に抑える政策を導入 21世紀半ばにCO ₂ 排出量ゼロの見込み	RCP2.6
SSP2-4.5	中道的な発展の下で気候政策を導入するシナリオ 2030年までの各国の気候変動目標(NDC)を 集計した排出量上昇には対応する	RCP4.5 (2050年までは RCP4.5に近く)
SSP3-7.0	地域対立的な発展の下で 気候政策を導入しないシナリオ	RCP6.0と RCP8.5の間
SSP5-8.5	化石燃料依存型の発展の下で 気候政策を導入しない最大排出量シナリオ	RCP8.5

出典: IPCC第6次評価報告書および関係者資料をもとにJCCCA作成

(3) 気候変動影響評価

地球温暖化に伴う気候変動の影響は、自然環境あるいは社会生活等、幅広い分野にわたると考えられます。

国の「気候変動適応計画」では、「農業・林業・水産業」、「水環境・水資源」、「自然生態系」、「自然災害・沿岸域」、「健康」、「産業・経済活動」、「国民生活・都市生活」の7つの分野について、既存文献や気候変動及びその影響予測結果を活用して、「重大性」、「緊急性」、「確信度」の観点から気候変動による影響を評価しています。

適応策の範囲は、「重大性」、「緊急性」、「確信度」の大きさや本市の地域特性を踏まえ、7つの分野について適応策を講じていくこととします。

選定基準：国の「気候変動適応計画」（環境省）において、「重大性」、「緊急性」、「確信度」が特に大きい、あるいは高いと評価されており、本市に存在する項目

■ 気候変動における影響評価①

分野	大項目	小項目	国の評価		
			重大性 RCP2.6/8.5	緊急性	確信度
農業・林業	農業	水稲	○	○	○
			○		
		野菜等	◇	○	△
		果樹	○	○	○
			○		
		麦・大豆・飼料作物等	○	△	△
		畜産	○	○	△
		病害虫・雑草等	○	○	○
農業生産基盤	○	○	○		
		食糧需給	◇	△	○
水環境・水資源	水環境	河川	◇	△	□
	水資源	水供給（地表水）	○	○	○
			○		
		水供給（地下水）	○	△	△
		水需要	◇	△	△
自然生態系	陸域生態系	自然林・二次林	◇	○	○
			○		
		里地・里山生態系	◇	○	□
		人工林	○	○	△
		野生鳥獣の影響	○	○	□
		物質収支	○	△	△
	淡水生態系	河川	○	△	□
	その他	生物季節	◇	○	○
	分布・個体群の移動（在来種）	○	○	○	
	分布・個体群の移動（外来種）	○	○	△	

※凡例【重大性】○：特に重大な影響が認められる、◇：影響が認められる、－：現状では評価できない
 2段に分かれている場合上段：RCP2.6及び2℃上昇相当、下段：RCP8.5及び4℃上昇相当の評価結果
 【緊急性】○：高い、△：中程度、□：低い
 【確信度】○：高い、△：中程度、□：低い

■気候変動における影響評価②

分野	大項目	小項目		国の評価			
				重大性 (RCP2.6/8.5)	緊急性	確信度	
自然災害	河川	洪水		○	○	○	
		内水		○			
	山地	土石流・地すべり等		○	○	○	
	その他	強風等		○	○	△	
	複合的な災害影響						
健康	冬季の温暖化	冬季死亡率等		◇	△	△	
	暑熱	死亡リスク等		○	○	○	
		熱中症等		○	○	○	
	感染症	水系・食品媒介性感染症		◇	△	△	
		節足動物媒介感染症		○	○	△	
		その他の感染症		◇	□	□	
	その他	温暖化と大気汚染の複合影響		◇	△	△	
		脆弱性が高い集団への影響 (高齢者・小児・基礎疾患者等)		○	○	△	
		その他の健康影響		◇	△	△	
産業・経済活動	製造業	製造業		◇	□	□	
		食品製造業		○	△	△	
	エネルギー	エネルギー需給		◇	□	△	
	商業	商業		◇	□	□	
		小売業		◇	△	△	
	金融・保険				○	△	△
	観光業	レジャー		◇	△	○	
		自然資源を活用したレジャー等		○	△	○	
	建設業				○	○	□
	医療				◇	△	□
その他	その他の影響(海外影響等)		◇	□	△		
国民生活・都市生活	都市インフラ、ライフライン等	水道、交通等		○	○	○	
	文化・歴史などを感じる暮らし	生物季節、伝統行事・地場産業等	生物季節	◇	○	○	
			地場産業	-	○	△	
	その他	暑熱による生活への影響等		○	○	○	

※凡例【重大性】○：特に重大な影響が認められる、◇：影響が認められる、-：現状では評価できない
2段に分かれている場合上段：RCP2.6及び2℃上昇相当、下段：RCP8.5及び4℃上昇相当の評価結果
【緊急性】○：高い、△：中程度、□：低い
【確信度】○：高い、△：中程度、□：低い

【重大性】

①影響の程度（エリア・期間）、②影響が発生する可能性、③影響の不可逆性（元の状態に回復することの困難さ）、④当該影響に対する持続的な脆弱性・曝露の規模のそれぞれの要素をもとに、社会、経済、環境の観点で、専門家判断により、「特に重大な影響が認められる」、「影響が認められる」の評価を行っています。例えば、人命の損失を伴う、文化的資産に不可逆な影響を与える、といった場合は「特に重大な影響が認められる」と評価されます。

【緊急性】

①影響の発現時期、②適応の着手・重要な意思決定が必要な時期のそれぞれの観点ごとに、3段階（「緊急性は高い」、「緊急性は中程度」、「緊急性は低い」）で評価し、緊急性の高い方を採用しています。例えば、既に影響が生じている場合などは「緊急性は高い」と評価され、2030(令和12)年頃までに影響が生じる可能性が高い場合は「緊急性は中程度」と評価されます。

【確信度】

①証拠の種類、量、質、整合性、②見解の一致度のそれぞれ視点により、3段階（「確信度は高い」、「確信度は中程度」、「確信度は低い」）で評価しています。定量的な分析の研究・報告事例が不足している場合は、見解一致度が高くても、「確信度は中程度」以下に評価されることがあります。

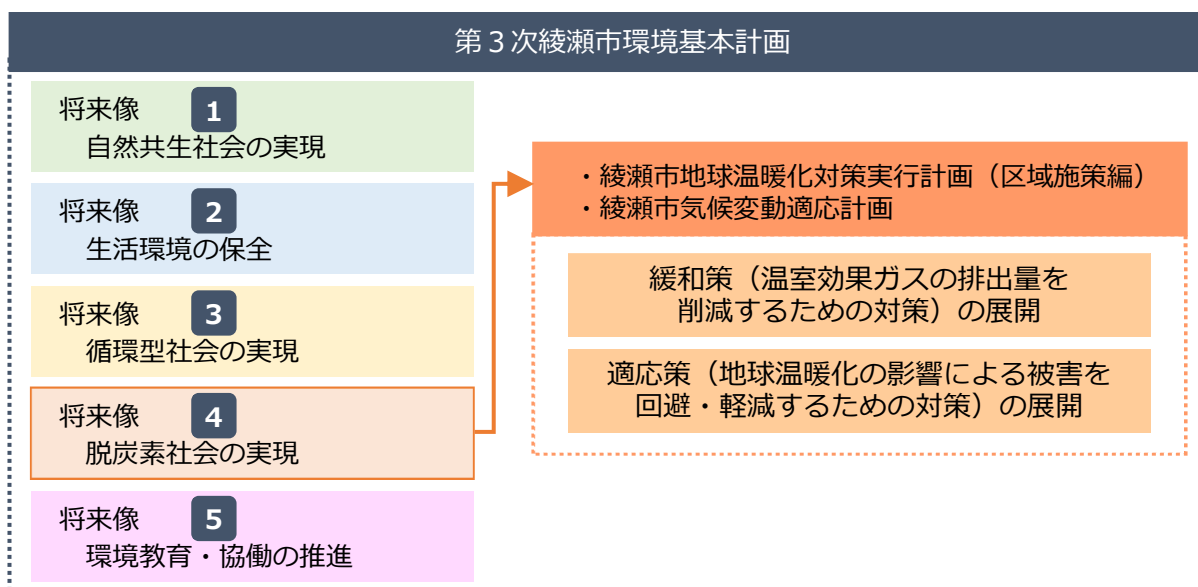
2 計画の基本的な考え方

2-1 計画の位置付け

「綾瀬市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」（以下、「実行計画（区域施策編）」という。）は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第 21 条第 4 項に基づく計画です。

また、「綾瀬市気候変動適応計画」（以下、「適応計画」という。）は、「気候変動適応法」第 12 条に基づく計画です。

実行計画（区域施策編）及び適応計画は、第 3 次綾瀬市環境基本計画の環境の将来像のひとつである、「脱炭素社会の実現」の部門計画として位置付けられ、本市からの温室効果ガス総排出量の削減目標と目標達成に向けた取り組み、気候変動の影響を回避・軽減するための取り組み、各主体の役割を定めるものです。



2-2 計画の期間

「第 3 次綾瀬市環境基本計画」との整合性を図り、計画期間は 2023(令和 5)年度から 2032(令和 14)年度までの 10 年間とします。

なお、計画の基準年度と目標年度については、国の「地球温暖化対策計画」における基準年度及び中期目標と整合を図る理由から、それぞれ 2013(平成 25)年度と 2030(令和 12)年度とします。

2-3 計画の対象

対象区域は、本市全域とします。

対象とする温室効果ガスは、「地球温暖化対策の推進に関する法律」において定められている以下の7ガスのうち、二酸化炭素 (CO₂)、メタン (CH₄)、一酸化二窒素 (N₂O) とし、市内に発生源がほぼない4ガスは除外します。

■ 温室効果ガスの種類と主な排出活動

	温室効果ガスの種類		地球温暖化係数	主な排出活動
計画の対象	二酸化炭素 (CO ₂)	エネルギー起源 CO ₂	1	燃料の使用、他人から供給された電気の使用、他人から供給された熱の使用
		非エネルギー起源 CO ₂		工業プロセス、廃棄物の焼却処分、廃棄物の原燃料使用等
	メタン (CH ₄)	25	工業プロセス、炉における燃料の燃焼、自動車の走行、耕作、家畜の飼養及び排せつ物管理、廃棄物の焼却処分、廃棄物の原燃料使用等、廃棄物の埋立処分、排水処理	
	一酸化二窒素 (N ₂ O)	298	工業プロセス、炉における燃料の燃焼、自動車の走行、耕作における肥料の使用、家畜の排せつ物管理、廃棄物の焼却処分、廃棄物の原燃料使用等、排水処理	
計画の対象外	ハイドロフルオロカーボン類 (HFCs)		1,430 など	クロロジフルオロメタン又は HFCs の製造、冷凍空気調和機器、プラスチック、噴霧器及び半導体素子等の製造、溶剤等としての HFCs の使用
	パーフルオロカーボン類 (PFCs)		7,390 など	アルミニウムの製造、PFCs の製造、半導体素子等の製造、溶剤等としての PFCs の使用
	六ふっ化硫黄 (SF ₆)		22,800	マグネシウム合金の鋳造、SF ₆ の製造、電気機械器具や半導体素子等の製造、変圧器、開閉器及び遮断器その他の電気機械器具の使用・点検・排出
	三ふっ化窒素 (NF ₃)		17,200	NF ₃ の製造、半導体素子等の製造

出典：地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル 算定手法編 Ver. 1.1

地球温暖化係数とは

温室効果ガスの種類により「温暖化する能力」の強さは異なり、二酸化炭素を1として各温室効果ガスの能力の強さを表したものを「地球温暖化係数」(GWP: Global Warming Potential) と呼びます。

つまり、地球温暖化係数が 22,800 の六ふっ化硫黄は、温暖化する能力が二酸化炭素の 22,800 倍であり、少量でも大きな影響を及ぼします。

地球温暖化対策では、排出量が最も多い二酸化炭素を減らすのはもちろんのこと、併せて地球温暖化係数の大きいその他ガスを削減していくことが重要です。

■ 温室効果ガスの部門・分野

ガス種	部門・分野		説明
エネルギー起 源 CO ₂	産業部門	農林水産業	農林水産業における工場・事業場のエネルギー消費に伴う排出
		建設業・鉱業	建設業・鉱業における工場・事業場のエネルギー消費に伴う排出
		製造業	製造業における工場・事業場のエネルギー消費に伴う排出
	業務その他部門		事務所・ビル、商業・サービス業施設、他のいずれの部門にも帰属しないエネルギー消費に伴う排出
	家庭部門		家庭におけるエネルギー消費に伴う排出
	運輸部門	自動車	自動車(貨物・旅客)におけるエネルギー消費に伴う排出
鉄道		鉄道におけるエネルギー消費に伴う排出	
エネルギー起 源 CO ₂ 以外の ガス	廃棄物 分野	焼却処分	廃棄物の焼却処分に伴い発生する排出 【非エネルギー起源 CO ₂ 、CH ₄ 、N ₂ O】
		埋立処分	廃棄物の埋立処分に伴い発生する排出【CH ₄ 】
		排水処理	排水処理に伴い発生する排出【CH ₄ 、N ₂ O】
	農業分野	耕作	水田からの排出及び耕地における肥料の使用による排出 【CH ₄ 、N ₂ O】
		畜産	家畜の飼養に伴い発生する排出【CH ₄ 】

参考：地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル 算定手法編 Ver. 1.1

3 温室効果ガス排出量の現状

3-1 温室効果ガス排出状況

本市の温室効果ガス排出量は、2019(令和元)年度において 722 千 t-CO₂であり、基準年度である 2013(平成 25)年度比 288 千 t-CO₂ (28.5%) 減少しました。

部門別にみると、産業部門が 58.7%と一番割合が大きく、次いで運輸部門が 16.0%、家庭部門 12.0%、業務その他部門 12.0%となっています。

基準年度からの増減率は、廃棄物部門及びその他ガスではほぼ変化がなく、運輸部門では-3%、業務その他部門では-12%、産業部門、家庭部門においては-30%以上となり、大きく減少しています。

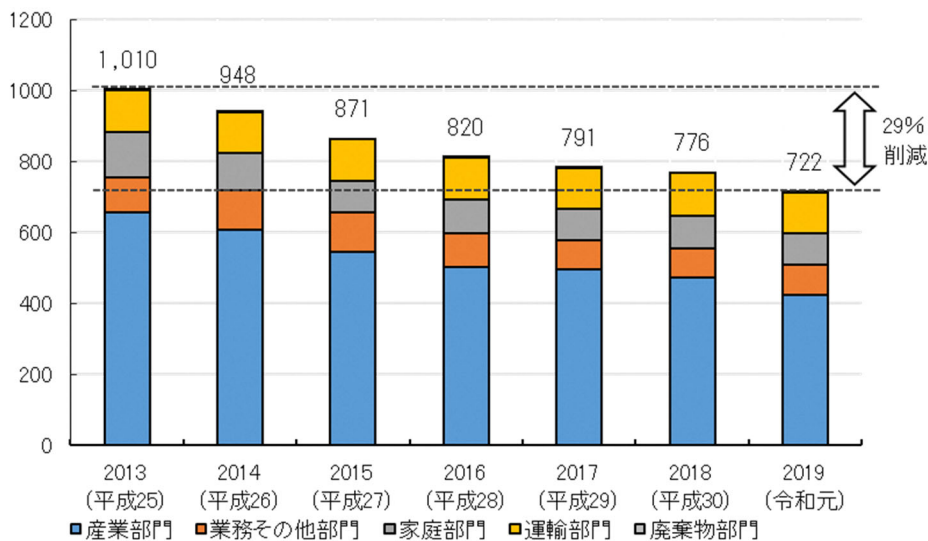
■ 温室効果ガス排出量の推移

(単位：千 t-CO₂)

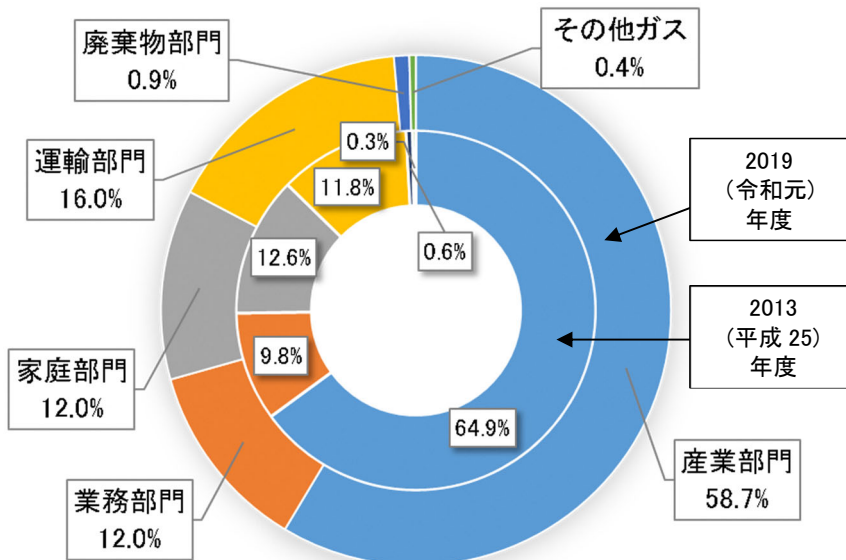
部門・分野		2013 年度 (H25) 基準年度	2014 年度 (H26)	2015 年度 (H27)	2016 年度 (H28)	2017 年度 (H29)	2018 年度 (H30)	2019 年度 (R1) 速報値	部門別 割合 %
二酸化炭素	産業部門	656	608	545	503	496	473	423	58.7%
	業務その他部門	99	110	110	96	83	82	87	12.0%
	家庭部門	127	105	89	95	86	93	87	12.0%
	運輸部門	119	116	118	117	117	119	115	16.0%
	廃棄物分野	6	6	6	6	6	6	7	0.9%
小計		1,007	945	868	817	788	773	719	99.6%
その他ガス		3	3	3	3	3	3	3	0.4%
総合計		1,010	948	871	820	791	776	722	—
基準年度比増減量		—	-62	-139	-190	-219	-233	-288	—
基準年度比増減率		—	-6.1%	-13.8%	-18.8%	-21.7%	-23.2%	-28.5%	—

※端数処理により合計値と一致しない場合があります。

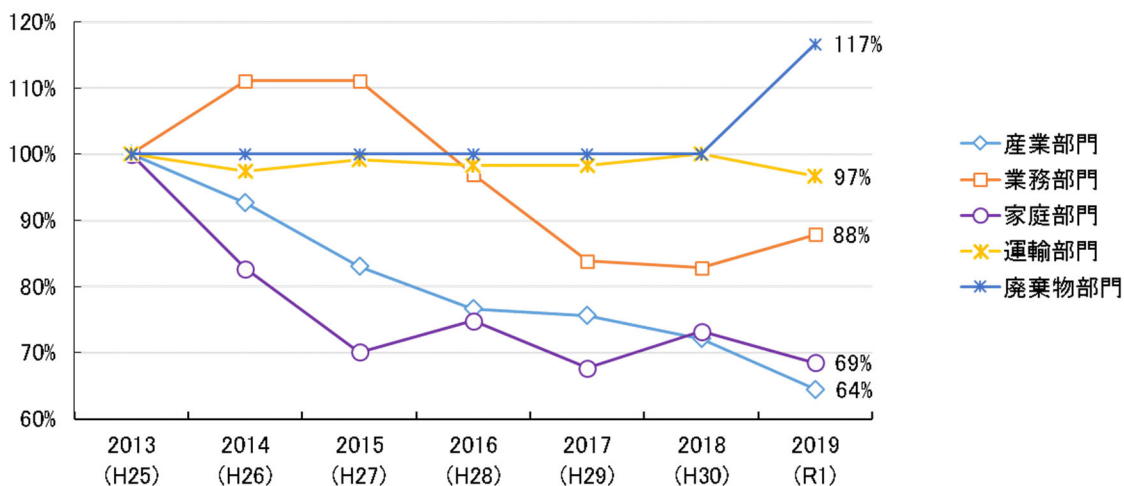
(千t-CO₂)



■ 温室効果ガス排出量の推移



■ 温室効果ガス排出量の割合



■ 基準年度からの温室効果ガス排出量の増減

4 温室効果ガス排出量の削減目標

4-1 温室効果ガス排出量の将来推計

本市の将来的に見込まれる温室効果ガスの排出状況を考慮するために、現状の対策を継続するが、今後、追加的な対策を見込まないまま推移した場合（現状趨勢（BAU）ケース）の温室効果ガス排出量を推計しました。2030(令和12)年度における温室効果ガス排出量は709千t-CO₂となり、基準年度である2013(平成25)年度と比較して29%以上の削減が見込まれます。

■ 温室効果ガス排出量の将来推計（現状趨勢（BAU）ケース）

単位：千t-CO₂

ガス種・部門			2013 (平成25)年度 (基準年度)	2019 (令和元)年度 (現状年度)	2030(令和12)年度 (目標年度)	
					BAU ケース	目標排出量
二酸化炭素	産業部門	製造業	645	414	403	545
		建設業	7	4	4	
		農林業	4	5	5	
		小計	656	423	411	
		業務その他部門	99	87	87	
		家庭部門	127	87	83	
		運輸部門	119	115	119	
	廃棄物部門	6	7	7		
その他ガス		メタン	1	1	1	
		一酸化二窒素	2	2	2	
		小計	3	3	3	
合計			1,010	722	709	545
増減量（基準年度比）			—	-288	-301	-465
増減率（基準年度比）%			—	-28.5	-29.8	-46.0

※端数処理により合計値と一致しない場合があります。

4-2 温室効果ガス排出量の削減目標

国は、「地球温暖化対策計画」において、2030(令和12)年度における温室効果ガス排出量を2013(平成25)年度比で46%削減する中期目標を掲げています。

本市においては、これらの状況を鑑み同様に2030(令和12)年度までに2013(平成25)年度比46%削減を目指すこととします。

また、長期目標として、2050(令和32)年度までにゼロカーボンシティの実現を目指します。国の2050年カーボンニュートラル表明や県の「かながわ脱炭素ビジョン2050」などを踏まえ、2050年脱炭素社会の実現に向けた取り組みを推進していきます。

温室効果ガス排出量の削減目標

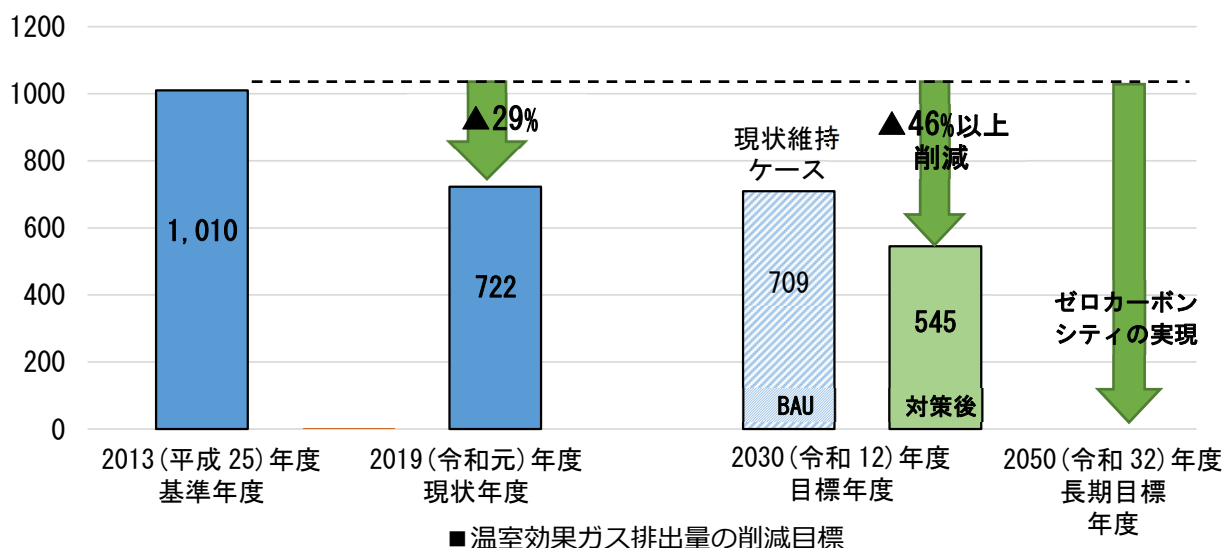
<短期目標>

2030(令和12)年度までに市域からの温室効果ガス排出量を2013(平成25)年度比で **46%以上の削減** を目指します。

<長期目標>

2050(令和32)年度までに **ゼロカーボンシティの実現** を目指します。

(単位：千t-CO₂)



■ 温室効果ガス排出量の将来推計結果

国などと連携して進める対策、電気の二酸化炭素排出係数の低減、市の施策による温室効果ガス排出量の削減見込量は合計 177 千 t-CO₂、2013(平成 25)年度比 17.5%の削減となっています。

現状趨勢 (B A U) ケースにおける温室効果ガス排出量から対策による削減を見込むと、2030(令和 12)年度における温室効果ガス排出量は 532 千 t-CO₂ となり、2013(平成 25)年度比 46%以上の削減となっています。

■ 温室効果ガス排出量の将来推計結果

(単位：千 t-CO₂)

区分	項目	温室効果 ガス 排出量	削減量	削減率	
2013 (平成 25) 年度 基準年度	排出量実績	1,010	—	—	
2030 (令和 12) 年度 目標年度	現状趨勢 (B A U) ケース	709	-301	-29.8%	
	削減 対策	①国などと連携して進める対策	—	-53	-5.3%
		②電気の二酸化炭素排出係数の低減	—	-121	-12.0%
		③市の施策	—	-3	-0.3%
	小計	—	-177	-17.5%	
排出量推計	532	-478	-47.3%		

※端数処理により合計値と一致しない場合があります。

本市を含む県央地域では、国内のものづくりの拠点として工業団地などで多数の企業が立地しており、本市においても、製造業を中心とした事業所が数多く集積しています。綾瀬スマート I C 開通などの地理的優位性から、今後も、物流施設や産業部門の企業進出により、活動にかかる一定量のエネルギー使用が見込まれます。

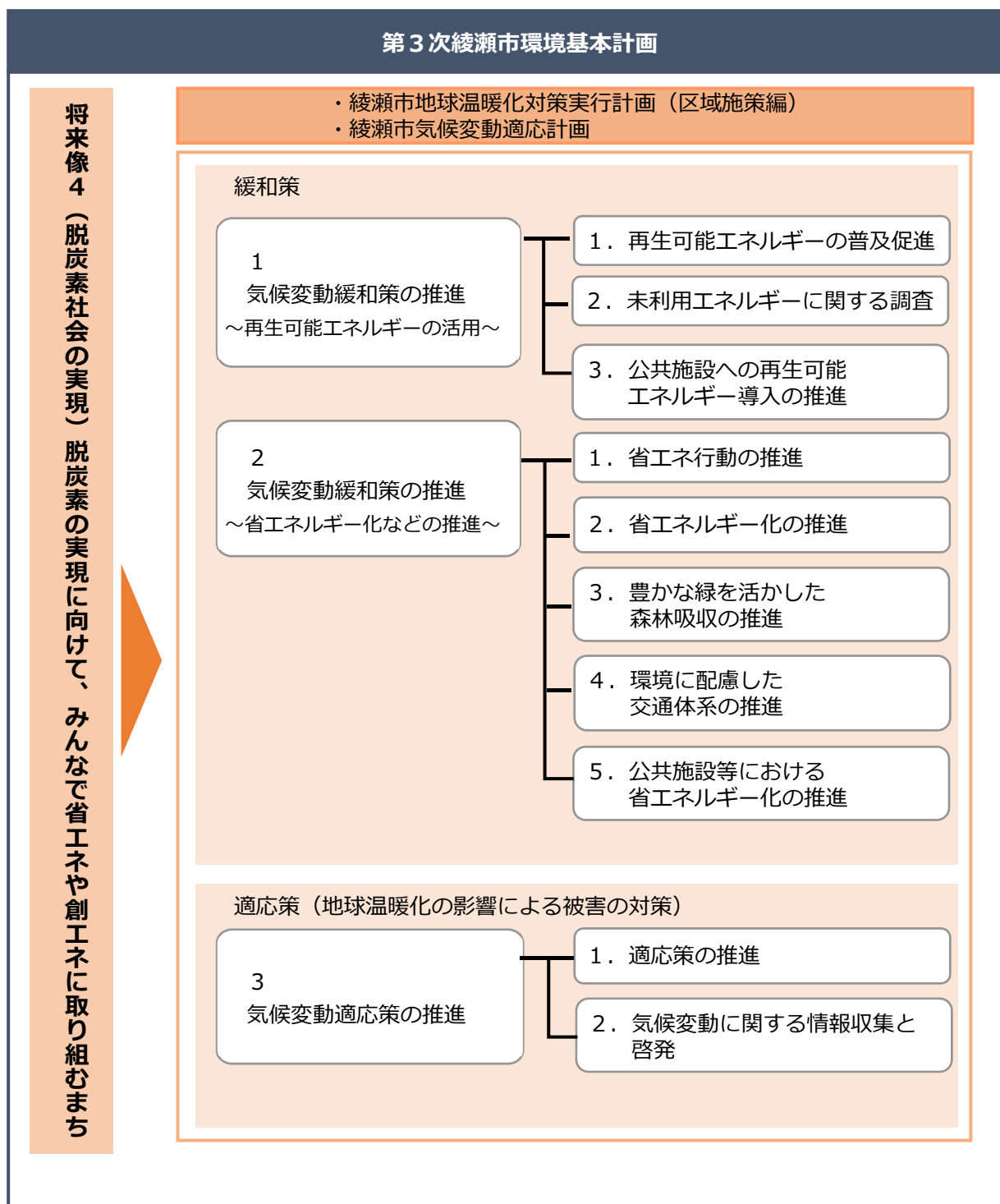
一方で、企業活動において、太陽光発電などの再生可能エネルギーの導入に積極的に取り組むほか、温室効果ガス排出量の削減やエネルギーの効率的な使用に資する製品の製造や、非化石証書の購入による脱炭素化といった取り組みを進めている企業もあります。

本市では、このような産業部門の先進事例の普及啓発を行うなど、水平展開を促すことで、削減目標の達成を目指します。

なお、この削減量は最大限に努力した際の削減量であり、今後、市民・事業者及び市それぞれが積極的に、また協働して、削減に向けた取り組みを進めていくことが必要になっています。

5 緩和策及び適応策の展開

温室効果ガスの排出量を削減するための緩和策及び地球温暖化の影響による被害を回避・軽減するための適応策を展開します。なお、緩和策及び適応策は、「第3次綾瀬市環境基本計画」の将来像4の基本目標1から3の施策にあたります。



5-1 削減目標の達成に向けた取り組み（緩和策）

温室効果ガス排出量削減目標の達成に向けて、再生可能エネルギーの利用促進、省エネルギーの推進、環境に配慮した脱炭素なまちづくりの推進に取り組めます。

なお、緩和策の方針は本計画の将来像4「脱炭素の実現に向けて、みんなで省エネや創エネに取り組むまち」における基本目標1～2の施策に基づきます。

1 気候変動緩和策の推進～再生可能エネルギーの活用～

再生可能エネルギーの確保は、二酸化炭素の排出削減だけでなく、災害時における電力確保、エネルギーの域内循環などにつながります。太陽光発電設備などの市民、事業者への導入支援を進めるとともに、市公共施設においては、太陽光発電設備を率先して導入します。

また、再エネを活用した電力の選択などについて、情報提供や支援を行います。

（1）再生可能エネルギーの普及促進

自立・分散型のエネルギーとして、家庭や共同住宅、事業所をはじめ、市の施設などへの太陽光発電など再生可能エネルギー利用の普及を進めていきます。

①太陽光発電など再生可能エネルギー設備の導入支援

- 太陽光発電設備などについて、情報提供や支援を行います。（環境保全課）

②環境に配慮したエネルギーへの切り替え促進

- 再エネを活用した電力やCO₂排出量が少ない天然ガスなど、環境に配慮したエネルギーへの転換を進めるため、情報提供や支援などを行います。（環境保全課、工業振興企業誘致課）

（2）未利用エネルギーに関する調査

小水力や事業活動などに伴い排出されている未利用エネルギーの有効利用についての情報を収集し、利用可能性などについての検討を進めていきます。

①小水力や排熱など未利用エネルギーに関する情報の収集と提供

- 小水力や排熱など未利用エネルギーに関する情報の収集と提供を行います。（環境保全課）

（3）公共施設への再生可能エネルギー導入の推進

公共施設などへの再生可能エネルギー導入について、環境負荷低減、実現可能性（建屋の耐荷重、系統の空き容量、自家消費可能な電力量など）を考慮するとともに、PPAモデルやリースの活用も含め、設置の可能性を検討したうえで最大限の導入を推進します。

①太陽光発電設備の導入推進

- 2030(令和12)年度までに設置可能な建築物（敷地含む）の約50%以上に太陽光発電設備を設置することを目指します。（施設管理課）

②下水汚泥減量化・消化ガス発電事業の推進

- 下水汚泥減量化・消化ガス発電事業を進めていきます。(下水道課)

③再生可能エネルギー由来の電力調達の推進

- 2030(令和12)年度までに調達する電力の60%以上を再生可能エネルギー電力とします。(施設管理課)

2 気候変動緩和策の推進～省エネルギー化などの推進～

気候変動問題への対応として、温室効果ガスの排出量を抑制する緩和策を進めることが必要です。

エネルギー消費に起因する温室効果ガス排出量を低減するためには、再生可能エネルギーの導入だけでなく、エネルギー使用量の削減や、効率化といった省エネルギー化も重要な取り組みになります。省エネルギーは、市民・事業者の一人ひとりが日常生活や事業活動ですぐに取り組みめるものから、省エネルギー設備の導入や断熱などによる効率化など長期的な視点を持って進めるものまで幅広くあり、これら取り組みを推進します。

自動車の適切な利用と二酸化炭素排出量の削減に向けて、バスなど公共交通機関の利用促進、徒歩や自転車が活用できるコンパクトなまちづくりや環境負荷の少ない交通体系の整備など、二酸化炭素排出量の少ない都市づくりを進めていきます。

また、市内には斜面林などまとまった森林や農地などの緑が残されています。こうした緑を保全・活用していくとともに、水辺や市街地、道路の緑化を進めることで、緑による二酸化炭素吸収を図ります。

(1) 省エネ行動の推進

家庭や事業所における省エネの取り組みなど、環境啓発を進めていきます。

また、関連する情報や環境副読本の内容を充実し、省エネ意識の普及啓発に努めていきます。

①地球温暖化などに関する環境教育・環境学習の推進

- エネルギーや地球温暖化に関する環境学習講座などにより、省エネ意識の定着を図ります。(環境保全課)
- 学校でのエネルギーや地球温暖化に関する環境教育・環境学習を推進します。(教育指導課)

②地球温暖化などに関する環境情報の提供・環境学習教材の充実

- 環境学習教材を整備し活用します。(環境保全課、教育研究所)

③家庭や事業者の省エネ行動の推進

- 省エネ・省資源行動の普及や、エネルギーマネジメントシステムなどの導入促進を図ります。(環境保全課、商業観光課、工業振興企業誘致課)
- 次世代自動車導入支援、自転車利用や自動車利用時のエコドライブなどの啓発を行います。(環境保全課、商業観光課、工業振興企業誘致課)

(2) 省エネルギー化の推進

住宅においては、H E M S（ホームエネルギーマネジメントシステム）の導入により太陽光発電設備、燃料電池、蓄電池や家電製品が連動し、電気使用量の見える化と管理ができるようになります。こうしたシステムの導入により、二酸化炭素の排出量を削減するスマートハウス化や、家庭内のエネルギー使用が最適に制御された住宅化の普及を進めます。

蓄電池を導入することにより、太陽光発電設備で日中に発電した電力を蓄えておき、夜間に使用するエネルギーの地産地消を進めるとともに、夜間電力を蓄えて昼間に使うなど、電力のピークシフト（電力負荷の平準化）によるエネルギーの有効利用を進めることができます。また、これに使用する蓄電設備は、災害時の非常用電源としても重要な役割を果たします。

①住宅の省エネルギー化の推進

- H E M S、燃料電池や蓄電池などについて、情報提供や支援を行います。（環境保全課）
- Z E Hなどについて調査・研究するとともに、普及に向けた情報提供を行います。（環境保全課）

②事業所の省エネルギー化の推進

- 省エネ診断やE M S（エネルギーマネジメントシステム）などについて調査・研究するとともに、普及に向けた情報提供を行います。（環境保全課、商業観光課、工業振興企業誘致課）
- B E M SやF E M Sなどについて調査・研究するとともに、普及に向けた情報提供を行います。（環境保全課、商業観光課、工業振興企業誘致課）

③次世代自動車の普及

- 次世代自動車について、情報提供や支援を行います。（環境保全課）

(3) 豊かな緑を活かした森林吸収の推進

河川及び河川沿いの斜面緑地は、本市の都市構造上重要な緑の骨格軸として位置付けられているほか、中央部に位置する早川天神森・春日原農用地は、市街地に隣接するまとまったオープンスペースを形成しています。

こうした緑地のもつ地表面温度の冷却効果、風の通り道などの機能を活かし都市の環境負荷を軽減していくほか、緑の二酸化炭素吸収などに留意した森林の保全・再生や適切な維持管理を進めていきます。

①豊かな緑を活かした森林吸収の推進

- 公園緑地の整備、緑化モデル地区事業、民有地緑地への補助事業など緑化を推進します。（みどり公園課）
- 城山公園や長峰の森、祖師谷緑地など森林の保全と整備を進めます。（みどり公園課）

(4) 環境に配慮した交通体系の推進

公共交通機関の推進、歩道、自転車道の整備などにより、環境にやさしい交通体系への転換を推進します。

①バスなどの公共交通機関の利用促進、環境負荷の少ない交通体系の整備

- バス利用環境の改善を進めるため、コミュニティバス「かわせみ」運行の充実や、利便性の高いバス路線への再編、バス乗り換え拠点の整備、バス停上屋の整備などバス利用環境の改善、バスロケーションシステムの導入を推進します。(都市整備課)

②歩行者空間、散策道の整備、歩行者・自転車ネットワークづくり

- 自転車道やサイクリングコースの整備などによる自転車通行空間の確保、歩道の整備などによる歩行者空間の確保を行います。
(道路管理課、道路整備課、みどり公園課)

(5) 公共施設等における省エネルギー化の推進

新築の建物においては、高効率設備の導入や断熱性の向上といった省エネルギー化に加え、太陽光などで創るエネルギーを組み合わせることにより、エネルギー収支を実質ゼロにするZEHやZEBの考え方が広まっています。そのような中、公共施設においても新築時にはZEB化を推進するほか、施設改修などとあわせてLED化などをはじめとした省エネルギー化を推進します。

①公共施設のZEB化、LED化、公用車の電動化などの推進

- 今後予定する新築事業については原則 ZEB Oriented 相当¹以上とし、2030(令和12)年度までに新築建築物の平均で ZEB Ready 相当²となることを目指します。
(公共資産課、施設管理課)
- 既存設備を含めたLED照明の導入割合を2030(令和12)年度までに100%とします。(施設管理課)
- 代替可能な電動車³が無い場合等を除き、新規導入・更新については電動車とし、2030(令和12)年度までにすべて電動車とします。(車両管理課)

②市の事務事業における省エネ行動の推進

- 環境マネジメントシステム(「あやせEMS」)の運用を進めます。(環境保全課)

¹ ZEB Oriented 相当：30～40%以上の省エネルギーを図ったもので、延床面積や未評価技術の採用の有無、認証取得の有無は考慮しません。

² ZEB Ready 相当：50%以上の省エネルギーを図ったもので、認証取得の有無は考慮しません。

³ 電動車：電気自動車(EV)、燃料電池自動車(FCV)、プラグインハイブリッド自動車(PHV)、ハイブリッド自動車(HV)

5-2 気候変動の影響を回避・軽減する取り組み（適応策）

気候変動による影響は、洪水被害や熱中症の増加など、様々な形で既に生じており、その影響は今後更に大きくなると予想されます。気候変動による影響を回避・軽減するため、気候変動の影響への対策、気候変動の影響に対する理解促進に取り組みます。

なお、適応策の方針は、本計画の将来像4「脱炭素の実現に向けて、みんなで省エネや創エネに取り組むまち」における基本目標3「気候変動適応策の推進」の施策に基づきます。

3 気候変動適応策の推進

(1) 適応策の推進

①自然災害に対する適応策の推進

- 総合防災訓練の実施やハザードマップの整備、防災情報の提供はもとより、避難所をはじめ重要な行政施設などにおける自立・分散型エネルギーシステムの導入を検討することなどにより、災害時の地域防災力強化や被害軽減を図ります。
(危機管理課、施設管理課)
- 災害時での廃棄物の処理に対する意識啓発、災害時廃棄物処理計画に基づく取り組みなどを行います。(リサイクルプラザ)
- 下水道雨水幹線などの雨水排水施設を整備・維持管理します。(下水道課)
- 公園や緑地などを整備・保全し、オープンスペースを確保します。(みどり公園課)

②健康分野に関する適応策の推進

- 市の広報紙やホームページなどで、熱中症の注意喚起や熱中症対策に関する情報提供を行います。(健康づくり推進課)

③農業に関する適応策の推進

- 気候変動による農作物への影響について、情報収集に努めます。(農業振興課)

(2) 気候変動に関する情報収集と啓発

①気候変動に関する情報収集と広報あやせなどを活用した普及啓発

- 気候変動の影響に関連する情報を収集し、市民・事業者へ情報提供を行います。
(環境保全課)

6. 計画の推進体制と進行管理

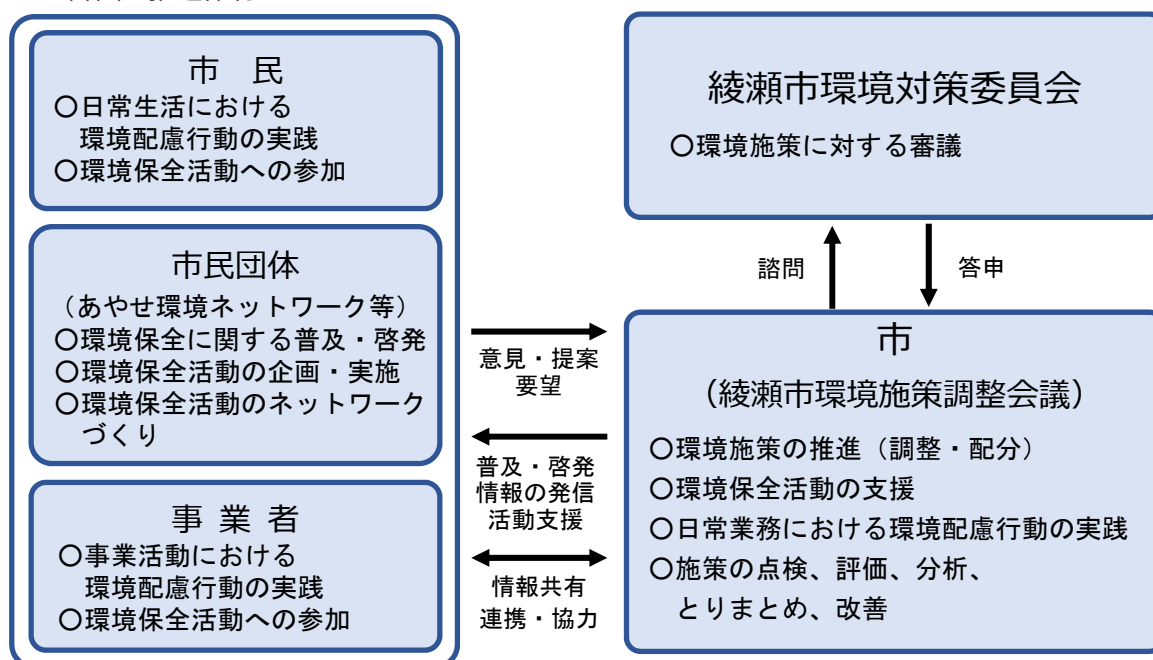
第6章 計画の推進体制と進行管理

1 計画の推進体制

本市が目指す将来像の実現に向けて、本計画に掲げる各種施策を総合的、計画的に推進するためには、すべての主体（市民・市民団体、事業者、行政）が本計画の推進に自主的・積極的に関わり、参加・協働による取り組みを実践することが重要です。

このことから、本計画の推進及び進行管理を行う組織体制を以下のとおり整備し、これらを円滑に運営していくことで、本計画の実効性を確保していきます。

■計画の推進体制



■綾瀬市環境対策委員会

諮問機関である綾瀬市環境対策委員会では、本計画の見直しなどについて市長の諮問に応じて調査・審議し、その結果を答申し又は意見を建議します。

■綾瀬市環境施策調整会議

庁内で構成する綾瀬市環境施策調整会議では、環境基本計画に示された各種施策の推進や調整を行い、年度ごとに各種施策の進捗状況の点検・評価を行います。なお、各種施策の点検・評価の結果は、環境報告書として定期的に公表し、市民・市民団体・事業者などの意見を募ります。

■市民・市民団体・事業者

市民・市民団体・事業者は、環境基本計画に示された各種取組を参考に、日常生活や事業活動の中で環境に配慮した行動を実践します。また、環境関連の市民団体が企画・実施する活動に積極的に参加するように努めます。

2 計画の進行管理

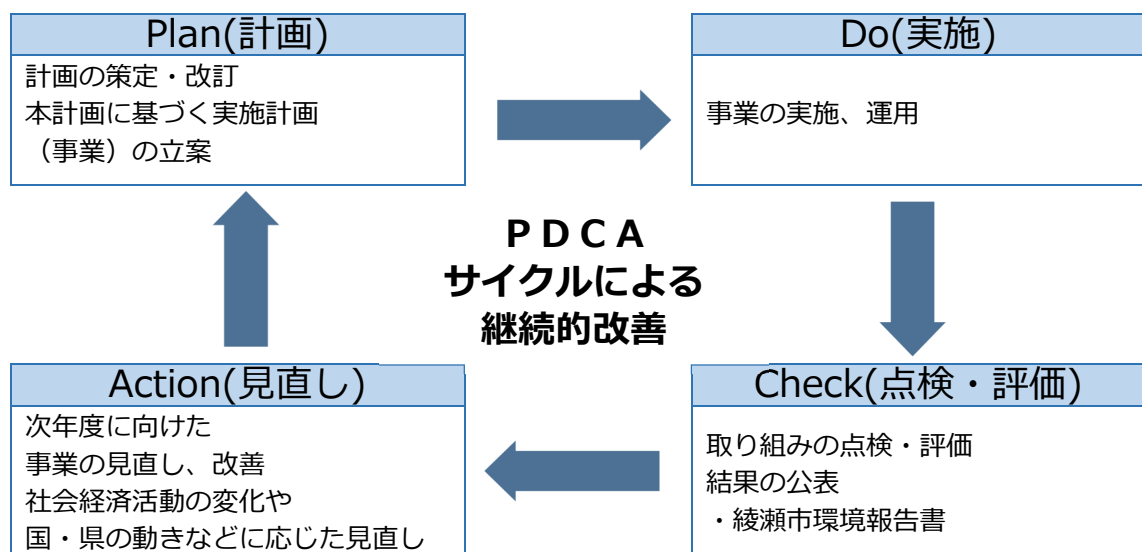
(1) 進行管理

計画の実効性を確保するため、計画策定から具体的な行動の実施・運用・点検・評価・改善までの流れを、Plan（計画）→ Do（実施）→ Check（点検）→ Action（見直し行動）を繰り返すことで、継続的に改善を図りながら進行管理していきます。

具体的には、計画に基づき施策を実施し、点検・評価を行った上で取組結果を公表し、見直しを行い、次年度へ向けた更なる取り組みを実施していくものとします。

また、計画の進捗状況や目標達成状況について「綾瀬市環境報告書」にとりまとめ、広報やホームページ等を通じて市民・市民団体及び事業者公表していきます。

■ P D C Aサイクルによる計画の進行管理



(2) 取り組みの点検・評価及び見直し

毎年度、庁内関係各課において施策の取組状況や目標の達成状況を点検・評価します。

また、年次報告書として綾瀬市環境報告書をとりまとめ、広く公表することで、市民・事業者の環境行動の充実に繋がります。

本計画は2032(令和14)年度までを計画期間としますが、社会経済活動の変化や国・県の動きなどに応じて、計画の施策内容や指標などについて見直しを図ります。

資料編

1 綾瀬市環境基本条例.....	127
2 綾瀬市環境基本計画の改訂についての諮問書・答申書.....	129
3 計画の策定経過.....	131
4 温室効果ガス排出量の算定.....	135
5 綾瀬市公共施設等太陽光発電設備導入調査結果.....	137
6 環境基準.....	138
7 用語解説.....	144

1 綾瀬市環境基本条例

平成12年3月30日
条例第18号

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全及び創造について基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、その施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で安全かつ快適な生活の確保に寄与することを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、その他の地球全体の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で安全かつ快適な生活の確保に寄与するものをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全及び創造は、市民が健康で安全かつ快適な環境を享受するとともに、良好な環境を将来の世代に引き継ぐことを目的として行われなければならない。

- 2 環境の保全及び創造は、資源が有限であるとの認識のもとに環境への負荷が少なく、持続的に発展することができる社会を構築することを目的として行われなければならない。
- 3 環境の保全及び創造は、自然との触れ合いのある都市の実現を目指して、自然環境が適正に保全されるよう行われなければならない。
- 4 地球環境保全は、市、事業者及び市民が自らの課題であることを認識し、それぞれの日常活動及び事業活動において積極的に推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、環境の保全及び創造に関し、市の区域の自然的社会的条件に応じた総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 市は、環境の保全及び創造のための広域的な取組を必要とする施策について、国及び他の地方公共団体と協力してその施策の推進に努めなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる環境汚染を防止し、及び廃棄物を適正に処理し、並びに自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

- 2 前項の場合において、事業者は特に次に掲げる事項を遂行するように努めなければならない。
 - (1) 事業の内容、地域の状況等を勘案して環境の保全上の支障が生じないように、事業活動を行う場所を選定し事業場等を設置すること。
 - (2) 事業者は、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たっては、製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に努めるとともに、その適正な処理が図れるように必要な措置を講ずること。
 - (3) 事業者は、事業活動に関し環境の保全と創造に自ら積極的に努めるとともに、市の実施する環境施策に協力すること。

(市民の責務)

第6条 市民は、日常生活に伴う廃棄物の排出、騒音の発生、自動車の使用等による環境への負荷の低減に努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(基本的施策)

第7条 市は、基本理念の実現を図るため、次に掲げる環境施策を実施するものとする。

- (1) 市民の健康の保護及び生活環境の保全のため、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭等による環境の保全上の支障を防止するため必要な措置を講ずること。
- (2) 潤いと安らぎのある都市環境を創造するため、水と緑を生かした都市施設の整備、良好な都市景観の確保、自然災害に強い安全で快適な環境の確保に努めること。

- (3) 環境の美化を推進するとともに、事業活動や日常生活による環境への負荷の低減を図るため、資源の循環的な利用及びエネルギーの有効利用が促進され、並びに廃棄物の発生が抑制されるよう必要な措置を講ずること。
- (4) 人と自然との豊かな触れ合いを享受するため、水辺、樹林、農地等の自然環境を適正に保全し、動植物の生育環境に配慮することにより、生態系の多様性の確保に努めること。
- (5) 地球環境保全に資するため、地球の温暖化の防止、オゾン層の保護等に関する施策を推進するとともに、市域の自然的、社会的条件に応じた環境の保全に努めること。

(環境基本計画)

第8条 市長は、環境施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を策定しなければならない。

- 2 環境基本計画は、環境の保全及び創造についての目標及び施策を具体的に示すものとする。
- 3 市長は、環境基本計画の策定に当たっては、あらかじめ市民及び事業者又はこれらのものの組織する団体（以下「市民等」という。）の意見を反映させるための必要な措置を講ずるとともに、綾瀬市環境対策委員会の意見を聴かなければならない。
- 4 市長は、環境基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(環境への配慮指針)

第9条 市長は、環境基本計画に基づき、市、事業者及び市民がそれぞれの役割に応じて環境に配慮した行動をするための指針を策定するものとする。

(総合的調整)

第10条 市は、環境の保全及び創造を実効的かつ体系的に推進するため、次に掲げる事項について必要な総合的調整を行うものとする。

- (1) 環境基本計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 環境に関する市の主要な施策又は方針の立案に関すること。
- (3) その他環境の保全及び創造を推進するために必要と認める事項

(環境調整会議)

第11条 前条に規定する総合的調整を行うため綾瀬市環境施策調整会議（以下「調整会議」という。）を置く。

- 2 調整会議の組織及び運営について必要な事項は、市長が別に定める。

(年次報告)

第12条 市長は、環境の状況及び環境基本計画に基づき実施された施策の状況等について、年次報告書を作成しこれを公表しなければならない。

(環境教育及び環境学習の振興)

第13条 市は、市民等が環境の保全及び創造について理解を深め、その活動を行う意欲が増進されるよう環境教育及び学習の振興並びに啓発活動の充実を図るために必要な措置を講ずるものとする。

(市民等の自主的な活動の促進)

第14条 市は、市民等が自主的に行う地域の緑化活動、再生資源の回収活動その他の環境保全及び創造に関する活動を促進するために必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供及び公開)

第15条 市は、市民等が自主的に行う環境の保全及び創造に関する活動及び環境教育等の促進を図るため、環境の状況その他の環境の保全及び創造に関する情報を適切に提供又は公開するよう努めるものとする。

附 則

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

2 綾瀬市環境基本計画の改訂についての諮問書・答申書

(1) 諮問書

綾環第7号

令和4年8月29日

綾瀬市環境対策委員会

会長 見上 一幸 様

綾瀬市長 古塩 政由

綾瀬市環境基本計画の改訂について（諮問）

綾瀬市環境基本計画の改訂について、綾瀬市環境基本条例第8条第3項の規定に基づき、貴委員会の意見を求めたく諮問します。

(2) 答申書

令和5年7月27日

綾瀬市長 古塩 政由 様

綾瀬市環境対策委員会
会長 見上 一幸

綾瀬市環境基本計画の改訂について（答申）

令和4年8月29日付綾環第7号で諮問のありました、綾瀬市環境基本計画の改訂について慎重に審議を重ねた結果、次の意見を付して別紙（案）を了承する旨、答申します。

綾瀬市環境基本計画の改訂にあたって、環境意識調査（アンケート調査）の実施や公募市民によるワークショップ形式の取組など、市民参加に視点をおいた作業の進め方は評価できます。

今後においては、すべての部局が一体となって基本テーマを踏まえ、関連するSDGsを意識しつつ、掲げられている各環境の将来像の実現に努められるとともに、とりわけ重点取組事項としている脱炭素社会の実現を推進するため、市民団体との協働事業など、市民との連携強化を一層進められることを希望します。

また、取組施策については、極力、財政計画との連動を図りつつ、取組の進捗状況を客観的な政策評価に基づいて点検・評価するとともに、定期的に報告・公表し、必要に応じて取組内容の見直しを図るなど、進行管理を徹底し、着実に成果が挙がることを期待します。

3 計画の策定経過

(1) 策定経過

2022(令和4)年	6月	13日	2022(令和4)年度第1回綾瀬市環境対策委員会 綾瀬市環境基本計画及び温暖化対策実行計画 (区域施策編)の改訂について
	7月	14日	2022(令和4)年度第1回綾瀬市環境施策調整会議 綾瀬市環境基本計画及び温暖化対策実行計画 (区域施策編)の改訂について
	7月~9月		環境意識調査 (市民・事業者アンケート) (対象:市民2,000人、事業者400社)
	8月	29日	諮問 (綾瀬市環境基本計画の改訂について) 2022(令和4)年度第2回綾瀬市環境対策委員会 綾瀬市環境基本計画骨子(案)について
	9月	3日	ワークショップであやせの環境を考えよう! (ワールドカフェ方式)
	10月	18日	2022(令和4)年度第2回綾瀬市環境施策調整会議 第3次綾瀬市環境基本計画(一次素案)について
	10月	27日	2022(令和4)年度第3回綾瀬市環境対策委員会 第3次綾瀬市環境基本計画(一次素案)について
	10月下旬		庁内意見照会 第3次綾瀬市環境基本計画(一次素案)
	12月下旬		庁内意見照会 第3次綾瀬市環境基本計画(二次素案)
2023(令和5)年	1月	12日	2022(令和4)年度第4回綾瀬市環境対策委員会 第3次綾瀬市環境基本計画(二次素案)について
	2月	3日	2022(令和4)年度第3回綾瀬市環境施策調整会議 第3次綾瀬市環境基本計画(二次素案)について
	6月1日 ~30日		第3次綾瀬市環境基本計画(案)に対する意見募集 (パブリックコメント)
	7月	21日	2023(令和5)年度第1回綾瀬市環境対策委員会 パブリックコメント実施結果について 答申について
	7月	27日	答申 (綾瀬市環境基本計画の改訂について)

(2) 綾瀬市環境対策委員会委員名簿

任期 2022(令和4)年6月1日～2024(令和6)年5月31日
敬省略・順不同<◎：会長、○：副会長>

区分	委員氏名	備考
関係行政機関の職員	森田 康裕	県央地域県政総合センター環境部 環境保全課長
学識経験を有する者	見上 一幸 ◎	宮城教育大学名誉教授
	東郷 佳朗	神奈川大学法学部准教授
市民団体の代表	伊澤 義一	大和食品衛生協会綾瀬地区会
	加藤 伸一	綾瀬市商工会
	林 公	長峰の森管理委員会 (～2023(令和5)年3月31日まで)
	中村 裕子 ○	国際ソロプチミストあやせ
	北村 嘉一	あやせ環境ネットワーク
	西 壽子	NPO 法人ふるさと環境市民
公募による市民	大原 左奈美	
	芳本 誠	
	鈴木 貴子	
	田畑 順子	
	宮川 達志	

(3) 市民意見の反映

○綾瀬市環境基本計画改訂にかかるアンケート調査

本計画の策定にあたり、市民や事業者の環境に対する考え方や取組状況、市への意見などを聞き、本計画の基礎資料とするために実施した。

	市民アンケート	事業者アンケート
調査対象	市内在住の18歳以上2,000人 ※無作為抽出	市内事業者400事業所(追加実施含む) ※無作為抽出
調査方法	直接郵送法 (回答は郵送又はWebを選択)	直接郵送法
調査期間	2022(令和4)年 7月15日(金)~8月5日(金)	2022(令和4)年 7月15日(金)~9月27日(火)
有効回答数	643通(うちWeb138通)32.2%	111通 27.8%
調査内容	<ul style="list-style-type: none"> 回答者の属性 環境基本計画の認知度 カーボンニュートラルの認知度 ゼロカーボンシティの認知度 環境に対する満足度、重要度 環境配慮行動への取り組み 環境配慮行動に取り組む際の課題 省エネ・再エネ設備機器の導入状況 電力小売自由化、電力会社選択の課題 環境保全活動への参加意欲 環境保全活動の参加・協力への関心 市における気候変動の影響 気候変動への適応の取り組み 自由記述 	<ul style="list-style-type: none"> 回答者の属性、事業所の概要 社会情勢の変化による事業活動への影響 環境保全活動の参加・協力への関心 2050年カーボンニュートラルへの関心 事業所における地球温暖化対策に関する目標設定の有無 電力小売自由化、電力会社選択の課題 事業活動における環境への取り組み、理由・課題 事業活動における気候変動の影響 気候変動への適応の取り組み 市に期待する施策・取り組み等 環境情報・知識等の入手手段 市に期待する環境保全情報 自由記述

○市民ワークショップ

市民の環境に対する意識や意見を把握し、基礎資料として活用するために開催した。

名称	市民ワークショップ「ワークショップであやせの環境を考えよう！」
開催日時	2022(令和4)年9月3日(土)14:00~16:00
開催場所	綾瀬市役所 事務棟1階 会議室
参加人数	10人

■ワークショップの様子



○パブリックコメント

環境基本計画（素案）について周知するとともに、意見を聴くため実施した。

募集期間	2023(令和5)年6月1日(木)から6月30日(金)
意見提出方法	郵送、FAX、電子メールまたは直接持参のいずれか
実施結果	意見 全1件（意見提出者数1人）

4 温室効果ガス排出量の算定

(1) 温室効果ガス排出量の削減見込み

① 国などと連携して進める対策による削減見込量

国の「地球温暖化対策計画」(2021(令和3)年10月)に基づき、国が地方公共団体や事業者などと連携して進める各種対策による温室効果ガスの削減見込量を推計しました。

この結果、2030(令和12)年までに約53千t-CO₂の削減見込量が見込まれます。

■ 国などと連携して進める対策による削減見込量 単位：千t-CO₂

部門	対策内容	削減見込量
産業部門	省エネルギー性能の高い設備・機器などの導入促進／業種間連携省エネルギーの取組推進／FEMSを利用した徹底的なエネルギー管理の実施 等	20.8
業務その他部門	建築物の省エネルギー化／高効率な省エネルギー機器の普及／トップランナー制度等による機器の省エネルギー性能向上／BEMSの活用、省エネルギー診断等を通じた徹底的なエネルギー管理の実施／脱炭素型ライフスタイルへの転換 等	5.9
家庭部門	住宅の省エネルギー化／高効率な省エネルギー機器の普及／トップランナー制度等による機器の省エネルギー性能向上／HEMS・スマートメーター・スマートホームデバイスの導入や省エネルギー情報提供を通じた徹底的なエネルギー管理の実施／脱炭素型ライフスタイルへの転換 等	10.5
運輸部門	次世代自動車の普及、燃費改善／道路交通流対策／環境に配慮した自動車使用等の促進による自動車運送事業等のグリーン化／公共交通機関及び自転車の利用促進／脱炭素型ライフスタイルへの転換 等	15.7
廃棄物分野	廃棄物処理における取組、食品ロス対策 等	0.0
合 計		52.8

(注)業務その他部門における高効率な省エネルギー機器の普及は、電気の二酸化炭素排出係数の変動の影響により現状年度の削減見込量を下回ります。

(注)削減見込量は、端数処理の関係から合計と一致しない場合があります。

②電気の二酸化炭素排出係数の低減による削減見込量

電気の二酸化炭素排出係数は、温室効果ガス排出量に大きく影響を及ぼす項目の一つです。国の「地球温暖化対策計画における対策の削減量の根拠」において、2030(令和12)年度の国全体の電気の二酸化炭素排出係数は0.25kg-CO₂/kWhとされており、本市で使用される電気の二酸化炭素排出係数も同様の0.25kg-CO₂/kWhに低減した場合、2030(令和12)年度において120.7千t-CO₂の削減が見込まれます。

■電気のCO₂排出係数の低減による削減見込量

単位：千t-CO₂

部 門	電力比率 ①	温室効果ガス排出量			削減見込量 ⑤ = ③ - ④
		現状趨勢 ケース ②	電力起源 ③ = ① × ②	係数低減後 電力起源 ④	
産業部門	34.7%	411.3	142.5	79.7	62.8
業務その他部門	80.2%	86.6	69.5	38.9	30.6
家庭部門	74.3%	83.2	61.8	34.6	27.2
合計	—	—	273.8	153.2	120.7

※端数処理により合計値と一致しない場合があります。

③市の施策による削減見込量

市が進める施策として、市有施設への太陽光発電設備の導入、太陽光発電設備設置補助、廃棄物処理量の削減による削減見込量を推計しました。市有施設への太陽光発電の導入、及び廃棄物処理量の削減によって約2.6千t-CO₂の削減が見込まれます。

■市の施策による削減見込量

単位：千t-CO₂

部門	対策	削減見込量
業務その他部門	市有施設への太陽光発電設備の導入	0.08
廃棄物分野	廃棄物処理量の削減	1.57
業務部門、 業務その他部門、 家庭部門	太陽光発電設備設置補助 ・業務部門、業務その他部門 →事業所用太陽光発電設備設置補助 ・家庭部門 →住宅用太陽光発電設備設置補助 共同住宅用太陽光発電設備設置補助	0.91
合計		2.56

※端数処理により合計値と一致しない場合があります。

5 綾瀬市公共施設等太陽光発電設備導入調査結果 (2022(令和4)年度実施)

環境省補助事業である2021(令和3)年度(補正予算)二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業)によって2022(令和4)年度に調査を実施したもので、太陽光発電設備の増設を含め、設置の可能性のある施設を示したものです。

単位：kW

分類	番号	施設名	太陽光発電の規模
市有施設	1	市民スポーツセンター	49.5
	2	浄水管理センター	49.5
	3	保健福祉プラザ	30
	4	寺尾小学校	30
	5	綾瀬中学校	30
	6	綾瀬小学校	25
	7	北の台小学校	25
	8	消防本部(本署)	20
	9	リサイクルプラザ	10
	10	消防署北分署	10
	11	消防署南分署	8
	12	本蓼川墓園	5
	13	寺尾天台自治会館	5
	14	綾南保育園	5
	15	上深谷自治会館	4
市有地	1	市役所駐車場	16.6
合計			322.6

※調査結果によるもので、実施決定されたものではありません。

6 環境基準

(1) 大気汚染

①大気汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件	告示年月日
二酸化いおう (SO ₂)	1時間値の1日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1時間値が 0.1ppm 以下であること。	昭和 48 年 5 月 16 日
二酸化窒素 (NO ₂)	1時間値の1日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。	昭和 53 年 7 月 11 日
一酸化炭素 (CO)	1時間値の1日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が 20ppm 以下であること。	昭和 48 年 5 月 8 日
光化学オキシダント (O _x)	1時間値が 0.06ppm 以下であること。	
浮遊粒子状物質 (SPM)	1時間値の1日平均値が 0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が 0.20mg/m ³ 以下であること。	
備考	1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。 2. 浮遊粒子状物質とは大気中に浮遊する粒子状物質であってその粒径が 10 μm 以下のものをいう。 3. 二酸化窒素について、1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内にある地域にあつては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることをなさないよう努めるものとする。 4. 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質(中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。)をいう。	

②有害大気汚染物質（ベンゼン等）に係る環境基準

物質	環境上の条件	告示年月日
ベンゼン	1年平均値が 0.003mg/m ³ 以下であること。	平成 9 年 2 月 4 日
トリクロロエチレン	1年平均値が 0.13mg/m ³ 以下であること。	平成 30 年 11 月 19 日
テトラクロロエチレン	1年平均値が 0.2mg/m ³ 以下であること。	平成 9 年 2 月 4 日
ジクロロメタン	1年平均値が 0.15mg/m ³ 以下であること。	平成 13 年 4 月 20 日
測定方法	キャニスター若しくは捕集管により採取した試料をガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法又はこれと同等以上の性能を有すると認められる方法	
備考	1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。 2. ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。	

③ダイオキシン類に係る環境基準

物質	環境上の条件	告示年月日
ダイオキシン類	1 年平均値が 0.6pg-TEQ/m ³ 以下であること。	平成 11 年 12 月 27 日
備考	1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。 2. 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。	
語句説明	① pg 1 兆分の 1g ② TEQ ダイオキシン類の毒性等量(ダイオキシン類の量を、ダイオキシン類の中で最も毒性の強い 2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの量に換算した量として表していることを示す符号) ③ pg-TEQ/m ³ 1m ³ あたりに含まれるダイオキシン類毒性等量	

④微小粒子状物質に係る環境基準

物質	環境上の条件	告示年月日
微小粒子状物質 (PM2.5)	1年平均値が 15 μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が 35 μg/m ³ 以下であること。	平成 21 年 9 月 9 日
備考	1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。 2. 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であつて、粒径が 2.5 μm の粒子を 50% の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。	

参考) 光化学スモッグ注意報などの発令基準

種類	発令基準(神奈川県)
注意報	光化学オキシダント濃度の1時間値が0.12ppm以上となり、かつ気象条件からみて当該大気汚染の状態が継続すると認められるとき
警報	光化学オキシダント濃度の1時間値が0.24ppm以上となり、かつ気象条件からみて当該大気汚染の状態が継続すると認められるとき
重大緊急時警報	光化学オキシダント濃度の1時間値が0.4ppm以上となり、かつ気象条件からみて当該大気汚染の状態が継続すると認められるとき

(2) 騒音

①騒音に係る環境基準

地域の類型	基準値	
	昼間	夜間
AA	50デシベル以下	40デシベル以下
A及びB	55デシベル以下	45デシベル以下
C	60デシベル以下	50デシベル以下

(注) 1 時間の区分は、昼間を午前6時から午後10時までの間とし、夜間を午後10時から翌日の午前6時までの間とする。
 2 AAを当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。
 3 Aを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。
 4 Bを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。
 5 Cを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。
 ただし、次表に掲げる地域に該当する地域(以下「道路に面する地域」という。)については、上表によらず次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

②道路に面する地域の環境基準

地域の区分	昼間	夜間
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60デシベル以下	55デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65デシベル以下	60デシベル以下

備考 車線とは、1縦列の自動車安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。
 この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

③幹線交通を担う道路に近接する空間の環境基準(特例)

区分	昼間	夜間
幹線交通を担う道路に近接する空間	70デシベル以下	65デシベル以下

備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準(昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下)によることができる。

④新幹線鉄道騒音に係る環境基準

地域の類型	基準値	備考
I	70デシベル以下	Iをあてはめる地域は主として住居の用に供される地域とし、IIをあてはめる地域は商工業の用に供される地域等 I以外の地域であつて通常の生活を保全する必要がある地域とする。
II	75デシベル以下	

⑤航空機騒音に係る環境基準

地域の類型	基準値	備考
I	57デシベル以下	Iをあてはめる地域は専ら住居の用に供される地域とし、IIをあてはめる地域はI以外の地域であつて通常の生活を保全する必要がある地域とする。
II	62デシベル以下	

環境基準は、1日当たりの離着陸回数10回以下の飛行場であつて、警察、消防及び自衛隊等専用の飛行場並びに離島にある飛行場の周辺地域には適用しないものとする。

(3) 水環境

①公共用水域の水質汚濁に係る環境基準

1) 人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値	達成期間及び該当水域
カドミウム	0.003mg/ℓ以下	<達成期間> 直ちに達成され、維持されるように努めるものとする。 <該当水域> 全公共用水域 備考 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。 2 「検出されないこと」とは、測定方法の項(省略)に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。 3 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。 4 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。
全シアン	検出されないこと。	
鉛	0.01mg/ℓ以下	
六価クロム	0.02mg/ℓ以下	
砒素	0.01mg/ℓ以下	
総水銀	0.0005mg/ℓ以下	
アルキル水銀	検出されないこと。	
PCB	検出されないこと。	
ジクロロメタン	0.02mg/ℓ以下	
四塩化炭素	0.002mg/ℓ以下	
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/ℓ以下	
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/ℓ以下	
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/ℓ以下	
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/ℓ以下	
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/ℓ以下	
トリクロロエチレン	0.01mg/ℓ以下	
テトラクロロエチレン	0.01mg/ℓ以下	
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/ℓ以下	
チウラム	0.006mg/ℓ以下	
シマジン	0.003mg/ℓ以下	
チオベンカルブ	0.02mg/ℓ以下	
ベンゼン	0.01mg/ℓ以下	
セレン	0.01mg/ℓ以下	
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/ℓ以下	
ふっ素	0.8mg/ℓ以下	
ほう素	1mg/ℓ以下	
1,4-ジオキサン	0.05mg/ℓ以下	

2) 生活環境の保全に関する環境基準
ア 利用目的の適応性

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
AA	水道1級 自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1mg/ℓ以下	25mg/ℓ以下	7.5mg/ℓ以上	20CFU/ 100ml 以下
A	水道2級 水産1級 水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2mg/ℓ以下	25mg/ℓ以下	7.5mg/ℓ以上	300CFU/ 100ml 以下
B	水道3級 水産2級 及びC以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/ℓ以下	25mg/ℓ以下	5mg/ℓ以上	1,000CFU/ 100ml 以下
C	水産3級 工業用水1級 及びD以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5mg/ℓ以下	50mg/ℓ以下	5mg/ℓ以上	—
D	工業用水2級 農業用水 及びEの欄に掲げるもの	6.0 以上 8.5 以下	8mg/ℓ以下	100mg/ℓ以下	2mg/ℓ以上	—
E	工業用水3級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10mg/ℓ以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	2mg/ℓ以上	—
綾瀬市内該当水域	全公共用水域のうち、水域類型ごとに指定する水域 ※引地川水域 (蓼川、比留川) : C類型 (H25.7.30 D類型より指定見直し) ※相模川支川 目久尻川 : B類型 (H30.6.29 指定)					
備考	基準値は、日間平均値とする。ただし、大腸菌数に係る基準値については、90%水質値(年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べた際の0.9×n番目(nは日間平均値のデータ数)のデータ値(0.9×nが整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる。))とする。 農業利用水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/ℓ以上とする。					
(注)1	自然環境保全:自然探勝等の環境保全					
2	水道1級:ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの 水道2級:沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの 水道3級:前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの					
3	水産1級:ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用 水産2級:サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用 水産3級:コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用					
4	工業用水1級:沈殿等による通常の浄水操作を行うもの 工業用水2級:薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの 工業用水3級:特殊の浄水操作を行うもの					
5	環境保全:国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度					

イ 水生生物の生息状況の適応性

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/ℓ以下	0.001mg/ℓ以下	0.03mg/ℓ以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/ℓ以下	0.0006mg/ℓ以下	0.02mg/ℓ以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/ℓ以下	0.002mg/ℓ以下	0.05mg/ℓ以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/ℓ以下	0.002mg/ℓ以下	0.04mg/ℓ以下
綾瀬市内該当水域	※引地川水域 (蓼川、比留川) : 生物B類型 (H30.6.29 指定) ※相模川支川 目久尻川 : 生物B類型 (H30.6.29 指定)			
備考	基準値は、年間平均値とする。			

②地下水の水質汚濁に係る環境基準（平 9.3.13 環告 10、最終改定令 3.10.7 環告 63）

項目	地下水基準値	項目	地下水基準値
カドミウム	0.003mg/ℓ以下	1,1,1-トリクロロエタン	1mg/ℓ以下
全シアン	検出されないこと。	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/ℓ以下
鉛	0.01mg/ℓ以下	トリクロロエチレン	0.01mg/ℓ以下
六価クロム	0.02mg/ℓ以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/ℓ以下
砒素	0.01mg/ℓ以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/ℓ以下
総水銀	0.0005mg/ℓ以下	チウラム	0.006mg/ℓ以下
アルキル水銀	検出されないこと。	シマジン	0.003mg/ℓ以下
PCB	検出されないこと。	チオベンカルブ	0.02mg/ℓ以下
ジクロロメタン	0.02mg/ℓ以下	ベンゼン	0.01mg/ℓ以下
四塩化炭素	0.002mg/ℓ以下	セレン	0.01mg/ℓ以下
クロロエチレン (別名塩化ビニル又は 塩化ビニルモノマー)	0.002mg/ℓ以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/ℓ以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/ℓ以下	ふっ素	0.8mg/ℓ以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/ℓ以下	ほう素	1mg/ℓ以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/ℓ以下	1,4-ジオキサン	0.05mg/ℓ以下
備考	1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。 2 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。 3 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格K0102の43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格K0102の43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。 4 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2により測定されたシス体の濃度と規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。		

(4) ダイオキシン類

①ダイオキシン類に係る環境基準

媒体	基準値
大気	0.6pg-TEQ/m ³ 以下
水質(水底の底質を除く。)	1pg-TEQ/ℓ以下
水底の底質	150pg-TEQ/g以下
土壌	1,000pg-TEQ/g以下
備考	1 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-p-ダイオキシンの毒性に換算した値とする。 2 大気及び水質(水底の底質を除く。)の基準値は、年間平均値とする。 3 土壌中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出又は高圧流体抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計、ガスクロマトグラフ四重極形質量分析計又はガスクロマトグラフタンデム質量分析計により測定する方法(この表の土壌の欄に掲げる測定方法を除く。以下「簡易測定方法」という。)により測定した値(以下「簡易測定値」という。)に2を乗じた値を上限、簡易測定値に0.5を乗じた値を下限とし、その範囲内の値をこの表の土壌の欄に掲げる測定方法により測定した値とみなす。 4 土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が250pg-TEQ/g以上の場合簡易測定方法により測定した場合にあっては、簡易測定値に2を乗じた値が250pg-TEQ/g以上の場合には、必要な調査を実施することとする。
語句説明	①pg 1兆分の1g ②TEQ ダイオキシン類の毒性等量(ダイオキシン類の量を、ダイオキシン類の中で最も毒性の強い2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-p-ダイオキシンの量に換算した量として表していることを示す符号)

(5) 土壌環境

①土壌の汚染に係る環境基準について

項目	環境上の条件
カドミウム	検液1ℓにつき0.003mg以下であり、かつ、農用地においては、米1kgにつき0.4mg以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐(りん)	検液中に検出されないこと。
鉛	検液1ℓにつき0.01mg以下であること。
六価クロム	検液1ℓにつき0.05mg以下であること。
砒(ひ)素	検液1ℓにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地(田に限る。)においては、土壌1kgにつき15mg未満であること。
総水銀	検液1ℓにつき0.0005mg以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地(田に限る。)において、土壌1kgにつき125mg未満であること。
ジクロロメタン	検液1ℓにつき0.02mg以下であること。
四塩化炭素	検液1ℓにつき0.002mg以下であること。
クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	検液1ℓにつき0.002mg以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液1ℓにつき0.004mg以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液1ℓにつき0.1mg以下であること。
1,2-ジクロロエチレン	検液1ℓにつき0.04mg以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液1ℓにつき1mg以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液1ℓにつき0.006mg以下であること。
トリクロロエチレン	検液1ℓにつき0.01mg以下であること。
テトラクロロエチレン	検液1ℓにつき0.01mg以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液1ℓにつき0.002mg以下であること。
チウラム	検液1ℓにつき0.006mg以下であること。
シマジン	検液1ℓにつき0.003mg以下であること。
チオベンカルブ	検液1ℓにつき0.02mg以下であること。
ベンゼン	検液1ℓにつき0.01mg以下であること。
セレン	検液1ℓにつき0.01mg以下であること。
ふっ素	検液1ℓにつき0.8mg以下であること。
ほう素	検液1ℓにつき1mg以下であること。
1,4-ジオキサン	検液1ℓにつき0.05mg以下であること。
備考	<p>1 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。</p> <p>2 カドミウム、鉛、六価クロム、砒(ひ)素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水から離れており、かつ、原状において当該地下水のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水1ℓにつき0.003mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg及び1mgを超えていない場合には、それぞれ検液1ℓにつき0.009mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg及び3mgとする。</p> <p>3 「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。</p> <p>4 有機燐(りん)とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。</p> <p>5 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2より測定されたシス体の濃度と日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。</p>

7 用語解説

<あ行>

■アダプト^{せいど}制度

アダプト (adopt) とは、英語で「養子縁組をする」という意味で、市民や民間事業者が、道路や公園、河川、緑地といった特定の公共施設の里親になり、定期的に美化活動等を行う制度のこと。

■あやせエコっと21

家庭や事業所での節電・節水など環境に配慮した行動や取り組みを進めていくための市独自の普及・啓発活動のこと。【家庭編】は、節電、省エネ家電への買い替えなどの取り組みにより、日常生活での二酸化炭素排出量を削減し、環境負荷の少ない、地球にやさしい暮らしを推進していく。【学童編】は、小学5年生を対象に、夏休み期間中に省エネ行動を実施することで、環境負荷の少ない、地球にやさしい暮らしを推進する。【事業所編】は、環境に配慮した取り組みを行っている市内の事業所を「あやせエコっと21事業所」として登録し、市民に紹介し、取り組みの普及啓発を図る。

■あやせ^{かんきょう}環境ネットワーク

あやせ環境ネットワークは、綾瀬市環境基本計画の推進を図るため、市と協働して持続可能な社会づくりを目指しており、市民、市民団体、事業者、事業者団体で構成されている。

■エコドライブ

ゆるやかな発進や一定速度での走行等、車の燃料消費量や二酸化炭素排出量を減らすための、環境に配慮した運転方法のこと。

■^{おんしつこうか}温室効果ガス

地表から放射された赤外線の一部を吸収することで地球の温度を高く保つ、温室効果をもつガスのこと。地球温暖化対策の推進に関する法律では、二酸化炭素やメタンなどの7物質が定められている。産業革命以降、化石燃料の使用が増え、その結果、温室効果ガスの濃度が増加したことにより、地球温暖化の原因となっている。

■オープンスペース

都市や敷地内において、建物のない空地のこと。環境の質の向上や住民のレクリエーション需要、災害時での避難場所などとして役割を果たしています。

<か行>

■カーシェアリング

登録を行った会員間で車を共有して使用するサービスのこと。自動車保有台数の減少や燃費の良い自動車をシェアすることにより、環境負荷の低減につながることを期待される。

■カーボンニュートラル

二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」から、植林、森林管理など植物等による「吸収量」を差し引いて、実質的に温室効果ガス排出量がゼロにすること。

■^{かんきょうきじゅん}環境基準

人の健康を保護し、生活環境を保全するうえで維持されることが望ましい基準として、物質の濃度や音の大きさなどの数値を定めたもの。環境基準は、国や地方公共団体が公害対策を進めていくうえで行政上の目標と

して定めたもので、公害発生源を直接規制するための基準（いわゆる規制基準）とは異なる。

■環境保全型農業かんきょうほぜんがたのうぎょう

農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性との調和などに留意しつつ、土づくり等を通じて、化学肥料や農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業のこと。

■気候変動適応計画きこうへんどうてきおうけいかく

「気候変動適応法」第7条に基づき、気候変動適応に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため策定される計画。気候変動適応に関する施策の基本的方向や、科学的知見の充実及びその活用、気候変動等に関する情報の収集、整理、分析及び提供を行う体制の確保に関する事項などについて定めています。

■気候変動適応法きこうへんどうてきおうほう

地球温暖化による気候変動に起因して、生活、社会、経済及び自然環境における気候変動影響が生じていること並びにこれが長年にわたり拡大するおそれがあることから、気候変動適応に関する計画を策定し、気候変動影響及び気候変動適応に関する情報の提供やその他必要な措置を講ずることで、国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的としており、2018(平成30)年に施行された法律。

■気候変動に関する政府間パネル（IPCC）きこうへんどう かん せいふかん

1988(昭和63)年に、国連環境計画と世界気象機関により設立された組織のこと。人為起源による気候変化、影響、適応及び緩和方策に関し、科学的、技術的、社会経済学の見地から包括的な評価を行うことを目的としている。

■光化学オキシダント（O_x）こうかがく

工場や自動車から排出される窒素酸化物や揮発性有機化合物を主体とする一次汚染物質が、太陽光線の照射を受けて化学反応を起こすことにより発生する二次的な汚染物質のこと。日差しが強く、気温が高く、風が弱い日などに高濃度になりやすく、目やのどに刺激を与え、目がチカチカする、のどが痛いなどの健康被害がみられることがある。

<さ行>

■再生可能エネルギーさいせいかのう

太陽光や太陽熱、風力、地熱、中小水力、バイオマス等の資源が枯渇せず繰り返し使え、地球温暖化の原因となる温室効果ガスを排出しないエネルギーのこと。

■次世代自動車じせだいじどうしゃ

電気自動車・燃料電池自動車・ハイブリッド車・プラグインハイブリッド車・天然ガス自動車・クリーンディーゼル車のことで、環境性能に優れている。

■循環型社会じゆんかんがたしやかい

廃棄物等の発生を抑制し、資源の循環的な利用及び適正な処分を行うことで、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減された社会のこと。

■消化ガス発電しょうが はつでん

下水処理で発生した汚泥を微生物に分解させ、発生する消化ガスを用いた発電のこと。バイオマスエネルギーである下水汚泥を利用した発電により温室効果ガスを削減するとともに、汚泥処分費の削減につながる。

■生物多様性せいぶつたようせい

あらゆる生物種の多さと、それらによって成り立っている生態系の豊かさやバランスが保たれている状態を指す。また、生物が過去から未来へと伝える遺伝子の多様さまで

も含めた幅広い概念。

<た行>

だつたんそしゃかい
■脱炭素社会

二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」から、植林、森林管理など植物等による「吸収量」を差し引いて、実質的に温室効果ガス排出量がゼロにする社会のこと。

ちい きじゆんかんきょうせいけん
■地域循環共生圏

各地域が美しい自然景観等の地域資源を最大限活用しながら自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合うことにより、地域の活力が最大限に発揮されることを目指す考え方。

ちかすい よう
■地下水かん養

地表の水が地下へ浸透し、帯水層に水が供給されること。地下水かん養は、道路冠水・河川洪水・地盤沈下の防止や、地下水資源の確保、湧水の復活、ヒートアイランド現象の防止などに効果がある。

ちきゅうおんだんか
■地球温暖化

人の活動の拡大によって、二酸化炭素(CO₂)などの温室効果ガスの濃度が上がり、地球の気温が上昇すること。近年、地球規模での温暖化が進み、海面上昇や干ばつなどの問題を引き起こし、人や生態系に大きな影響を与えることが懸念されている。

ちきゅうおんだんかたいさくけいかく
■地球温暖化対策計画

地球温暖化対策の総合的かつ計画的な推進を図るための地球温暖化に関する総合計画。「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、2016(平成 28)年に閣議決定され、温室効果ガスの排出抑制及び吸収の目標、事業者、国民等が講ずべき措置に関する基本的事項、目標達成のために国、地方公共団体が講ずべき施策等が示されている。2021(令和

3)年に改訂され、「2050年カーボンニュートラル」宣言、2030(令和 12)年度 46%削減目標等の実現に向けた主な対策・施策として、自治体における促進区域の設定、住宅や建築物の省エネ基準への適合の義務付け拡大、2050(令和 32)年に向けたイノベーション支援等を挙げている。

ちきゅうおんだんかたいさく すいしん かん ほうりつ
■地球温暖化対策の推進に関する法律
ちきゅうおんだんかたいさくすいしんほう
(地球温暖化対策推進法)

温室効果ガスの排出抑制等の推進を図ることにより、国民の健康で文化的な生活を確保し、人類の福祉に貢献することを目的として、国、地方公共団体、事業者、国民それぞれの責務を明らかにするとともに、各主体が自主的かつ積極的に課題に取り組むための法的枠組であり、1998(平成 10)年に公布された法律。

でんきじどうしゃ
■電気自動車

BEV(Battery Electric Vehicle)、
EV(Electric Vehicle)

エンジンの代わりにモーターと蓄電池(バッテリー)を搭載し、充電した電気の力で動く車のこと。充電のための電気を発電する際に二酸化炭素やその他の有害物質が排出される可能性はあるものの、電気自動車そのものからの排出はない。

としこうえん
■都市公園

都市公園法で定められた、国や地方自治体が設置した公園や緑地のこと。

<な行>

ねんりょうでんちじどうしゃ
■燃料電池自動車 FCV(Fuel Cell Vehicle)、
FCEV(Fuel Cell Electric Vehicle)

燃料電池で水素と酸素の化学反応によって発電した電気エネルギーを使って、モーターを回して走る自動車。

<は行>

■ハザードマップ

自然災害による被害の軽減や防災対策に使用する目的で、被災想定区域や避難場所・避難経路などの防災関係施設の位置などを表示した地図。

■びしょうりゅうじじょうぶつしつ微小粒子状物質 (PM2.5)

大気中に浮遊する粒径 2.5 μ m(マイクロメートル： μ m=1000分の1mm)以下の小さなものを指し、ボイラーや自動車の排気ガス等から発生し、健康への影響が懸念されています。

■ヒートアイランド現象げんしょう

都市の気温が周囲よりも高くなる現象のこと。都市及びその周辺の地上気温分布において等温線が都市部を中心に縞状に市街地を取り巻く状態となることからヒートアイランド(熱の島)といわれる。

■ひかせきししょうしょ非化石証書

再生可能エネルギーなど、石炭や石油などの化石燃料を使っていない非化石電源(電気をつくる方法)で発電された電気をもつ「環境価値」を証書にしたもの。

■フードドライブ

家庭で余っている食べ物を学校や職場などに持ち寄り、それらをまとめて地域の福祉団体や施設、フードバンク団体などに寄付する活動のこと。

■ふゆうりゅうじじょうぶつしつ浮遊粒子状物質 (SPM)

大気中に浮遊する粉塵のうち粒径が10 μ m以下の微細な粒子の総称。土壌粒子や火山噴火物など自然発生物と、自動車や工場などからの人工的発生物があります。

■プラグインハイブリッド自動車じどうしゃ

PHV(Plug-in Hybrid Vehicle),

PHEV(Plug-in Hybrid Electric Vehicle)
ハイブリッド車(HV)に、外部充電機能を加え、コンセントからバッテリーに直接充電できる機能を持つハイブリッド車。

<英数>

■べむすBEMS

Building Energy Management System(ビル・エネルギー・マネジメントシステム)の略称。設備の運転状況やエネルギー消費を可視化し、ビルの省エネ化や運用面の効率化に役立つもの。

■びーおーディー BODせいぶつかがくてきさんそようきゅうりょう(生物化学的酸素要求量)

水中の有機物が微生物によって分解されるときに消費される酸素の量のこと。BODの値が大きいほど、水中の有機物による汚染が大きいことを示すため、水の汚れぐあいの指標とされている。

■フェムスFEMS

Factory Energy Management System(ファクトリー・エネルギー・マネジメントシステム)の略称。BEMSと同様に工場の省エネ化に役立つシステムのこと。

■へむすHEMS

Home Energy Management System(ホーム・エネルギー・マネジメントシステム)の略称。BEMSと同様に家庭の省エネ化に役立つシステムのこと。

■アールシーピー RCPがいりょうのうどはいる(代表濃度経路シナリオ：Representative Concentration Pathways)

将来、温室効果ガスが安定化する濃度レベルと、そこに至るまでの経路のうち代表的なものを選び作成されたもの。具体的には、将来の気温上昇2℃以下を達成し、温室効果ガス排出量が最も低いシナリオ(RCP2.6)、2100年の温室効果ガス排出量が最大となったシナリオ(RCP8.5)、それらの中間シナリ

オ（RCP4.5、RCP6.0）が設定されている。2.6などの数字は、地球温暖化を引き起こす効果（放射強制力）を表しており、数値が高いほど温室効果ガスの濃度が高く、温暖化を引き起こす効果が高いことを示す。

^{エスディージェーズ}
■SDGs (Sustainable Development Goals)

2015(平成27)年に国連サミットで採択された持続可能な開発目標のこと。2030(令和12)年を期限とした、国際社会全体の17の開発目標と、それを実現するための169のターゲットから構成され、「誰一人取り残さない」を理念とし経済、社会、環境を巡る広範囲な課題に取り組むもの。

^{ゼロ}
■ZEB

Net Zero Energy Building (ネット・ゼロ・エネルギー・ビル) の略称。年間の一次エネルギー消費量が正味ゼロまたはマイナスの建築物のこと。省エネによって使うエネルギーを減らし、創エネによって使う分のエネル

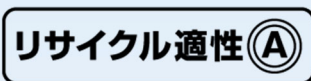
ギーをつくることで、エネルギー消費量を正味（ネット）でゼロにする。

^{ゼッチ}
■ZEH

net Zero Energy House (ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス) の略称。「エネルギー収支をゼロ以下にする家」という意味。家全体の断熱性や設備の効率化により、家庭で使用するエネルギーの省エネを進めた上で、太陽光発電などで創るエネルギーをバランスして、1年間で消費するエネルギーの量を実質的にゼロ以下にする家のこと。

■3R+Renewable (スリーアール+リニューアブル) (再生可能資源の活用)

持続可能な資源循環を目指す基本原則で、3Rとは、ごみの発生抑制 (Reduce リデュース)、再使用(Reuse リユース)、再生利用 (Recycle リサイクル) のこと。Renewable (リニューアブル)は、プラスチック製包装容器・製品を紙やバイオマスプラスチック等、再生材や再生可能資源に切り替えること。



この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。



第3次綾瀬市環境基本計画 2023(令和5)年度～2032(令和14)年度

あやせの緑と水をみんなで育み
環境負荷のない暮らしを実践し
持続可能なまちづくりを進める

2023(令和5)年8月

綾瀬市市民環境部環境保全課

〒252-1192 神奈川県綾瀬市早川 550 番地